

子ども・子育て支援新制度に関する事業者説明会

対象：認定こども園（移行予定園を含む）

平成27年 2月17日（火）
午後 6時30分～午後 9時
会場：開港記念会館 6号室

〈次第〉

- 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 公定価格について
 - (2) 職員処遇改善加算について
 - (3) 保育・教育向上支援費（本市独自助成）について
 - (4) 障害児等保育について
 - (5) 幼稚園・認定こども園に対する補助事業について
 - (6) 延長保育事業について
 - (7) 一時的な預かり・保育事業について
 - (8) 給付事務・利用者負担について
 - (9) 認定事務について
 - (10) 業務管理体制の整備について
 - 3 質疑応答
 - 4 閉会
-

〔配付資料〕

資料1	公定価格について
資料2	職員処遇改善加算について
資料3	保育・教育向上支援費（本市独自助成）について
資料4	障害児保育教育対象児童及び特別支援対象児童の認定について
資料5	幼稚園・認定こども園に対する補助事業について
資料6	延長保育事業について
資料7	一時的な預かり・保育事業について
資料8	給付事務・利用者負担について
資料9	認定事務について
資料10	特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備について

本日の説明内容は、平成27年度予算案にかかる事項です。最終的に予算審議を経て決定しますので、今後変更になる場合があることを、あらかじめご了承ください。

◆ お問い合わせ先 ◆

横浜市では、子ども・子育て支援新制度の給付事務に関する問い合わせに対応する「給付事務コールセンター」と、横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストールや操作方法専門の「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」を開設いたしました。

不明な点は、下記コールセンターへお問い合わせください。

<給付事務コールセンター>

子ども・子育て支援新制度の公定価格、市独自助成の項目や要件に関するお問い合わせ

[045-664-2616]

(開設期間) 平成 27 年2月1日～

(受付時間)8:45～17:00 ※土日・祝日を除く

<請求明細作成ソフト ヘルプデスク>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

[045-453-5627]

(開設期間)平成 27 年2月1日～

(受付時間)9:00～17:00 ※土日・祝日を除く

◆ 制度全般について ◆

制度の概要、資料については、専用ホームページを御確認ください。

(情報、様式等 随時更新されますので、ご確認ください)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

公定価格（本単価）について

主な内容

- ◆国の子ども・子育て会議で27年度の公定価格が提示されました。
- ◆29年度までに実施するとしていた「質の改善」はすべて反映しています。
- ◆横浜市の地域区分は12/100地域から16/100地域へ変更となりました。
- ◆処遇等改善加算の加算率が示されました。（別紙）
- ◆1号認定のチーム保育加算の上限人数が変更になりました。（大規模園への加配見直し）
（利用定員～45人は1人、46～150人は2人、151～240人は3人、241～270人は3.5人、271～300人は4人、301～450人は5人、451人～は6人を上限として加算）
- ◆現行の幼保連携型認定こども園が移行する場合の施設長の人件費分の加配が追加されました。
- ◆冷暖房費加算の区分は、「その他地域」です。
- ◆減価償却費加算の区分は、「B地域・都市部」です。
- ◆賃借料加算の区分は、「A地域・都市部」です。
- ◆保育時間（11時間）に対応する単価が発表されたことを受けて、現行の横浜市長時間保育助成要綱に定める11時間開所雇用費は廃止します。（併せて要綱も廃止します）
- ◆保育時間（11時間）は市基準の保育士配置が必要です。保育時間（11時間）を超える時間帯の延長保育も同様に市基準の保育士を配置してください。難しい場合は、市基準で配置する人数のうち、保育士の配置人数を国基準での配置で可とします。

1 問い合わせ先について

公定価格の加算要件等についてご不明な点があれば、給付事務コールセンターへお問い合わせください。

電話番号 045-664-2616

（開設期間）平成27年2月1日～平成27年3月31日

（受付時間）8：45～17：00 ※土日・祝日を除く

※国から示されていない事項等もあり、現時点では明確にお答えできない事項もありますのでご了承ください。

2 公定価格についてのQA

（1） 他市町村在住の子どもに対しては、その市町村の地域区分を適用するのか？

A. 地域区分は施設等の所在地（横浜市）の地域区分を適用します。

例として）大和市の子どもが横浜市の施設を利用する場合

- ①公定価格は横浜市の地域区分（16/100）、②利用者負担は大和市が定めた利用料、
- ③給付費の請求先は大和市 となります。

(2) 28、29年度の公定価格はどうなるのか？

A. (28年度以降の公定価格は各年度の国の予算編成の過程で最終決定することになります)

28、29年度の公定価格は27年度と同額となることが想定されます。27～29年度で段階的に実施する予定だった「質の改善」について27年度から実施したという整理です。

(3) 消費税増税延期の影響は？

A. 消費税増税による増収分を「質の改善」等に充てる予定でした。消費税増税は延期されましたが、「質の改善」は27年度から実施することとなりました。増税延期の影響はないと言えます。

(4) 「質の改善」が実施されるまで横浜市で先取りすると説明していた独自助成項目はどうなるのか？

A. 3歳児職員配置加算、処遇等改善加算(質の改善分)については、国の加算が行われるまでは、本市で先取りする旨、8月の説明会等でお知らせしましたが、27年度から公定価格で加算されることになりましたので、本市独自助成は国の加算と重複しないよう、項目及び単価を整理しています。

3 添付資料

公定価格単価表(案) 16/100 地域

認定こども園
(教育標準時間認定(1号))

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）											
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 （※1） ⑤	処遇改善等加算 〔注1〕 ⑥		副園長・ 教頭配置 加算 ⑦	学級編制 調整加算 ⑧	3歳児配置 改善加算 ⑨		満3歳児対応加 配加算（3歳児配 置改善加算無 し） ⑩	満3歳児対応加 配加算（3歳児配 置改善加算有 り） ⑪				
〇/100 地域	〇人 から 〇人 まで 1号		4歳以上児	〇円（ 〇円）	〇円（ 〇円）×加算率	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円		
			3歳児	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	
			4歳以上児	〇円（ 〇円）	〇円（ 〇円）×加算率	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
			3歳児	〇円	〇円×加算率	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円

加算部分1（続き）					調整部分				
チーム 保育加算 加算 （注3） ⑪	通園送迎 加算 ⑫	給食実施加算 ⑬	外部監査費加算 ⑭	主幹教諭等の専任化 により子育て支援の 取組みを実施してい ない場合 ⑮	年齢別配置基準を下回る 場合 ⑯	配置基準上求められる職 員資格を有しない場合 ⑰	施設長に係 る経過措置 が適用され る場合 ⑱	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑲	
〇円 ×加算 率 ×加配 人数	〇円 ×加算 率 ×加配 人数	〇円× 適当 たり 実施日 数	〇円 ×加算 率	〇円 +〇円 ×加算 率	（〇円 +〇円 ×加算 率） ×人数	（〇円 +〇円 ×加算 率） ×人数	〇円	（〇円 ×加算 率） ×〇/100	
〇円 ×加算 率 ×加配 人数	〇円 ×加算 率 ×加配 人数	〇円× 適当 たり 実施日 数	〇円 ×加算 率	〇円 +〇円 ×加算 率	（〇円 +〇円 ×加算 率） ×人数	（〇円 +〇円 ×加算 率） ×人数	〇円	（〇円 ×加算 率） ×〇/100	

（続き）

療育支援加算（※2） ⑳	A 基本額 〇円 + 処遇改善等加算 〇円×加算率 ÷各月初日の利用子ども数 B 基本額 〇円 + 処遇改善等加算 〇円×加算率 ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
事務職員雇上費加算 ㉑	基本額 〇円 + 処遇改善等加算 〇円×加算率 ÷各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算 ㉒	1級地 〇円 4級地 〇円 2級地 〇円 その他地域 〇円 3級地 〇円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
施設関係者評価加算（※2） ㉓	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算 ㉔	〇円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算（※2） ㉕	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算（※2） ㉖	〇円（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小笠原接縫加算（※2） ㉗	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算（※2） ㉘	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（㉔の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 （注2）チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員～45人は1人、46～150人は2人、151～240人は3人、241～270人は3人、271～300人は4人、301～450人は5人、451人～は6人を上限として加算）
 （※1）質の改善事項における事務負担への対応（非常勤2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。
 （※2）1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（㉔外部監査費加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）は1号と2・3号で等分して計上

(各項目の説明：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（教育標準時間認定：1号）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（4歳以上児、3歳児）

⑤基本分単価^(注)・・・①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP18参照）

※ 質の改善事項における事務負担への対応（非常勤2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。

⑥処遇改善等加算^(注)・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑦副園長・教頭配置加算^(*1)・・・副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費（保育教諭との差額）を加算

⑧学級編制調整加配加算^(*1)・・・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人（常勤）加配するための費用を加算（利用定員36人以上300人以下の施設を対象）

⑨3歳児配置改善加算^{(注)(*1)}・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑩・⑩' 満3歳児対応加配加算^(*1)・・・満3歳児を担当する保育教諭等を配置する（6：1）場合に必要の人件費等を加算

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児（1号子ども）をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児（1号子ども）にのみ反映（加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額）

※ 上記⑨「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑩でなく⑩'を適用する。

⑪チーム保育加配加算^(*1) . . . 認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員の規模等に応じてチーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算

※ チーム保育を行う保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員～45人は1人、46～150人は2人、151～240人は3人、241～270人は3.5人、271～300人は4人、301～450人は5人、451人～は6人を上限として加算）

⑫通園送迎加算^(*1) . . . 通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等（外部委託費を含む）を加算

※ 定員規模に応じた加算額を設定

⑬給食実施加算^(*1) . . . 給食を実施する施設に、調理員の人件費等（外部委託費を含む）を加算

※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定

⑭外部監査費加算 . . . 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算

※ 認定こども園全体（1号～3号）の定員規模に応じた加算額（1号と2・3号で費用を等分）を設定

⑮主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合

. . . 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整

⑯年齢別配置基準を下回る場合 . . . 年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整

⑰配置基準上求められる職員資格を有しない場合 . . . 公定価格（基本分）における配置基準上の職員（学級担任、保育従事者）について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整

⑱施設長に係る経過措置が適用される場合^(*1)

. . . 新制度施行前に既に幼保連携型認定こども園であった施設のうち、施行前の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所それぞれに施設長を配置しており、かつ、現にそのいずれも配置している場合に、5年を限度として、必要な人件費等定額で調整

⑲定員を恒常的に超過する場合 . . . 連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑳療育支援加算^(*1) . . . 障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹（主任）を補助する者に要する経費（1号と2・3号で費用を等分）を加算

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

⑳事務職員雇上費加算^(※1) . . . 認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に事務職員（非常勤）を加配するための経費を加算

㉑冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

㉒施設関係者評価加算 . . . 施設の関係者による評価を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

㉓除雪費加算 . . . 豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

㉔降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉕施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

㉖小学校接続加算 . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

㉗第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（㉔の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（※1）それぞれの費用について、㉔の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

（※2）一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

区分	内 容
事務費	人件費（注） (1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等） (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当（※） ②非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③年休代替要員費
	管理費 <職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費（※）、苦情解決対策費（※）、子育て支援活動費（※）
事業費	<生活諸費> 一般生活費（教材費、光熱水費）

(注) 職員数の考え方

- ・園長（※） 1人
- ・保育教諭
(配置基準)

3歳児 20:1
4歳以上児 30:1

*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

- ・保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定し、主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配
- ・また、非常勤講師を1人加配（利用定員35人以下及び121人以上）

- ・事務職員 1人（※） *このほか、非常勤事務職員を1人加配（認定こども園全体（1号～3号）の利用定員91人以上）
*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加（※）

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

認定こども園
(保育認定(2号・3号))

【認定こども園（保育認定（2号・3号））】

赤字：償改善事項

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本部分		加算部分1（続く）		3歳児配置改善加算		休日保育加算		処遇改善等加算		
				保育必要量区分 ⑤		保育標準時間認定		保育短時間認定		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥ (注1)	保育短時間認定 基本分単価 ⑥ (注1)	⑦	⑦							
〇/100 地域	〇人から 〇人まで	2号	4歳以上児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円(〇円)×加算率	〇円(〇円)×加算率	+	注(〇円) (〇円×加算率)	〇円	〇円	〇円	〇円×加算率	
			3歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円(〇円)×加算率	〇円(〇円)×加算率	+	〇円	〇円	〇円	〇円×加算率		
	〇人から 〇人まで	3号	1、2歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円(〇円)×加算率	〇円(〇円)×加算率	+	注(〇円) (〇円×加算率)	〇円	〇円	〇円	〇円×加算率	
			乳児	〇円	〇円	〇円×加算率	〇円×加算率	+	〇円	〇円	〇円	〇円×加算率		
	〇人から 〇人まで	2号	4歳以上児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円(〇円)×加算率	〇円(〇円)×加算率	+	注(〇円) (〇円×加算率)	〇円	〇円	〇円	〇円×加算率	
			3歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円(〇円)×加算率	〇円(〇円)×加算率	+	〇円	〇円	〇円	〇円×加算率		
〇人から 〇人まで	3号	1、2歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円(〇円)×加算率	〇円(〇円)×加算率	+	注(〇円) (〇円×加算率)	〇円	〇円	〇円	〇円×加算率		
		乳児	〇円	〇円	〇円×加算率	〇円×加算率	+	〇円	〇円	〇円	〇円×加算率			

休日保育の年間延べ利用子ども数 〇人～〇人 〇円 〇人～〇人 〇円 ：	休日保育の年間延べ利用子ども数 〇人～〇人 〇円×加算率 〇人～〇人 〇円×加算率 ：	各月初日の利用子ども数
----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	-------------

加算部分1（続き）				調整部分									
夜間保育加算 ⑩	処遇改善等加算	設備償却加算 ⑪	貸借料加算 ⑫	外部監査費加算 ⑬	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ⑭	分園の場合 ⑮	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑯	主幹放働等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 ⑰	年齢別配置基準を下回る場合 ⑱	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑲	施設長に係る経過措置が適用される場合 ⑳	処遇改善等加算 ㉑	定員を恒常的に超過する場合 ㉒
〇円(〇円)	〇円×加算率	〇円(〇円) 〇円(〇円)	〇円(〇円) 〇円(〇円)	認定こども園全体の利用定員 〇人～〇人 ※3月分の単価に加算	〇円 +〇円 ×加算率	(⑥+⑦) ×〇/100	(⑥+⑦) +⑧+⑩ ×〇/100	〇円 +〇円×加算率	(〇円 +〇円×加算率) ×人数	(〇円 +〇円×加算率) ×人数	〇円 + 〇円×加算率	(⑥～⑳) ×〇/100	(⑥～㉑) ×〇/100
〇円	〇円×加算率	〇円(〇円) 〇円(〇円)	〇円(〇円) 〇円(〇円)		〇円 +〇円 ×加算率	(⑥+⑦) ×〇/100	(⑥+⑦) +⑧+⑩ ×〇/100	〇円 +〇円×加算率	(〇円 +〇円×加算率) ×人数	(〇円 +〇円×加算率) ×人数	〇円 + 〇円×加算率	(⑥～㉑) ×〇/100	(⑥～㉑) ×〇/100

療育支援加算(注2)	基本額		処遇改善等加算		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	基本額	〇円 +	〇円×加算率	÷各月初日の利用子ども数	
冷暖費加算	1級地	〇円	4級地	〇円	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
施設関係者評価加算(注2)	⑳	〇円÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
除雪費加算	㉑	〇円		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算(注2)	㉒	〇円÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	〇円÷3月初日の利用子ども数		※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分	
	800時間以上1200時間未満	〇円÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	1200時間以上	〇円÷3月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算(注2)	㉓	〇円÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
小学校接続加算(注2)	㉔	〇円÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算	㉕	〇円÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算(注2)	㉖	〇円÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑬外部監査費については、認定こども園全体(1号～3号)の利用定員の規模に応じた費用)を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)

(各項目の説明：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて18区分設定

～10人	11～20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
------	--------	--------	-----------	----------	-------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑥基本分単価^(注1)・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP24参照）

⑦処遇改善等加算^(注1)・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑧3歳児配置改善加算^{(注1)(*1)}・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑨休日保育加算^(*1)・・・休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育教諭等の職員を休日に確保するための経費等を加算

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑩夜間保育加算^{(注1)(*1)}・・・夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育教諭等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑪減価償却費加算・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫賃借料加算・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑬外部監査加算^(注2)・・・公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算

※ 認定こども園全体（1号～3号）の定員規模に応じた加算額（1号と2・3号で費用を等分）を設定

⑭1号認定子どもの利用定員を設定しない場合・・・1号認定子どもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整

※ ⑥の基本分単価において、1号と2・3号にまたがる費用について、1号と2・3号の基本分単価にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整（またがる費用について「2」を乗じて算定した場合の差額を加算）及び事務職員に係る費用を調整（事務職員に係る経費を削減）

⑮分園の場合・・・分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整

* 分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。
（その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定）

⑯常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合

・・・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整

⑱年齢別配置基準を下回る場合・・・年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整

⑲配置基準上求められる職員資格を有しない場合・・・公定価格（基本分）における配置基準上の職員（学級担任、保育従事者）について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整

⑳施設長に係る経過措置が適用される場合^(*1)

・・・新制度施行前に既に幼保連携型認定こども園であった施設のうち、施行前の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所それぞれに施設長を配置しており、かつ、現にそのいずれも配置している場合に、5年を限度として、必要な人件費等定額で調整

㉑定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑳療育支援加算^{(注2)(*1)} . . . 障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹（主任）を補助する者に要する経費（1号と2・3号で費用を等分）を加算

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

㉑冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

㉒施設関係者評価加算^(注2) . . . 施設の関係者による評価を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

㉓除雪費加算 . . . 豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

㉔降灰除去費加算^(注2) . . . 降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉕入所児童処遇特別加算 . . . 高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況^(*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算

㉖施設機能強化推進費加算^(注2) . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(*2)に応じて必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

㉗小学校接続加算^(注2) . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

㉘栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉙第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（㉔の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定（費用を1号と2・3号の公定価格にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整）

(*1) それぞれの費用について、㉔の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(*2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

区分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 ^(※) ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費 ^(※) 、苦情解決対策費 ^(※) 、子育て支援活動費 ^(※)
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・園長^(※) 1人

・保育教諭
(配置基準)

乳児 3:1

1、2歳児 6:1

3歳児 20:1 *質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・保育教諭のうち1人は主幹(主任)として費用を算定し、主幹(主任)を専任化させるための代替要員を1人加配

・上記の他、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)

・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士(3時間)1人を加配

・調理員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))

・事務職員 1人^(※) *質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加^(※)

(1号認定子どもの利用定員を設定しない場合：1人(非常勤)*)

*現行の保育所の事務職員(非常勤5日分(3日+2日(加算)))に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための非常勤2日分を追加

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

認定こども園 (教育標準時間認定)

認定こども園を利用する教育標準時間認定子どもに係る施設型給付及び特例施設型給付の額について、子ども・子育て支援法附則第9条第1項第1号イ及び同項第2号イに基づき内閣総理大臣が定める特定教育・保育に係る費用の額の基準は、別表の額に1,000分の725を乗じて得た額とする。(p1(注)参照)

① 地域区分	② 定員区分	③ 認定区分	④ 年齢区分	⑤ 基本分単価		+	⑥ 処遇改善等加算		+	⑦ 副園長・教頭配置加算		+	⑧ 学級編制調整加配加算 ※1号・2号の利用定員の合計が 36人以上300人以下の場合に加算			
				(注)	(注)		(注)	処遇改善等加算		(注)	処遇改善等加算					
16/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	85,600	(92,800)	+	830	(910) × 加算率	+	7,390	+	70 × 加算率	+	28,820	+	280 × 加算率
			3歳児	92,800		+	910	× 加算率								
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	53,050	(60,250)	+	510	(580) × 加算率	+	4,430	+	40 × 加算率	+	17,290	+	170 × 加算率
			3歳児	60,250		+	580	× 加算率								
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	41,190	(48,390)	+	390	(460) × 加算率	+	3,160	+	30 × 加算率	+	12,350	+	120 × 加算率
			3歳児	48,390		+	460	× 加算率								
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	34,300	(41,500)	+	320	(390) × 加算率	+	2,460	+	20 × 加算率	+	9,600	+	90 × 加算率
			3歳児	41,500		+	390	× 加算率								
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	30,370	(37,570)	+	280	(350) × 加算率	+	1,840	+	10 × 加算率	+	7,200	+	70 × 加算率
			3歳児	37,570		+	350	× 加算率								
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	28,050	(35,250)	+	260	(330) × 加算率	+	1,470	+	10 × 加算率	+	5,760	+	50 × 加算率
			3歳児	35,250		+	330	× 加算率								
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	26,470	(33,670)	+	240	(320) × 加算率	+	1,230	+	10 × 加算率	+	4,800	+	40 × 加算率
			3歳児	33,670		+	320	× 加算率								
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	26,080	(33,280)	+	240	(310) × 加算率	+	1,050	+	10 × 加算率	+	4,110	+	40 × 加算率
			3歳児	33,280		+	310	× 加算率								
106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	25,170	(32,370)	+	230	(300) × 加算率	+	920	+	9 × 加算率	+	3,600	+	30 × 加算率	
		3歳児	32,370		+	300	× 加算率									
121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	25,080	(32,280)	+	230	(300) × 加算率	+	820	+	8 × 加算率	+	3,200	+	30 × 加算率	
		3歳児	32,280		+	300	× 加算率									
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	24,450	(31,650)	+	220	(290) × 加算率	+	730	+	7 × 加算率	+	2,880	+	20 × 加算率	
		3歳児	31,650		+	290	× 加算率									
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	23,490	(30,690)	+	210	(290) × 加算率	+	610	+	6 × 加算率	+	2,400	+	20 × 加算率	
		3歳児	30,690		+	290	× 加算率									
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	22,780	(29,980)	+	210	(280) × 加算率	+	520	+	5 × 加算率	+	2,050	+	20 × 加算率	
		3歳児	29,980		+	280	× 加算率									
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	22,270	(29,470)	+	200	(270) × 加算率	+	460	+	4 × 加算率	+	1,800	+	10 × 加算率	
		3歳児	29,470		+	270	× 加算率									
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	21,870	(29,070)	+	200	(270) × 加算率	+	410	+	4 × 加算率	+	1,600	+	10 × 加算率	
		3歳児	29,070		+	270	× 加算率									
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	21,550	(28,750)	+	190	(270) × 加算率	+	360	+	3 × 加算率	+	1,440	+	10 × 加算率	
		3歳児	28,750		+	270	× 加算率									
301人 以上	1号	4歳以上児	21,290	(28,490)	+	190	(260) × 加算率	+	330	+	3 × 加算率					
		3歳児	28,490		+	260	× 加算率									

① 地域区分	② 定員区分	③ 認定区分	④ 年齢区分	3歳児配置改善加算		満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算無し)		満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算有り)		チーム保育加配加算 ※加配1人当たり単価		
				⑨ 処遇改善等 加算	(70×加算率)	⑩ 処遇改善等 加算	(70×加算率)	⑩' 処遇改善等 加算	(70×加算率)	⑪ 処遇改善等 加算	(70×加算率)	
16/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					28,820×加配人数	280×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					17,290×加配人数	170×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					12,350×加配人数	120×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					9,600×加配人数	90×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					7,200×加配人数	70×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					5,760×加配人数	50×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					4,800×加配人数	40×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					4,110×加配人数	40×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					3,600×加配人数	30×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					3,200×加配人数	30×加算率×加配人数
			3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率		
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					2,880×加配人数	20×加算率×加配人数	
		3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率			
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					2,400×加配人数	20×加算率×加配人数	
		3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率			
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					2,050×加配人数	20×加算率×加配人数	
		3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率			
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					1,800×加配人数	10×加算率×加配人数	
		3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率			
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					1,600×加配人数	10×加算率×加配人数	
		3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率			
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					1,440×加配人数	10×加算率×加配人数	
		3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率			
301人 以上	1号	4歳以上児	+	(7,200)	(70×加算率)					1,310×加配人数	10×加算率×加配人数	
		3歳児	+	7,200	70×加算率	50,440	500×加算率	43,240	430×加算率			

① 地域区分	② 定員区分	③ 認定区分	④ 年齢区分	⑫ 通園送迎加算		⑬ 給食実施加算		⑭ 外部監査費加算 ※認定こども園全体の利用 定員の区分に応じて加算 ※3月分の単価に加算				
				処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算					
16/100 地域	15人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	3,640	+	30×加算率	+	1,360×週当たり実施日数	+	10×週当たり実施日数×加算率	~ 15人 26,660
	16人から25人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	2,490	+	20×加算率	+	810×週当たり実施日数	+	8×週当たり実施日数×加算率	16人~ 25人 16,400
	26人から35人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	2,000	+	20×加算率	+	580×週当たり実施日数	+	5×週当たり実施日数×加算率	26人~ 35人 12,000
	36人から45人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1,730	+	10×加算率	+	450×週当たり実施日数	+	4×週当たり実施日数×加算率	36人~ 45人 9,550
	46人から60人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1,300	+	10×加算率	+	340×週当たり実施日数	+	3×週当たり実施日数×加算率	46人~ 60人 7,330
	61人から75人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1,040	+	10×加算率	+	300×週当たり実施日数	+	3×週当たり実施日数×加算率	61人~ 75人 6,000
	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	860	+	8×加算率	+	270×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	76人~ 90人 5,110
	91人から105人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	740	+	7×加算率	+	250×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	91人~ 105人 4,570
	106人から120人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	650	+	6×加算率	+	230×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	106人~ 120人 4,160
	121人から135人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	570	+	5×加算率	+	220×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	121人~ 135人 3,850
	136人から150人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	520	+	5×加算率	+	210×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	136人~ 150人 3,600
	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500	+	5×加算率	+	190×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	151人~ 180人 3,110
	181人から210人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500	+	5×加算率	+	170×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	181人~ 210人 2,760
	211人から240人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500	+	5×加算率	+	170×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	211人~ 240人 2,500
241人から270人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500	+	5×加算率	+	150×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	241人~ 270人 2,400	
271人から300人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500	+	5×加算率	+	130×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	271人~ 300人 2,330	
301人以上	1号	4歳以上児 3歳児	+	500	+	5×加算率	+	120×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	301人~ 2,120	

① 地域区分	② 定員区分	③ 認定区分	④ 年齢区分	⑤ 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	⑥ 年齢別配置基準を下回る場合	⑦ 配置基準上求められる職員資格を有しない場合	⑧ 施設長に係る経過措置が適用される場合		⑨ 定員を恒常的に超過する場合		
							処遇改善等加算				
16/100 地域	15人まで	1号	4歳以上児	(7,500 +70×加算率)	(28,820 +280×加算率)×人数	(20,850 +200×加算率)×人数	+	17,000	+	170×加算率	(⑤~⑧) × 63/100
			3歳児								
	16人から25人まで	1号	4歳以上児	(4,500 +40×加算率)	(17,290 +170×加算率)×人数	(12,510 +120×加算率)×人数	+	10,200	+	100×加算率	(⑤~⑧) × 78/100
			3歳児								
	26人から35人まで	1号	4歳以上児	(3,210 +30×加算率)	(12,350 +120×加算率)×人数	(8,930 +80×加算率)×人数	+	7,280	+	70×加算率	(⑤~⑧) × 83/100
			3歳児								
	36人から45人まで	1号	4歳以上児	(2,500 +20×加算率)	(9,600 +90×加算率)×人数	(6,950 +70×加算率)×人数	+	5,660	+	50×加算率	(⑤~⑧) × 94/100
			3歳児								
	46人から60人まで	1号	4歳以上児	(1,870 +10×加算率)	(7,200 +70×加算率)×人数	(5,210 +50×加算率)×人数	+	4,250	+	40×加算率	(⑤~⑧) × 89/100
			3歳児								
	61人から75人まで	1号	4歳以上児	(1,500 +10×加算率)	(5,760 +50×加算率)×人数	(4,170 +40×加算率)×人数	+	3,400	+	30×加算率	(⑤~⑧) × 92/100
			3歳児								
	76人から90人まで	1号	4歳以上児	(1,250 +10×加算率)	(4,800 +40×加算率)×人数	(3,470 +30×加算率)×人数	+	2,830	+	20×加算率	(⑤~⑧) × 91/100
			3歳児								
	91人から105人まで	1号	4歳以上児	(1,070 +10×加算率)	(4,110 +40×加算率)×人数	(2,970 +30×加算率)×人数	+	2,420	+	20×加算率	(⑤~⑧) × 93/100
3歳児											
106人から120人まで	1号	4歳以上児	(930 +9×加算率)	(3,600 +30×加算率)×人数	(2,600 +20×加算率)×人数	+	2,120	+	20×加算率	(⑤~⑧) × 94/100	
		3歳児									
121人から135人まで	1号	4歳以上児	(830 +8×加算率)	(3,200 +30×加算率)×人数	(2,310 +20×加算率)×人数	+	1,880	+	10×加算率	(⑤~⑧) × 95/100	
		3歳児									
136人から150人まで	1号	4歳以上児	(750 +8×加算率)	(2,880 +20×加算率)×人数	(2,080 +20×加算率)×人数	+	1,700	+	10×加算率	(⑤~⑧) × 99/100	
		3歳児									
151人から180人まで	1号	4歳以上児	(620 +6×加算率)	(2,400 +20×加算率)×人数	(1,730 +10×加算率)×人数	+	1,410	+	10×加算率	(⑤~⑧) × 92/100	
		3歳児									
181人から210人まで	1号	4歳以上児	(530 +5×加算率)	(2,050 +20×加算率)×人数	(1,490 +10×加算率)×人数	+	1,210	+	10×加算率	(⑤~⑧) × 95/100	
		3歳児									
211人から240人まで	1号	4歳以上児	(460 +5×加算率)	(1,800 +10×加算率)×人数	(1,300 +10×加算率)×人数	+	1,060	+	10×加算率	(⑤~⑧) × 99/100	
		3歳児									
241人から270人まで	1号	4歳以上児	(410 +4×加算率)	(1,600 +10×加算率)×人数	(1,150 +10×加算率)×人数	+	940	+	9×加算率	(⑤~⑧) × 99/100	
		3歳児									
271人から300人まで	1号	4歳以上児	(370 +4×加算率)	(1,440 +10×加算率)×人数	(1,040 +10×加算率)×人数	+	850	+	8×加算率	(⑤~⑧) × 98/100	
		3歳児									
301人以上	1号	4歳以上児	(340 +3×加算率)	(1,310 +10×加算率)×人数	(940 +9×加算率)×人数	+	770	+	7×加算率	(⑤~⑧) × 98/100	
		3歳児									

加算部分2

療育支援加算	⑱	基本額 A (18,280 +)	処遇改善等加算 180×加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設		
		基本額 B (12,190 +)	処遇改善等加算 120×加算率)			
事務職員雇上費加算	⑲	基本額 (78,020 +)	処遇改善等加算 780×加算率)	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算		
冷暖房費加算	㉑	1 級 地	1,650	4 級 地	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,460			
施設関係者評価加算	㉒	29,710÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
除雪費加算	㉓	5,850		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	㉔	72,730÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	㉕	75,000（限度額）÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
小学校接続加算	㉖	48,420÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉗	75,000÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

**認定こども園
(保育認定)**

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算				3歳児配置改善加算					
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算 ⑧					
				基本分単価		基本分単価		基本分単価		基本分単価							
				(注1)		(注1)		(注1)		(注1)							
⑥		⑥		⑦		⑦											
16/100 地域	10人まで	2号	4歳以上児	229,210	(236,350)	180,800	(187,940)	+	2,220	(2,290)	×加算率	1,740	(1,810)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	236,350	(289,510)	187,940	(241,100)	+	2,290	(2,790)	×加算率	1,810	(2,310)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	289,510	(360,940)	241,100	(312,530)	+	2,790	(3,500)	×加算率	2,310	(3,020)	×加算率	+		
	乳児		360,940		312,530		+	3,500		×加算率	3,020		×加算率	+			
	11人から20人まで	2号	4歳以上児	126,320	(133,460)	102,120	(109,260)	+	1,190	(1,260)	×加算率	950	(1,020)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	133,460	(186,620)	109,260	(162,420)	+	1,260	(1,760)	×加算率	1,020	(1,520)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	186,620	(258,050)	162,420	(233,850)	+	1,760	(2,470)	×加算率	1,520	(2,230)	×加算率	+		
	乳児		258,050		233,850		+	2,470		×加算率	2,230		×加算率	+			
	21人から30人まで	2号	4歳以上児	91,920	(99,060)	75,780	(82,920)	+	850	(920)	×加算率	690	(760)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	99,060	(152,220)	82,920	(136,080)	+	920	(1,420)	×加算率	760	(1,260)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	152,220	(223,650)	136,080	(207,510)	+	1,420	(2,130)	×加算率	1,260	(1,970)	×加算率	+		
	乳児		223,650		207,510		+	2,130		×加算率	1,970		×加算率	+			
	31人から40人まで	2号	4歳以上児	74,880	(82,020)	62,780	(69,920)	+	680	(750)	×加算率	560	(630)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	82,020	(135,180)	69,920	(123,080)	+	750	(1,250)	×加算率	630	(1,130)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	135,180	(206,610)	123,080	(194,510)	+	1,250	(1,960)	×加算率	1,130	(1,840)	×加算率	+		
	乳児		206,610		194,510		+	1,960		×加算率	1,840		×加算率	+			
	41人から50人まで	2号	4歳以上児	69,810	(76,950)	60,130	(67,270)	+	630	(700)	×加算率	530	(600)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	76,950	(130,110)	67,270	(120,430)	+	700	(1,200)	×加算率	600	(1,100)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	130,110	(201,540)	120,430	(191,860)	+	1,200	(1,910)	×加算率	1,100	(1,810)	×加算率	+		
	乳児		201,540		191,860		+	1,910		×加算率	1,810		×加算率	+			
	51人から60人まで	2号	4歳以上児	61,580	(68,720)	53,510	(60,650)	+	540	(610)	×加算率	460	(530)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	68,720	(121,880)	60,650	(113,810)	+	610	(1,110)	×加算率	530	(1,030)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	121,880	(193,310)	113,810	(185,240)	+	1,110	(1,820)	×加算率	1,030	(1,740)	×加算率	+		
	乳児		193,310		185,240		+	1,820		×加算率	1,740		×加算率	+			
	61人から70人まで	2号	4歳以上児	55,770	(62,910)	48,860	(56,000)	+	490	(560)	×加算率	420	(490)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	62,910	(116,070)	56,000	(109,160)	+	560	(1,060)	×加算率	490	(990)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	116,070	(187,500)	109,160	(180,590)	+	1,060	(1,770)	×加算率	990	(1,700)	×加算率	+		
	乳児		187,500		180,590		+	1,770		×加算率	1,700		×加算率	+			
	71人から80人まで	2号	4歳以上児	51,470	(58,610)	45,420	(52,560)	+	440	(510)	×加算率	380	(450)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	58,610	(111,770)	52,560	(105,720)	+	510	(1,010)	×加算率	450	(950)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	111,770	(183,200)	105,720	(177,150)	+	1,010	(1,720)	×加算率	950	(1,660)	×加算率	+		
	乳児		183,200		177,150		+	1,720		×加算率	1,660		×加算率	+			
	81人から90人まで	2号	4歳以上児	48,080	(55,220)	42,700	(49,840)	+	410	(480)	×加算率	360	(430)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	55,220	(108,380)	49,840	(103,000)	+	480	(980)	×加算率	430	(930)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	108,380	(179,810)	103,000	(174,430)	+	980	(1,690)	×加算率	930	(1,640)	×加算率	+		
	乳児		179,810		174,430		+	1,690		×加算率	1,640		×加算率	+			
	91人から100人まで	2号	4歳以上児	42,260	(49,400)	37,420	(44,560)	+	350	(420)	×加算率	300	(370)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	49,400	(102,560)	44,560	(97,720)	+	420	(920)	×加算率	370	(870)	×加算率	+	7,140	70×加算率
		3号	1、2歳児	102,560	(173,990)	97,720	(169,150)	+	920	(1,630)	×加算率	870	(1,580)	×加算率	+		
	乳児		173,990		169,150		+	1,630		×加算率	1,580		×加算率	+			
	101人から110人まで	2号	4歳以上児	40,360	(47,500)	35,960	(43,100)	+	330	(400)	×加算率	290	(360)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)
			3歳児	47,500	(100,660)	43,100	(96,260)	+	400	(900)	×加算率	360	(860)	×加算率	+	7,140	70×加算率
3号		1、2歳児	100,660	(172,090)	96,260	(167,690)	+	900	(1,610)	×加算率	860	(1,570)	×加算率	+			
	乳児	172,090		167,690		+	1,610		×加算率	1,570		×加算率	+				
111人から120人まで	2号	4歳以上児	38,740	(45,880)	34,710	(41,850)	+	320	(390)	×加算率	280	(350)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)	
		3歳児	45,880	(99,040)	41,850	(95,010)	+	390	(890)	×加算率	350	(850)	×加算率	+	7,140	70×加算率	
	3号	1、2歳児	99,040	(170,470)	95,010	(166,440)	+	890	(1,600)	×加算率	850	(1,560)	×加算率	+			
乳児		170,470		166,440		+	1,600		×加算率	1,560		×加算率	+				
121人から130人まで	2号	4歳以上児	37,370	(44,510)	33,650	(40,790)	+	300	(370)	×加算率	270	(340)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)	
		3歳児	44,510	(97,670)	40,790	(93,950)	+	370	(870)	×加算率	340	(840)	×加算率	+	7,140	70×加算率	
	3号	1、2歳児	97,670	(169,100)	93,950	(165,380)	+	870	(1,580)	×加算率	840	(1,550)	×加算率	+			
乳児		169,100		165,380		+	1,580		×加算率	1,550		×加算率	+				
131人から140人まで	2号	4歳以上児	36,230	(43,370)	32,770	(39,910)	+	290	(360)	×加算率	260	(330)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)	
		3歳児	43,370	(96,530)	39,910	(93,070)	+	360	(860)	×加算率	330	(830)	×加算率	+	7,140	70×加算率	
	3号	1、2歳児	96,530	(167,960)	93,070	(164,500)	+	860	(1,570)	×加算率	830	(1,540)	×加算率	+			
乳児		167,960		164,500		+	1,570		×加算率	1,540		×加算率	+				
141人から150人まで	2号	4歳以上児	35,210	(42,350)	31,990	(39,130)	+	280	(350)	×加算率	250	(320)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)	
		3歳児	42,350	(95,510)	39,130	(92,290)	+	350	(850)	×加算率	320	(820)	×加算率	+	7,140	70×加算率	
	3号	1、2歳児	95,510	(166,940)	92,290	(163,720)	+	850	(1,560)	×加算率	820	(1,530)	×加算率	+			
乳児		166,940		163,720		+	1,560		×加算率	1,530		×加算率	+				
151人から160人まで	2号	4歳以上児	35,190	(42,330)	32,170	(39,310)	+	280	(350)	×加算率	250	(320)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)	
		3歳児	42,330	(95,490)	39,310	(92,470)	+	350	(850)	×加算率	320	(820)	×加算率	+	7,140	70×加算率	
	3号	1、2歳児	95,490	(166,920)	92,470	(163,900)	+	850	(1,560)	×加算率	820	(1,530)	×加算率	+			
乳児		166,920		163,900		+	1,560		×加算率	1,530		×加算率	+				
161人から170人まで	2号	4歳以上児	34,380	(41,520)	31,530	(38,670)	+	270	(340)	×加算率	240	(310)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)	
		3歳児	41,520	(94,680)	38,670	(91,830)	+	340	(840)	×加算率	310	(810)	×加算率	+	7,140	70×加算率	
	3号	1、2歳児	94,680	(166,110)	91,830	(163,260)	+	840	(1,550)	×加算率	810	(1,520)	×加算率	+			
乳児		166,110		163,260		+	1,550		×加算率	1,520		×加算率	+				
171人以上	2号	4歳以上児	33,630	(40,770)	30,950	(38,090)	+	270	(340)	×加算率	240	(310)	×加算率	+	(7,140)	(70×加算率)	
		3歳児	40,770	(93,930)	38,090	(91,250)	+	340	(840)	×加算率	310	(810)	×加算率	+	7,140	70×加算率	
	3号	1、2歳児	93,930	(165,360)	91,250	(162,680)	+	840	(1,550)	×加算率	810	(1,520)	×加算率	+			
乳児		165,360		162,680		+	1,550		×加算率	1,520		×加算率	+				

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④
16/100 地域	10人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	11人から 20人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	

休日保育加算	
処遇改善等加算	
⑨	
休日保育の年間延べ 利用子ども数	休日保育の年間延べ 利用子ども数
~ 210人 244,600	~ 210人 2,440×加算率
211人~ 279人 262,100	211人~ 279人 2,620×加算率
280人~ 349人 297,100	280人~ 349人 2,970×加算率
350人~ 419人 332,100	350人~ 419人 3,320×加算率
420人~ 489人 367,100	420人~ 489人 3,670×加算率
490人~ 559人 402,100	490人~ 559人 4,020×加算率
560人~ 629人 437,100	560人~ 629人 4,370×加算率
630人~ 699人 472,100	630人~ 699人 4,720×加算率
700人~ 769人 507,100	700人~ 769人 5,070×加算率
770人~ 839人 542,100	770人~ 839人 5,420×加算率
840人~ 909人 577,100	840人~ 909人 5,770×加算率
910人~ 979人 612,100	910人~ 979人 6,120×加算率
980人~1,049人 647,100	980人~1,049人 6,470×加算率
1,050人~ 682,100	1,050人~ 6,820×加算率

夜間保育加算	
処遇改善等加算	
⑩	
(注1)	
46,210	44,610
44,610	
26,320	24,710
24,710	
19,690	18,080
18,080	
16,370	14,760
14,760	
14,380	12,780
12,780	
13,060	11,450
11,450	
12,110	10,500
10,500	
11,400	9,790
9,790	
10,850	9,240
9,240	

各月初日の
利用子ども数

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算				賃借料加算				外部監査費加算 ⑬	1号認定こどもの利用定員を設定しない場合										
				加算額				加算額					⑭	処遇改善等加算									
				認可施設		機能部分		認可施設		機能部分													
				標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部												
①				②				⑭															
16/100 地域	10人まで	2号	4歳以上児	A地域	11,900	13,100	8,300	8,300	a地域	11,900	13,100	8,300	8,300	+	+	21,770	+	210×加算率					
		3号	3歳児	B地域	11,300	12,400	7,900	7,900	b地域	11,300	12,400	7,900	7,900										
	11人から20人まで	2号	4歳以上児	A地域	5,900	6,500	4,100	4,100	a地域	5,900	6,500	4,100	4,100						+	+	10,880	+	110×加算率
		3号	3歳児	B地域	5,600	6,200	3,900	3,900	b地域	5,600	6,200	3,900	3,900										
	21人から30人まで	2号	4歳以上児	A地域	4,100	4,500	2,900	2,900	a地域	4,100	4,500	2,900	2,900						+	+	7,260	+	70×加算率
		3号	3歳児	B地域	3,900	4,300	2,700	2,700	b地域	3,900	4,300	2,700	2,700										
	31人から40人まで	2号	4歳以上児	A地域	3,600	4,000	2,500	2,500	a地域	3,600	4,000	2,500	2,500						+	+	5,440	+	50×加算率
		3号	3歳児	B地域	3,400	3,700	2,300	2,300	b地域	3,400	3,700	2,300	2,300										
	41人から50人まで	2号	4歳以上児	A地域	3,300	3,600	2,300	2,300	a地域	3,300	3,600	2,300	2,300						+	+	4,350	+	40×加算率
		3号	3歳児	B地域	3,100	3,400	2,200	2,200	b地域	3,100	3,400	2,200	2,200										
	51人から60人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,700	3,000	1,900	1,900	a地域	2,700	3,000	1,900	1,900						+	+	3,620	+	40×加算率
		3号	3歳児	B地域	2,600	2,800	1,800	1,800	b地域	2,600	2,800	1,800	1,800										
	61人から70人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,300	2,600	1,600	1,600	a地域	2,300	2,600	1,600	1,600						+	+	3,110	+	30×加算率
		3号	3歳児	B地域	2,200	2,400	1,500	1,500	b地域	2,200	2,400	1,500	1,500										
	71人から80人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,600	2,900	1,800	1,800	a地域	2,600	2,900	1,800	1,800						+	+	2,720	+	30×加算率
		3号	3歳児	B地域	2,500	2,800	1,800	1,800	b地域	2,500	2,800	1,800	1,800										
	81人から90人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,300	2,600	1,600	1,600	a地域	2,300	2,600	1,600	1,600						+	+	2,420	+	20×加算率
		3号	3歳児	B地域	2,200	2,500	1,600	1,600	b地域	2,200	2,500	1,600	1,600										
	91人から100人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,100	2,300	1,500	1,500	a地域	2,100	2,300	1,500	1,500						+	+	2,170	+	20×加算率
		3号	3歳児	B地域	2,000	2,200	1,400	1,400	b地域	2,000	2,200	1,400	1,400										
	101人から110人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,300	2,500	1,600	1,600	a地域	2,300	2,500	1,600	1,600						+	+	1,980	+	20×加算率
		3号	3歳児	B地域	2,200	2,400	1,500	1,500	b地域	2,200	2,400	1,500	1,500										
	111人から120人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,100	2,300	1,500	1,500	a地域	2,100	2,300	1,500	1,500						+	+	1,810	+	10×加算率
		3号	3歳児	B地域	2,000	2,200	1,400	1,400	b地域	2,000	2,200	1,400	1,400										
121人から130人まで	2号	4歳以上児	A地域	1,900	2,100	1,300	1,300	a地域	1,900	2,100	1,300	1,300	+	+	1,670	+	10×加算率						
	3号	3歳児	B地域	1,900	2,000	1,300	1,300	b地域	1,900	2,000	1,300	1,300											
131人から140人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,100	2,300	1,400	1,400	a地域	2,100	2,300	1,400	1,400	+	+	1,550	+	10×加算率						
	3号	3歳児	B地域	2,000	2,200	1,400	1,400	b地域	2,000	2,200	1,400	1,400											
141人から150人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,000	2,200	1,300	1,300	a地域	2,000	2,200	1,300	1,300	+	+	1,450	+	10×加算率						
	3号	3歳児	B地域	1,900	2,100	1,300	1,300	b地域	1,900	2,100	1,300	1,300											
151人から160人まで	2号	4歳以上児	A地域	1,800	2,000	1,300	1,300	a地域	1,800	2,000	1,300	1,300	+	+	1,360	+	10×加算率						
	3号	3歳児	B地域	1,800	1,900	1,200	1,200	b地域	1,800	1,900	1,200	1,200											
161人から170人まで	2号	4歳以上児	A地域	2,000	2,200	1,400	1,400	a地域	2,000	2,200	1,400	1,400	+	+	1,280	+	20×加算率						
	3号	3歳児	B地域	1,900	2,100	1,300	1,300	b地域	1,900	2,100	1,300	1,300											
171人以上	2号	4歳以上児	A地域	1,800	2,000	1,300	1,300	a地域	1,800	2,000	1,300	1,300	+	+	1,210	+	10×加算率						
	3号	3歳児	B地域	1,800	1,900	1,200	1,200	b地域	1,800	1,900	1,200	1,200											
			乳児	D地域	1,700	1,800	1,100	1,100	d地域	1,700	1,800	1,100	1,100										

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	分園の場合 ⑤	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑥	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 ⑦	年齢別配置基準を下回る場合 ⑧	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑨	施設長に係る経過措置が適用される場合 ⑩ 処遇改善等加算	定員を恒常的に超過する場合 ⑪	
16/100 地域	10人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(⑥+⑦) × 10/100	(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 5/100	(12,440 +120×加算率)	(42,850 +420×加算率) ×人数	(26,750 +260×加算率) ×人数	25,040 + 250×加算率	(⑥~⑩) × 62/100	
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 5/100	(6,220 +60×加算率)	(21,420 +210×加算率) ×人数	(13,370 +130×加算率) ×人数	12,520 + 120×加算率	(⑥~⑩) × 79/100	
	11人から 20人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 6/100	(4,140 +40×加算率)	(14,280 +140×加算率) ×人数	(8,910 +80×加算率) ×人数	8,340 + 80×加算率	(⑥~⑩) × 87/100	
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 6/100	(3,110 +30×加算率)	(10,710 +100×加算率) ×人数	(6,680 +60×加算率) ×人数	6,260 + 60×加算率	(⑥~⑩) × 96/100	
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 6/100	(2,480 +20×加算率)	(8,570 +80×加算率) ×人数	(5,350 +50×加算率) ×人数	5,000 + 50×加算率	(⑥~⑩) × 92/100	
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 6/100	(2,070 +20×加算率)	(7,140 +70×加算率) ×人数	(4,450 +40×加算率) ×人数	4,170 + 40×加算率	(⑥~⑩) × 90/100	
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 6/100	(1,770 +10×加算率)	(6,120 +60×加算率) ×人数	(3,820 +30×加算率) ×人数	3,570 + 30×加算率	(⑥~⑩) × 92/100	
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 6/100	(1,550 +10×加算率)	(5,350 +50×加算率) ×人数	(3,340 +30×加算率) ×人数	3,130 + 30×加算率	(⑥~⑩) × 90/100	
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 7/100	(1,380 +10×加算率)	(4,760 +40×加算率) ×人数	(2,970 +30×加算率) ×人数	2,780 + 20×加算率	(⑥~⑩) × 91/100	
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 7/100	(1,240 +10×加算率)	(4,280 +40×加算率) ×人数	(2,670 +20×加算率) ×人数	2,500 + 20×加算率	(⑥~⑩) × 96/100	
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 7/100	(1,130 +10×加算率)	(3,890 +30×加算率) ×人数	(2,430 +20×加算率) ×人数	2,270 + 20×加算率	(⑥~⑩) × 95/100	
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 7/100	(1,030 +10×加算率)	(3,570 +30×加算率) ×人数	(2,230 +20×加算率) ×人数	2,080 + 20×加算率	(⑥~⑩) × 95/100	
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 7/100	(950 +10×加算率)	(3,290 +30×加算率) ×人数	(2,050 +20×加算率) ×人数	1,920 + 10×加算率	(⑥~⑩) × 97/100	
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 7/100	(880 +9×加算率)	(3,060 +30×加算率) ×人数	(1,910 +10×加算率) ×人数	1,780 + 10×加算率	(⑥~⑩) × 98/100	
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 7/100	(820 +8×加算率)	(2,850 +20×加算率) ×人数	(1,780 +10×加算率) ×人数	1,660 + 10×加算率	(⑥~⑩) × 98/100	
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 7/100	(770 +8×加算率)	(2,670 +20×加算率) ×人数	(1,670 +10×加算率) ×人数	1,560 + 10×加算率	(⑥~⑩) × 98/100	
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 7/100	(730 +7×加算率)	(2,520 +20×加算率) ×人数	(1,570 +10×加算率) ×人数	1,470 + 10×加算率	(⑥~⑩) × 99/100	
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦) +⑧+⑩) × 8/100	(690 +7×加算率)	(2,380 +20×加算率) ×人数	(1,480 +10×加算率) ×人数	1,390 + 10×加算率	(⑥~⑩) × 99/100	
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児								
		3号	1、2歳児 乳児								
101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児									
	3号	1、2歳児 乳児									
111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児									
	3号	1、2歳児 乳児									
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児									
	3号	1、2歳児 乳児									
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児									
	3号	1、2歳児 乳児									
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児									
	3号	1、2歳児 乳児									
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児									
	3号	1、2歳児 乳児									
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児									
	3号	1、2歳児 乳児									
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児									
	3号	1、2歳児 乳児									

加算部分2

療育支援加算 ^(注2)	㉑	基本額 A (24,930 +)	処遇改善等加算 240×加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設		
		基本額 B (16,620 +)	処遇改善等加算 160×加算率)			
冷暖房費加算	㉒	1 級 地	1,650	4 級 地	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,460			
施設関係者評価加算 ^(注2)	㉓	29,710÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
除雪費加算	㉔	5,850		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算 ^(注2)	㉕	72,730÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
入所児童処遇特別加算	㉖	400時間以上 800時間未満	448,000	÷3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
		800時間以上1200時間未満	746,000	÷3月初日の利用子ども数		
		1200時間以上	1,045,000	÷3月初日の利用子ども数		
施設機能強化推進費加算 ^(注2)	㉗	75,000（限度額）÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
小学校接続加算 ^(注2)	㉘	48,420÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉙	120,000÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算 ^(注2)	㉚	75,000÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定

公定価格（案）における 処遇改善等加算に係る加算率認定申請について

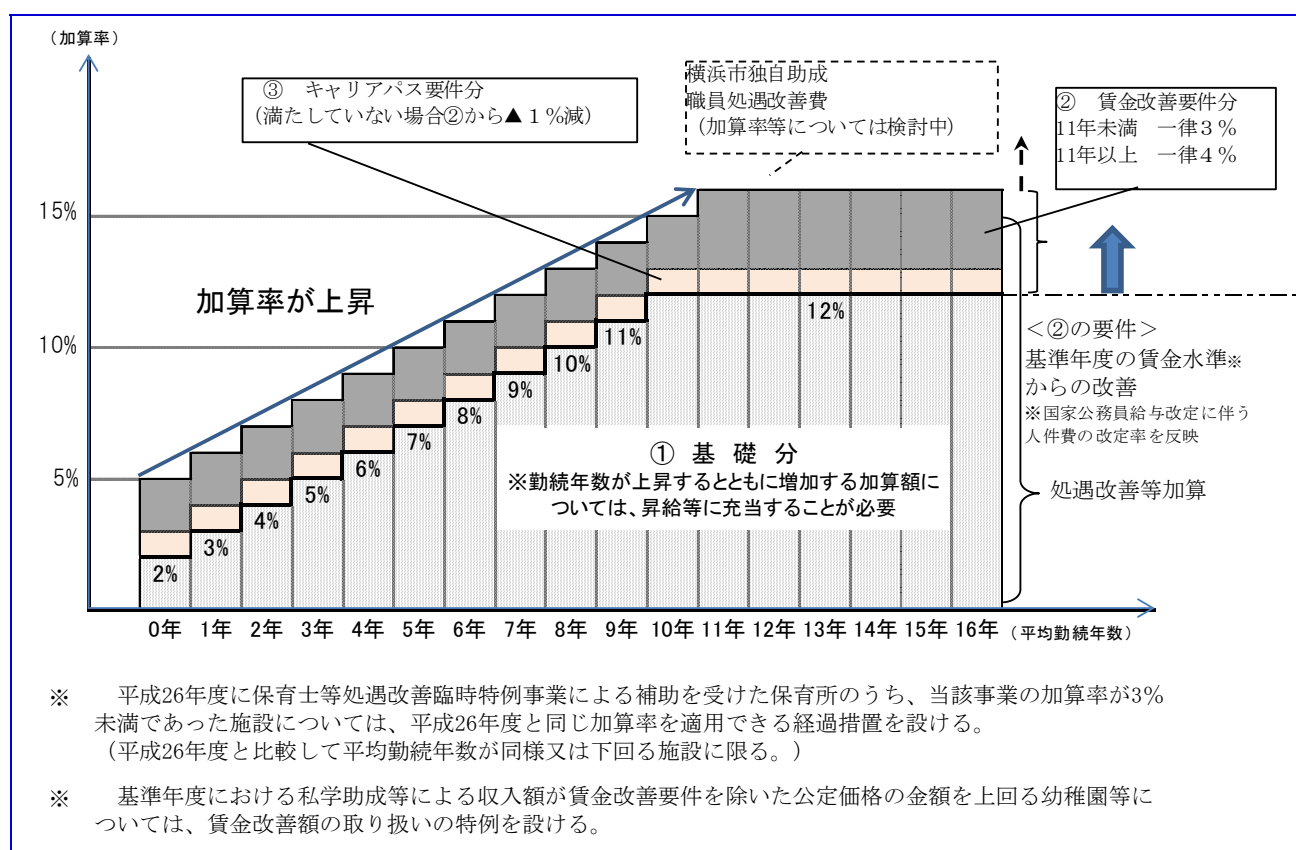
1 処遇改善等加算とは

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に共有していくために「長く働くことができる」職場を構築することが必要です。処遇改善等加算は、国の賃改善に盛り込まれ、平成 27 年 4 月から実施されることになる加算項目です。職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うものとして、支給されます。

2 加算率の算定について

加算率は、毎年 4 月 1 日現在におけるその施設・事業者にて在職するすべての常勤職員の平均勤続年数に応じて、下表のとおり適用されます。

- ※ 1 非常勤職員であっても 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者は常勤とみなします。
- ※ 2 派遣職員であっても、上記の勤務時間を満たしている場合は算定の対象とします。
- ※ 3 年度途中において職員の異動があっても加算率は変更しません。



※ 横浜市の『職員処遇改善費』は、国の処遇改善費の『賃金改善要件分』に平均勤続年数に応じた加算率を上乘せする方法で検討しています。

※ 市の基準で加配している職員に関する処遇改善等加算については、職員配置加算に含まれます。

- ① 基礎分は、職員 1 人当たりの平均勤続年数に応じて加算率を設定。
- ② 『賃金改善要件分』は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、基本給のベースアップや一時金等による賃金改善（基準年度^{※1}からの改善）に確実に充当することが要件。（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）

※1 基準年度

- ・ 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度
- ・ 平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設については平成 24 年度の賃金

＋ 公定価格における人件費の改定率（毎年通知）

- ③ 『キャリアパス要件分』は、役職や職務内容等に応じた勤務条件及び賃金体系の設定並びに資質向上のための計画と当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保及び職員の能力評価が要件。

3 平均勤続年数の算定について

平均勤続年数は、現に勤務する施設における勤続年数に過去の児童福祉施設等における勤続年数を合算して算出します。

(1) 通算履歴の確認方法

対象職員の過去の勤務履歴については、加算対象施設の場合のみ積算できます。対象施設の在職証明等をもって、勤務履歴を確認し、積算をしてください。勤務履歴が確認とれないものについては、加算できません。

確認した資料は、写しを施設で保管していただき、原本は本人にお返しいただきません。紛失しないように保管をお願いしてください。

- ① 国の会計検査や本市監査等で、提出をお願いすることがあります。
- ② 平成 26 年度に民改費の対象施設となっている既存の施設は、新規雇用者、及び平成 26 年度の対象者に新規加算対象施設を加える場合についてのみ、同様の証明をもって加算することとします。

(2) 過去の勤務歴の対象施設

対象事業項目	詳細	H27
教育・保育施設	認可保育所、幼稚園、認定こども園	一部新
地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業他	H27 新
学校教育法第1条に定める学校及び同法第二百二十四条に定める専修学校	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校	H27 新
社会福祉事業第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所	保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）、婦人保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業、障害者支援施設、障害福祉サービス事業、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設、福祉ホームなど病児保育事業等の第2種社会福祉事業	一部新
児童福祉法第12条の4に定める施設	児童相談所一時保護施設	
認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設 ^{*1} 、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設 ^{*2} 及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所 ^{*3} における移行前の認可外保育施設として運営していた期間	<p>※1）横浜保育室や認証保育所（単独保育施策による施設として認可された日から）</p> <p>※2）認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設（H17.4.1以降、証明書の発行期間に勤務していた履歴のみ加算可）</p> <p>※3）現行制度において家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、小規模保育モデル事業等を実施していた期間 市内の対象施設の証明書発行期間等については、3月上旬にホームページに掲載する予定です。</p>	H27 新
医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、助産所	看護師のみ	

(3) 勤務履歴の確認資料（参考）

挙証資料	詳細
在職証明、雇用証明、	
過去の勤務先で社会保険に加入していた場合	厚生年金の加入記録 (勤務先の会社名と加入年月が記載のもの)
社会保険未加入の場合、国民年金に加入していた場合	雇用契約書と給与明細書等 (勤務先の名称がわかるもの)
派遣職員として、該当の施設に勤務していた場合	派遣先の事業所の発行する証明、派遣会社の派遣証明等
廃園した施設等	上記書類が確認でき、自治体等で上記事業に該当すると確認できた場合のみ算定

4 加算率の認定申請について

制度自体が変わるため、全施設全職員の申請が必要です。

提出書類

	提出書類名 (仮)	対象、枚数	その他
(1)	処遇改善等加算に係る加算率認定申請書	各施設 1 枚	様式は、現在調整中ですので、決定次第ホームページに掲載します。
(2)	職員履歴報告書 (A 票)	各職員 1 枚ずつ	
(3)	賃金改善計画書	1 枚	
(4)	賃金改善計画書 (内訳表)	1 枚	
(5)	キャリアパス要件届出書	1 枚	適用になる場合最初の年のみ

※ (3)、(4)、(5)の賃金改善加算に関する書類は、平成 27 年度は制度の詳細と、申請方法が決まり次第別途提出日を設けます。

ただし、平均勤続年数に応じた加算率で 4 月からの支払いが始まるため、平成 27 年度においては、本計画による賃金改善とキャリアパス要件を実施をされるかどうかを申請していただき、その加算率で給付を進めます。

※ 給付システムで支払いをするのに必要な職員情報、平均勤続年数を、横浜市のシステムに入力する必要があるため、平成 27 年 4 月 1 日の職員の状況が分かり次第、(1)の加算率認定申請書についてエクセルデータを作成し、メールでお送りください。エクセルデータの提出は平成 27 年 4 月 3 日 (金)とします。別途正式に依頼しますので、提出期限までに必ず提出できるよう雇用している職員の勤務履歴の確認や資料収集などのご準備をお願いします。

※ その後、(1)(2)の書類について、郵送でお送りいただきます。履歴内容等を確認し、後日確認、訂正の連絡をする場合がありますので、ご了承ください。

賃金改善要件、キャリアパス要件について

1 概要

国の処遇改善等加算及び市の職員処遇改善費の賃金改善要件は、職員の平均勤続年数に応じた加算率により、基礎分に上乗せして支払われるもので、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に当てることが要件とされています。

キャリアパス要件分は、役職や職務内容に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保が要件とされています。キャリアパスに適應されない場合は、賃金改善要件の加算率から1%減算されます。

(1) 賃金改善要件について

- 助 成 対 象： 子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設（指定管理を除く）及び特定地域型保育事業所の職員
- 賃金改善対象職員： 施設・事業所に勤務する職員（非常勤職員を含む）
ただし法人の役員は対象外
- 使 途： 職員の賃金改善に要した費用
（法定福利費等の事業主負担等を含む）
給与の改善方法や改善額及び改善を行う職員の範囲は、改善を行う施設・事業者において決定する。決定方法については、すべての職員に周知をし、実施する。
- 加 算 要 件： 基準年度の職員の賃金に対して、基本給のベースアップや一時金、賞与の上乗せなどにより、賃金改善をした場合にのみ助成
賃金改善計画の作成と実績報告を求める。また、その旨を職員に周知していることが必要。
- 基 準 年 度： ①支援法による確認の効力が発生する年度の前年度
②平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設については平成 24 年度の賃金
＋ 公定価格における人件費の改定率（毎年通知）
- 加 算 額： 各月初日の利用子ども数（広域含む）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数 × 「処遇改善加算の単価*の合計額」 × 「賃金改善要件分に係る加算率（%） × 100」 × 12 月（12 月に満たない場合は、支援法による確認を受けたときから直近の 3 月までの月数）（千円未満切り捨て）
※単価は、公定価格の人件費に充てるため項目にそれぞれ設定されている
- 助成額の特例： 平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設で、「保育士等処遇改善臨時特例事業における補助を受けた施設」のうち、平成 27 年度の平均勤続年数が前年度と同じ年数かそれ以下の場合で、加算率

が3%以下だった場合、3%以下の加算率を適用することも可。

- 差額について：賃金改善額が加算実績総額に満たない場合は、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。
- 施設・事業者間配分：同一の法人が複数の施設・事業所を運営する場合は、施設ごとの内訳表を提出することで、配分が可能。(他市町村間の場合も含む)

(2) キャリアパス要件について

キャリアアップに対応した仕組みを導入し、以下の要件を満たさない場合には、加算率1%を減算する。(①及び②に該当していること。)

- ① 次のア～ウ全ての要件を満たす。
 - ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。
 - イ ①に掲げる職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系について定めている。
 - ウ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。
- ② 次のア～イすべての要件を満たす。
 - ア 職員と意見交換を踏まえた資質向上のための目標
 - イ アのための具体的な取組内容の策定
 - (ア) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う(計画書提出)
 - (イ) 資格取得のための支援の実施(研修のためのシフトの調整、受講料の援助等)

(案)

別紙様式3

平成 年度キャリアパス要件届出書

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

キャリアパスに関する要件について

次の内容について、当てはまるものに○をつけること。 (①及び②に該当していれば本要件を満たす。)		
① 次のaからcまでのすべての要件を満たす。	該当 ・ 非該当	
a 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。		
b 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。		
c 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。		
② 次のd及びeの要件を満たす。	該当 ・ 非該当	
d 職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標		
e dの実現のための具体的な取組みの内容		ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。(資質向上のための計画を添付すること。)
		イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日
 事業者名
 代表者名

印

現時点で国から示されている案の要件等を基にお示ししています。
 今後平成27年4月以降に説明会を実施する予定です。

処遇改善等加算に係る加算率認定申請書の記入上の注意

1 処遇改善等加算に係る加算率認定申請書の対象職員について

申請書に記載しなければならない職員は、4月1日現在、以下の全ての項目に該当する全ての職種の職員です。

- 所定労働時間が「1日6時間以上かつ月20日以上」の勤務条件の常勤及び非常勤職員
- 有給の休職者（産前産後休暇、介護休暇、傷病休暇等で無給休職の場合は対象外）

2 職員履歴報告書（A票）記入上の注意について

【現在の勤務施設・状況】

勤務開始日	平成〇〇年〇月〇日 <u>その施設</u> で勤務を開始した日、もしくは休職等から復帰された日等、対象となった日をご記入ください。
職 種 欄	「園長・施設長」、「副園長・教頭」、「教諭」、「保育士」、「保育従事者（無資格）」、「栄養士」、「調理員」、「保健師・助産師・看護師」、「事務職員」、「家庭的保育者」、「家庭的保育補助者」、「子育て支援員」、「その他の職員」の中から記入。 ※ 「保育教諭」の場合は「教諭」と記入。 (申請書と同じ職種であること)
資 格 欄	職種欄に記載の職種が、資格を要する職種の場合は、必須。 ※ 「保育教諭」の場合は、保育士と幼稚園教諭の資格が記載されていること。
表 彰 欄	厚生労働大臣表彰、横浜市市長表彰、保育賞等の受賞歴を記入

【過去の勤務歴】

● ページの対象施設における勤続年数のうち、勤務履歴を確認できた履歴について記載すること。	
施設名称	「〇〇保育園」等施設名を記入してください。 家庭保育福祉員等、施設名がない場合は、回答の氏名を記入してください。
施設の所在地	「〇〇（都・道・府・県）〇〇（市・区・町・村）」まで記入してください。
勤務期間	「〇年〇月〇日」まではっきり記入してください。

注) 無給の休職期間（育児休業・介護休業を含む）については勤務歴に入れないでください。
休職取得前の期間は同一施設であっても「過去の勤務履歴」欄に記載してください。

3 職員の平均勤続年数の算定方法について

- 個々の職員の勤続年数の算出については、平成27年4月1日現在により算出すること。
ただし、27年4月1日採用のものは、0年0月とする。
- 採用年月日の翌年（又は翌月）において、応募する日の前日をもって1年（又は1か月）と計算する。
【例：26年4月1日採用 → 26年4月30日で1か月、27年3月31日で1年】
- 1か月未満の日数は場合は1か月に切り上げる。
【例：26年4月1日採用 → 27年4月1日時点で1年と1日＝1年1か月】
- 職員1人当たり平均勤続年数（C欄）の算出は、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てとする。

〈期間計算の例〉平成27年4月1日現在

事 例	経験年数	内 訳
1 26年4月1日採用	1年1か月	26/ 4/ 1→27/ 3/31＝1年 27/ 4/ 1＝1日→1か月
2 26年4月2日採用	1年	26/ 4/ 2→27/ 4/ 1＝1年
3 26年4月20日採用	1年	26/ 4/20→27/ 3/19＝11か月 27/ 3/20→27/ 4/ 1＝10日→1か月
4 27年3月31日採用	1か月	27/ 3/31→27/ 4/ 1＝2日→1か月
5 他の社会福祉施設に26年4月20日から6月1日まで勤務し、7月1日から現施設に勤務している場合	現施設：10か月 前 歴：2か月	現職：26/ 7/ 1→27/ 3/31＝9か月 27/ 4/ 1＝1日→1か月 前職：26/ 4/20→26/ 5/19＝1か月 26/ 5/20→26/ 6/ 1＝13日→1か月
6 他の社会福祉施設に26年4月20日から6月1日まで勤務し、6月2日から現施設に勤務している場合	現施設：10か月 前 歴：2か月	現職：26/ 6/ 2→27/ 4/ 1＝10か月 前職：26/ 4/20→26/ 5/19＝1か月 26/ 5/20→26/ 6/ 1＝13日→1か月
7 27年4月1日採用	0か月	26/ 4/ 1＝1日→0か月 ※このパターンのみ例外

ご注意ください!

間違いやすい点について

処遇改善等加算に係る加算率認定申請書については、提出いただいた書類に基づいて算定していますが、該当施設がみつからなかったり、確認にかなりの時間を必要とします。

誤りの多い点は次の通りです。

	項目	誤	正
A 票	□ 勤務開始日	育休など取得者が、雇用された日が入っている。	休職期間より前の期間は、過去の勤務歴にいれます。 休職から復帰した日を入れてください。
		認可日より前の日付が入っている。	開所準備で同施設・事業者で働いていた日付は対象になりません。
	□ 過去の勤務歴	加算対象外の施設が入っている。	対象の施設・事業者かどうかを確認して申請してください。
		所在地が「〇〇市」のみ	似ている保育施設の名前も有り、対象の施設・事業者かどうか確認できません。 市区町村まで記入してください。 すでに廃園した事業所・施設であれば、その施設が対象施設か確認できない場合は対象外になります。
	勤務期間が「年月」まで	日にちで月数が変わってきます。日にちまで入れてください。	
	公立保育園の勤務歴をまとめる	施設ごとに記入してください。	
申 請	□ 職種	A票の職種と異なっている	正しい方に統一してください。
	□ 現に勤務する施設の勤続年数	4月1日採用者が1か月と入っている	当該年度4月1日採用者は0か月になります。
休業期間も含めている		休業から復帰した日以降の勤続年数になります。休業に入る前は②その他の社会福祉施設に入れてください。	
書	□ 対象者	法人本部に勤務している事務職が入っている	対象外です。 施設に勤務している場合のみ記入できます。

※) 提出書類の確認もれや、正しい年月の通知もれなどがあった場合は、提出書類の確認時に質問させていただきます。対象外の施設を削除することで、平均勤続年数、加算率が変更になることがあります。その際は、すでに支払いをしている金額の過誤・再請求の手続きが必要になりますので、ご了承ください。

平成 27年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書

横浜市長殿

平成 27 年 4 月 1 日

※提出先は「こども青少年局保育運営課」
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市こども青少年局保育教育運営課

市 町 村 名	横浜市
施設・事業所名	さんぶる第二保育園
施設・事業所類型	保育所
施設・事業所番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
設置者	横浜 花子 印

① 〇をもとに適用される基礎分の値	② 賃金改善要件分の値 ③が否の場合は、キャリアパス要件分の値を減じること。	③キャリアパス要件	施設・事業所に適用される加算率(①+②)
%	適・否	適・否	%

※保育所における経過措置に該当する場合のみ記入すること。

平成26年度の平均勤続年数	前年度賃金改善要件分の値
%	%



平成27年度 処遇改善等加算に係る加算率の認定について、次のとおり申請します。また、以下のとおり相違ありません。

- 1 その他の社会福祉施設の通算勤続年数については、個々の履歴を確認の上、積算対象施設を記載した職員履歴報告書を別途提出していること。
- 2 4月1日現在、産休・病休の職員がいる場合は、有給の場合のみ記載していること。

定 員	100	地域区分	16/100	開設年月日	昭和60年4月1日	
氏 名	職 種	現に勤務する施設・事業所の勤務開始日	現に勤務するア施設・事業所の勤続年数	その他の施設・イ事業所の通算勤続年数	ウ合計 ア+イ	その職種の資格取得年月日
1	〇〇 〇〇 園長・施設長	昭平 60年 4月 1日	25 年 1 月	5 年 0 月	30 年 1 月	年 月 日
2	〇〇 〇〇 保育士	昭平 16年 4月 1日	11 年 1 月	年 月	11 年 1 月	H5年 3月31日
3	〇〇 〇〇 保育士	昭平 20年 4月 1日	7 年 1 月	8 年 6 月	15 年 7 月	H22年 3月31日
4	〇〇 〇〇 保育士	昭平 20年 4月 1日	7 年 1 月	年 月	7 年 1 月	H11年 3月31日
5	〇〇 〇〇 調理員	昭平 23年 4月 1日	4 年 1 月	2 年 0 月	6 年 1 月	年 月 日
6	〇〇 〇〇 栄養士	昭平 23年 4月 1日	4 年 1 月	年 月	4 年 1 月	H22年 3月31日
7	〇〇 〇〇 保育従事者(園長補)	昭平 25年 4月 1日	2 年 1 月	年 月	2 年 1 月	年 月 日
8		昭平 年 月 日	年 月	年 月	年 月	年 月 日
9		昭平 年 月 日	年 月	年 月	年 月	年 月 日
10		昭平 年 月 日	年 月	年 月	年 月	年 月 日
合 計	A 7 人				B 75 年 13 月	
職員1人当り平均勤続年数	(算式) B÷A=C (6月以上の端数は切り上げ)			C	11	年

- 注) 1 職員1人あたりの平均勤続年数のC欄の算定に当たっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、各年度4月1日現在により算定すること。
- 3 1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員は含めない者とする。

- 勤務履歴例(全て常勤)
- 平成20年4月1日、A県B市D幼稚園入職
 - 平成20年3月31日、A県B市D幼稚園退職
 - 平成20年4月1日、A県B市C保育園入職
 - 平成21年3月1日、A県B市C保育園退職
 - 平成21年4月1日、さんぶる保育園入職
 - 平成22年1月15日、さんぶる保育園を休職
 - 平成22年4月1日、さんぶる保育園復職
 - 平成23年4月1日、さんぶる第二保育園に異動
 - 平成25年3月15日さんぶる第二保育園休職
 - 平成26年4月1日さんぶる第二保育園に復職

ちなみにこの場合の勤続年数は、計4年10か月です。
(内訳)

- ① ・23/4/1～24/3/31→1年
- ・24/4/1～25/2/28→11か月
- ・24/3/1～24/3/15→15日→1か月 計24か月→2年
- 計1年
- ② ・22/4/1～23/3/31→12か月→1年
- 計10か月
- ③ ・21/4/1～21/12/31→9か月
- ・22/1/1～22/1/14→14日→1か月
- ④ ・20/4/1～21/2/28→11か月
- ・21/3/1～21/3/1→1日→1か月 計12か月→1年

※「現に勤務する施設の勤続年数」→26/4/1→0か月
採用(復帰)日と基準日が同じ日の場合、初年度は0か月です。

対象外となる施設での勤務歴及び民改費対象外となる勤務条件(1日6時間未満もしくは月20日未満)の期間は記入不要です。

上記履歴の場合、A票の記載内容は下記ようになります。

職員履歴報告書

(A票)

NO 秘
※NO欄は記入しないでください

【現在の勤務施設・状況】

施設名	さんぶる第二保育園			氏名	〇〇 〇〇	性別	男・女
勤務開始日	27年 4月 1日			職 種	保育士		
職 種	保育士			生年月日	S・H 〇〇年 〇月 〇日		

休職から復帰の場合は復帰日を記入
この日以降の勤務が、現施設での勤務日数になります。

1. 職種欄は「園長」「副園長・教頭」「保育教諭」「教諭」「保育士」「保育従事者(無資格)」「栄養士」「調理員」「家庭的保育者」「家庭的保育補助者」「子育て支援員」「その他の職員」の中から

2. 申請書の職種欄と同じ職種であること。

資格の種類	取得年月日
保育士	S・H 〇〇年 〇月 〇日
	〇 年 月 日
	〇 年 月 日
	〇 年 月 日

〇月〇日まで記入してください。
保育士免許の登録年月日です。
※保育士免許が手元になく、登録手続き中の者は、保育士登録済通知書(はがき)の登録年月日を記入してください。

表彰の種類	受賞年月日
	S・H 年 月 日
	S・H 年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

市区町村まで記入してください。
民改費の対象施設かどうか確認できません。

※ 国や市の表彰欄を記入いただく場合があります。

休職から復帰された場合、休職からの復帰日が勤務開始日となります。

※無給の休職期間については勤続年数に含まれません。
その為、休職期間前の勤続年数については、同一施設であっても、過去の勤務歴に記載してください。

勤務時間については4月1日現在の雇用契約に基づいた所定労働時間、所定労働日数で記入してください。

資格欄に記入する場合は取得年月日を必ずお書きください。

応答日の前日を以って1か月を経過したものと考えます。(平成23年4月1日の場合、毎月1日が応答日)。

なので、平成25年2月28日で1年11か月となり、平成25年3月15日で1年11か月15日 → 1月未満切上げなので2年となります。

同一法人内でも、異動等で所属施設が変更となる場合は新たに記入をしてください。

休職や勤務時間の変更等で積算対象から外れ、その後に復帰等で再度積算対象職員となった場合は同一施設でも、休職からの復帰日を勤務期間の開始日として、新たに記入をしてください。

無給の休職を取得した時は休職開始日の前日を勤務期間の終了日として記入してください。

【その他の施設の勤務履歴】 ※1: 積算対象の施設における勤務歴のみ記入 ※2: 自施設の過去の勤務歴も記入 ※3: 直近のものから順番に遡って記入 ※4: 休職から復帰の場合は、休職取得前の経歴を(過去の勤務歴)に記入

①	施設名称	杜福)さんぶる会)さんぶる第二保育園		所在地	横浜市さんぶる区	
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()				
	職 種	保育士	勤務期間	S・H 23年 4月 1日	～	S・H 25年 3月 15日
②	施設名称	杜福)さんぶる会)さんぶる保育園		所在地	横浜市さんぶる区	
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()				
	職 種	保育士	勤務期間	S・H 22年 4月 1日	～	S・H 23年 3月 31日
③	施設名称	杜福)さんぶる会)さんぶる保育園		所在地	横浜市さんぶる区	
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()				
	職 種	保育士	勤務期間	S・H 21年 4月 1日	～	S・H 22年 1月 14日
④	施設名称	B市立C保育園		所在地	A県B市	
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()				
	職 種	保育士	勤務期間	S・H 20年 4月 1日	～	S・H 21年 3月 1日
⑤	施設名称			所在地		
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()				
	職 種		勤務期間	S・H 年 月 日	～	S・H 年 月 日

保育・教育向上支援費（本市独自助成）について

概要

保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成します。また、新制度移行にかかる事務量の増加への対応等、安定した運営を維持するための経費を助成します。

【1号認定児童に対する助成】

- ・手厚い職員配置や職員の処遇改善等に対し、公定価格に上乗せして助成を行います。
- ・現行保育所に対し実施されている項目をベースに、2号・3号児童に対し実施を予定している本市独自助成について、1号認定児童の保育・教育の質の向上にも共通するものは、同様の助成を行います。
- ・利用時間に比例して経費が増加する項目については、保育短時間認定（8時間）と教育標準時間（5時間と想定）の時間比で1号と2号・3号の単価を積算しています。
- ・公定価格の「質の改善」における加算を先取りした助成を予定していたものについて、「質の改善」が27年度より公定価格に反映される見込みとなったことから、国の加算と重複しないよう項目及び単価を設定しています。

【2号・3号認定児童に対する助成】

新制度に移行することで、今までの保育所運営費が公定価格に切り替わることを機に、見直しを検討してまいりました。

◆調理員雇用経費

公定価格に加え、必要な調理員の雇用を行うため、利用定員に応じた助成に変更します。

◆アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための助成項目を新設します。

◆看護職雇用費

保育に必要な保育士を雇用するための経費は、公定価格や他の市独自助成に含まれ、重複しているため、助成単価を保育士の雇用経費との差額相当分（格付け加算）に変更します。助成対象は乳児保育を実施していない施設に拡大します。

◆スポーツ振興センター共済掛金助成及び午睡用寝具リース費

保険の加入や午睡用寝具対応は施設により多様なため、助成内容を見直し、利用児童一人あたり一律1,000円の事業費助成に変更します。

◆連携施設受諾促進加算

地域型保育事業の卒園後の進級先の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭解放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、助成項目を新設します。

◆システム化経費助成

児童一人ひとりの請求明細を作成することによる負担を軽減するため、事務職員雇用費を見直し、請求明細作成ソフトを用いて請求を行った場合の助成とします。

◆職員処遇改善費

従来 of 仕組みを見直し、公定価格の処遇改善等加算の仕組みを踏まえた助成とします。

◆年休代替職員雇用費

国の公定価格で保育時間（11時間）分の単価が定められたことを受け、長時間保育助成の11時間開所雇用費を廃止したことに伴い、保育士を確保するための経費を経過措置として助成します。

<助成項目（単価は基本的に月額です）>

(1) 3歳児職員配置加算（1号）

1号の3歳児保育に対し、配置基準を15：1により実施する場合には加算します。

3歳児における職員配置加算は、公定価格の「質の改善」において実施予定の加算項目でしたが、27年度より反映されることとなったため、事業費として児童一人あたり1,000円を加算します。事業費の対象としては、児童の健康・安全に関する経費や保育材料費等が考えられます。各施設の判断で保護者の実費・特定負担の一部や必要な経費に充当してください。

ア 支給条件

月初日の雇用状況表等で配置基準を満たすことを確認します。

イ 単価（案）

児童一人あたり単価	
3歳児	1,000円

(2) 職員配置加算（2号・3号）

保育時間(11時間)において市基準の職員配置を確保するための経費です。

市基準の職員配置を確保するための人件費のほか、1号と同様に事業費として児童一人あたり1,000円を加算します。

横浜市の職員配置基準

児童の年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
児童：保育士等	3：1	4：1	5：1	15：1	24：1

加配分の考え方

	国基準	市基準
1歳児	6：1	4：1
2歳児	6：1	5：1
4歳以上児	30：1	24：1

※3歳児を20：1から15：1にするための加算は公定価格に反映されています。

ア 支給条件

月初日の雇用状況表等で配置基準を満たすことを確認し、年齢区分に応じた単価を助成します。

イ 単価（案）

児童一人あたり単価	
0歳児	1,000円
1歳児	35,800円
2歳児	14,920円
3歳児	1,000円
4・5歳児	4,480円
定員等に関わらず一律同額 ※事業費1,000円を加算	

従来は、利用定員に応じた単価でしたが、公定価格の3歳児配置加算に合わせ、一律の単価にしました。

(3) 職員処遇改善費

職員の平均勤続年数や賃金改善、キャリアアップや研修、能力評価の取組に応じて助成する安定的な雇用、昇給や給与改善、職員確保のための経費です。

- ① 2号・3号における市基準職員配置に対する公定価格の処遇改善等加算（基礎分）に相当する加算
- ② 2号・3号における市基準職員配置に対する公定価格の処遇改善等加算（賃金改善分）に相当する加算
- ③ 対象となる全職員の平均勤続年数に応じた市独自加算率による加算

	太枠網掛け部分が職員処遇改善費	
経 験 年 数 加 算	③平均勤続年数に応じた市独自加算	
	処遇改善等加算（国）賃金改善分	②処遇改善等加算（市） 賃金改善分
	処遇改善等加算（国）基礎分	①処遇改善等加算（市） 基礎分
配 置 加 算	公定価格	職員配置加算
	国基準配置分（1号・2号・3号）	市基準配置分（2号・3号）

ア 支給条件

- ・雇用状況表等で基準職員配置を満たすこと（2号・3号部分は市基準配置）
- ・賃金改善等、職員の処遇改善等加算を改善するための取組、キャリアアップや研修、能力評価を実施していること

イ 単価（案）

平均勤続年数に応じて本市独自の加算率を国の賃金改善要件分（3%）に上乗せする方法で検討中です。

(4) 連携施設受諾促進加算

地域型保育事業の卒園後の進級先の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭解放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、雇用費等の経費の一部に充当するための助成です。

ア 支給条件

地域型保育事業から連携を受諾し、

- ①卒園後の受入枠を設定していること
- ②保育内容の支援を実施していること
- ③3号認定の保育を実施し、保育内容の支援、代替保育等ができる体制であること

イ 単価 (案)

(1施設あたり)	
①に該当	57,400円
①②両方に該当	85,000円
①②③すべてに該当	229,500円

※複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。

(5) システム化経費助成

請求明細作成ソフトを用いて請求を行うための経費を助成します。

ア 支給条件

請求明細作成ソフトを用いて請求を行う施設に、請求を行った月の初日児童数(市外児含む)助成に応じて助成します。

イ 単価 (案)

月初日利用児童数	
～59人	1施設あたり 30,000円
60～300人	児童1人あたり 500円 (30,000～150,000円)
301人～	1施設あたり 150,000円

(6) 食育推進助成

給食をとおして、創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な給食の提供をするため、自園調理を行う施設に対して助成します。

ア 支給条件

①自園調理をしている場合に調理人等を雇用するための経費を助成します。

委託の場合も助成対象とします。

※1号部分の助成の要件については、今後示される予定の公定価格の給食実施加算の要件とあわせ検討します。

②栄養士を雇用している場合に、調理員の雇用経費との差額相当分(格付け加算)を助成します。

イ 単価 (案)

【1号】

①1号の利用定員数に応じて、調理人等を雇用するための経費の助成 単価は週1日当たりのもので、週当たり給食実施日数を掛けた額を助成。		
・利用定員40人まで	1人分	15,250円
・利用定員41～90人まで	2人分	30,500円
・利用定員91人～150人まで	2.5人分	38,120円
・利用定員151人以上	3人分	45,750円

【2号・3号】

①2号・3号の利用定員数に応じて、調理人等を雇用するための経費の助成		
※（ ）内は国基準配置と合わせた人数		
・利用定員40人まで	1人分（2人）	91,500円
・利用定員41～90人まで	2人分（4人）	183,000円
・利用定員91人～150人まで	2.5人分（4.5人）	228,750円
・利用定員151人以上	2人分（5人）	183,000円

【施設全体】

②施設全体の利用定員数に応じ、栄養士の格付け加算	
1人あたり34,400円	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員40人までは、1人まで ・利用定員41～150人までは、2人まで ・利用定員151人以上は、3人まで

(7) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費です。施設全体の利用定員に対するアレルギーの「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて、加算します。委託の場合も助成対象です。

※生活管理指導表は、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに規定された様式で、全施設・事業共通です。(様式は別添をご参照ください)

ア 支給条件

- ①アレルギー対応マニュアルを作成し、マニュアルに沿って対応していること
- ②利用定員に対する対象児童の割合3%以上であること（小数点以下切り捨て）

イ 単価（案）

施設全体の利用定員に占める対象児童の割合	
3～9%	24,400円
10～14%	48,800円
15～19%	73,200円
20%～	97,600円

(8) 産休代替職員雇用費

常勤職員（保育士・幼稚園教諭・看護師・調理員・栄養士）のうち出産や疾病のため有給で2週間以上療養する場合、その職員の職務を他の職員に行わせたり、代替職員を雇用したりするための経費です。

代替で雇用した職員の職種・雇用実績ではなく、有給で2週間以上産休・病休が継続する常勤職員の職種と休暇・療養期間に応じた助成になります。

ア 支給条件

産休・病休期間が有給であり2週間以上継続すること。

以下の書類を確認します。

- ・産休・病休期間が有給であると分かる就業規則
- ・休暇・療養職員の療養前の勤務実績と勤務時間が分かる書類
- ・休暇・療養期間が分かる書類

イ 単価（案）

休暇・療養している職員の休暇・療養前の勤務実態に応じた助成です。

例) 1日8時間・週5日勤務の保育士が有給で産後休暇を8週間取得した場合
 $8（時間） \times 8（週間） \times 5（日） \times 1,224円 = 391,680円$

保育士・幼稚園教諭	1,224円
看護師等・栄養士・調理師	1,156円
無資格	1,056円
※単価はすべて時給	

(9) 第三者評価受審費助成

横浜市の指定評価機関で第三者評価を受審した場合に5年に1回受審費用を助成します。

ア 支給条件

横浜市の指定評価機関で受審すること

イ 単価（案）

1施設につき5年に1回60万円（上限）

第三者評価受審費は、1号部分と2号・3号部分あわせて年額15万円が公定価格化されたため、公定価格分を差し引いて助成を予定してします。⇒施設への支給総額は変更ありません。

※認定こども園に対する第三者評価の内容については、現在検討中です。

(10) 障害児等受入加算

「横浜市特別な支援を必要とする児童の保育・教育実施要綱（仮称）」に基づき、障害児または特別支援児童を保育するのに必要な保育士等を加配するための経費です。

※保育所に対する障害児保育費、特別支援児童保育費及び幼稚園に対する私立幼稚園特別支援教育費補助金を統合します。

※園からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能となります。

ア 支給条件

区福祉保健センターによる決定による

イ 単価（案）

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定

【1号】

		(対象児童1人あたり)
1号認定	重度(1:1)	143,500円
	中度(2:1)	104,700円
	軽度(3:1)	68,000円
	特別支援	43,500円

【2号・3号】

		(対象児童1人あたり)
標準時間認定 (11時間)	重度(1:1)	306,000円
	中度(2:1)	227,200円
	軽度(3:1)	147,700円
	特別支援	92,800円
短時間認定 (8時間)	重度(1:1)	229,500円
	中度(2:1)	167,400円
	軽度(3:1)	108,700円
	特別支援	69,600円

(11) 医療的ケア対応看護師雇用費

医療的ケアが必要な児童のためにすでに看護師等が配置されている場合に、さらにアルバイト看護師等を配置するための経費です。1号部分と2号・3号部分でそれぞれ1人分を上限に助成します。

ア 支給条件

区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童を常勤の看護師が保育し、さらに補助看護職(1か月あたり40時間以上の勤務)の雇用が可能な場合

イ 単価(案)

(1施設あたり)	
1号	56,000円
2号・3号	89,500円

(12) 被虐待児対応費

虐待が疑われ施設を利用する児童で、保育士等の加配が必要と福祉保健センター長が認める場合に助成します。

ア 支給条件

区福祉保健センターによる決定

イ 単価(案)

保育を必要とする時間の区分により単価設定

(対象児童1人あたり)	
1号	143,500円
2号・3号	229,500円

(13) 看護職等雇用加算

児童の処遇向上のため、看護職の職員を雇用している場合に、保育士等の雇用経費との差額相当分(格付け加算)を助成します。

対象: 非常勤・常勤の看護師、常勤の保健師・助産師

※乳児保育を実施していない施設も対象とします。

※栄養士格付け経費は、食育推進助成に組み替えます。

ア 支給条件

該当の職員を雇用している場合（1施設あたり1人まで）

イ 単価（案）

（1施設あたり）	
看護師格付け経費	（非常勤） 56,200円
	（常勤） 66,100円
保健師・助産師格付け経費	（常勤） 79,300円
准看護師格付け経費	（常勤） 15,200円

（14）外国人児童保育事業助成

外国人児童の処遇向上のため、職員を雇用するための経費です。

ア 支給条件

市基準職員数に加え保育士等が配置されていること

施設全体の利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍）の割合が20%以上の場合（小数点以下切り捨て）

イ 単価（案）

（外国人児童の入園率）	
20%～39%	229,500円
40%～	459,000円

（15）代休代替職員雇用費（2号・3号部分）

年休や代休のローテーション保育士等を確保するための経費を助成します。
支給条件や助成単価は、公定価格の詳細の発表を受けてお示します。

（16）保育補助者雇用経費（2号・3号部分）

保育補助者を雇用するための経費です。

ア 支給条件

配置基準やその他助成対象外の保育補助者を雇用していること
月150時間以上勤務していること（常勤換算有り）

イ 単価（案）

162,000円（1施設あたり一人分まで）

（17）産休明け保育児童健康診断助成費（3号）

産休明け児童（生後57日目から89日目までにある児童）児童を対象に、保護者の同意を得た上で任意で行う児童福祉施設最低基準第12条第1項に規定する入所時及び定期のものを除く臨時の健康診断を行った場合に、1回あたり21,000円（月1回が限度）を助成します。健診を実施した後の確定払いです（「健診実施届」の添付が必要）。

様式1

(主治医)→(保育園)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 年 月 日

名前 男・女 平成 年 月 日生 (歳 ヶ月) 組

アナフィラキシー(あり・なし) 食物アレルギー(あり・なし)	1 病型・治療	2 保育所での生活上の留意点	★保護者 (電話)
	A 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1 食物アレルギーの関与する乳児性アトピー性皮膚炎 2 即時型 3 その他 (新生児消化器症状 ・ 口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他 _____)	A 給食・離乳食 1 管理不要 2 保護者と相談し決定	★連絡医療機関 (医療機関名) (電話)
	B アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1 食物 (原因 _____) 2 その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・ _____)	B アレルギー用調整粉乳 1 不要 2 必要 下記該当ミルクに○、又は () に記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット エレメンタルフォーミュラ その他 (_____)	
	C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ < > 内に診断根拠を記載 1 鶏卵 < > 2 牛乳・乳製品 < > 3 小麦 < > 4 ソバ < > 5 ピーナッツ < > 6 大豆 < > 7 ゴマ < > 8 ナッツ類 * < > () 9 甲殻類 * < > () 10 軟体類・貝類 * < > () 11 魚卵 * < > () 12 魚類 * < > () 13 肉類 * < > () 14 果物類 * < > () 15 その他 * < > () *類は () の中に具体的に記載すること。	C 食物・食材を扱う活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定	除去期間および再評価の見通し 1 6ヶ月 2 12ヶ月
	【除去根拠】 該当するもの全てを < > 内に番号を記載 ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取	D 宿泊を伴う園外活動 1 配慮不要 2 食事やイベントの際に配慮が必要	
		E 除去食品で摂取不可能なもの 病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1 鶏卵: 卵殻カルシウム 2 牛乳・乳製品: 乳糖 3 小麦: 醤油・酢・麦茶 6 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7 ゴマ: ゴマ油 12 魚類: かつおだし・いりこだし 13 肉類: エキス	記載日 年 月 日
	D 緊急時に備えた処方薬 1 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2 アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」) 3 その他 (_____)	F その他、配慮・管理事項 (自由記載)	医師名 医療機関名

障害児保育教育対象児童及び特別支援対象児童の認定について

平成 27 年 4 月から、障害児等、特別な支援を必要とする児童の保育・教育の実施に関して、公立保育所、新制度の給付対象となる民間保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業等（以下「施設・事業者」という。）、共通の実施要綱を策定し、対象児童の認定可否、助成費用の支給可否、加配区分決定等について、統一的に行えるよう変更します。

1 対象児童

(1) 障害児保育教育対象児童

- ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月法律第 283 号）第 15 条に定める「身体障害者手帳」の交付を受けている児童
- イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める「療育手帳」（横浜市における呼称は「愛の手帳」）の交付を受けている児童
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている児童
- エ ア、イ又はウのいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所、横浜市障害者更生相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市地域療育センター、小児療育センター、神奈川県立こども医療センター、横浜市立病院、横浜市民病院、地域中核病院、及び区福祉保健センター等の機関（以下「判定機関等」という。）の診断等により、区福祉保健センター長が特に認めた児童

(2) 特別支援対象児童

障害認定を受けていないが判定機関等を利用している又は区福祉保健センターでの養育支援や専門職による関わりなどで、集団保育において保育士等の加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童

(3) 被虐待児保育教育対象児童

虐待が疑われる児童で、保育士等の加配等特別な支援が必要と福祉保健センター長が認めた児童

(4) 医療的ケア対象児童

たん吸引、導尿、経管栄養の医療的ケアが必要な児童で、ほかに重篤な症状がなく、集団での保育教育が可能であると区福祉保健センター長が認めた児童

2 障害児及び特別支援対象児童の認定の決定方法（変更点含む）

2・3号認定児童については、新たに施設を利用する児童と、既に施設を利用している児童に関する決定事務では、認定の流れが異なります。（別添フロー図のとおり）なお、実施要綱については、別途お示しします。

- (1) 1号認定児童について（前年度私立幼稚園特別支援教育費補助対象児の申請も含む）
（別添フロー図「給付幼稚園、認定こども園(1号認定)障害児等保育教育対象児童の申請の手続き」を参照）

ア 児童状況書の作成依頼

入園内定後、施設での保育・教育の提供において、特別な支援を必要とする児童の対象に該当すると施設が判断した児童がいる場合には、保護者に対して説明を行い、必要に応じて支援や療育へのつなぎを行うとともに、「児童状況書」（第1号様式<保護者用>）、「児童意見書・診断書」（第3号様式<判定機関等用>【1号認定用】）を渡し、保護者へ提出を依頼します。第1号様式で記入できない部分がある場合には、その部分は空欄でもかまいませんが、署名は必ずもらうようにしてください。また、手帳がある場合は、手帳の写しの提出も依頼します。

イ 児童状況確認書の作成

施設は、児童状況確認書（第2号様式）を作成してください。作成にあたっては、以下の点にご留意ください。なお、新規入園児のうち、面談時等の状況では記入が難しい場合は、入園後、保育・教育の状況をもとに記入し、申請してください。

（留意点）

- ・生活習慣や発達の状況を中心に客観的に記入してください。
- ・日常の保育・教育時間の中で把握できないことを理由に、プライバシーや児童の状況について、過度の聞き取りを行う等必要以上に立ち入らないよう配慮し、確認できない内容については、その部分についての記載はなしで提出していただいてもかまいません。

ウ 施設からの申請…**3月6日（金）まで**。以降は随時受け付け。

保護者から書類の提出を受けたら、施設所在区の福祉保健センターへ以下の書類を提出します。対象児童及び加配区分認定の決定（＝助成開始日）は、原則保護者より児童状況書による申し出があった日からとします。なお、当該児童に対して特別な支援を行っていたことが記録等で明らかな場合は、支援を開始した日に遡って認定することができます。（「4 障害児及び特別支援対象児童の保育・教育の実施にあたって」下線部分参照）

- ①「障害児等保育教育対象児童認定（変更）申請書」（第10号様式－1）
- ②「児童状況書」（第1号様式）
- ③手帳がある場合、手帳の写し
- ④手帳がない場合、診断書または「児童意見書・診断書」（第3号様式）（原本または写）

※前年度、私立幼稚園特別支援教育費補助金の対象園児については、こども青少年局子育て支援課幼児教育係へ提出した手帳・診断書の写しでも可。

- ⑤「児童状況確認書」（第2号様式）

エ 障害児等加配区分の決定

ウの申請に基づき、区福祉保健センター長は、障害児等加配区分の決定をします。区福祉保健センターは、「障害児に対する加配区分基準表」（実施要綱別表1及び2）と照らし合わせて客観的な判断により加配区分を決定し、施設へ通知します。

オ 加配区分による職員等の配置、助成

施設は、決定された加配区分に応じ横浜市の助成を受けることができます。助成を受けた施設は、加配区分に応じた人数に相当する職員の配置や障害児等の保育・教育に必要な配慮をしてください。なお、助成の申請手続きについては、別に定めます。

(2) 2・3号認定児童のうち、新規利用（入所）児童について

ア 変更内容

これまで、保護者の同意を得て、施設からの申請により、支給の可否、助成の加配区分を決定しておりましたが新規利用（入所）児童に限り、施設の利用申請時に、保護者は「児童状況書」（第1号様式）と必要書類を居住区の福祉保健センターに提出します。希望施設・事業者の所在区の福祉保健センターは、判断できる範囲において、障害児等保育実施の対象児童かどうかの判断を行い、施設の利用調整と併せて認定の可否、加配の区分を決定します。

イ 新規利用（入所）希望者の見学の受入

保育所は、これまでどおり、希望者の見学受け入れをお願いします。

他の施設・事業者については、今後、希望者の見学がありましたら、受入をお願いします。

ウ 試行的保育(*1)の実施と「児童状況確認書」の作成（原則、利用調整の内諾後）

見学時、もしくは区との利用調整（内諾）後、施設で児童の試行的保育(*1)を行い、児童の状況や様子を確認いただき、「児童状況確認書」（第2号様式）を記載のうえ、施設所在区の福祉保健センターへ御提出ください。

区福祉保健センターは、この児童状況確認書、利用申請時に保護者から直接区福祉保健センターに提出された「児童状況書」（第1号様式）及び判定機関・医療機関による「児童意見書・診断書」（第3号様式）により、支給の可否・加配区分を仮決定します。

仮決定の結果を、利用調整結果をお知らせする「施設・事業利用調整結果一覧（2号・3号）」に記載し、各施設に通知します。

※1 試行的保育とは：対象児童の状況の確認や観察を行うため、見学に代わって実施できる保育です。（見学のみでも差支えありません。）
 利用希望の保育所等にて行うことができ、必要に応じて保護者からの聞き取りや面談を行います。
 保育を実施する時間は施設が保護者と調整して決め、対象児童の生活習慣を知るために、飲食させることも差支えないものとしませんが、衛生面・アレルギーには十分注意します。

エ 「児童状況確認書」作成における留意点

生活習慣や発達の状況を中心に客観的に記入してください。また、試行的保育の中で把握できないことを理由に、プライバシーや児童の状況について、過度の聞き取りを行う等必要以上に立ち入らないよう配慮し、確認できない内容については、その部分についての記載はなしで提出していただいてもかまいません。

また、保育士の加配区分に関する意見は、「障害の状況による保育士加配基準（別表1）」または（別表2）に沿って、備考の「集団保育にあたっての施設の意見」欄に記入してください。

オ 施設からの申請…**3月31日(火)※1号認定児童とは、期限が異なります。**

認定及び加配区分の仮決定の通知を受けた施設は、「障害児等保育教育対象児童認定（変更）申請書」（第10号様式-1）を所管の区福祉保健センター長に提出してください。

(3) 2・3号認定児童のうち、継続利用（既に入所中）児童について

ア 児童状況書の作成依頼

施設での保育・教育の提供において、児童が特別な支援を必要とする児童に該当すると施設が判断した場合には、日々の保育や子どもの様子を日誌などに記録し、その記録をもとに保護者に対して説明を行います。保護者の理解や受容の状況に応じて、支援や療育へつなぐとともに、「児童状況書」（第1号様式）を渡し、記入をお願いします。記入できない部分がある場合には、その部分は空欄でもかまいませんが、**署名は必ずもらうように**してください。

イ 施設からの申請（随時）

児童状況確認書（第2号様式）を作成し、保護者からの児童状況書等の提出を受け、区に申請書と併せて提出してください。対象児童及び加配区分認定の決定（＝助成開始日）は、原則保護者より児童状況書による申し出があった日からとします。なお、当該児童に対して特別な支援を行っていたことが記録等で明らか場合は、支援を開始した日に遡って認定することができます。（「4 障害児及び特別支援対象児童の保育・教育の実施にあたって」下線部分参照）

【提出書類】

- ①「障害児等保育教育対象児童認定（変更）申請書」（第10号様式－1）
- ②「児童状況書」（第1号様式）
- ③手帳がある場合、手帳の写し
- ④手帳がない場合、診断書または「児童意見書・診断書」（第3号様式）（原本または写）
- ⑤「児童状況確認書」（第2号様式）

保護者から、診断書や「児童意見書・診断書」の提出を受けることが可能な場合は、提出を求めますが、困難な場合は無理に提出を求める必要はありません。（区より判定機関等に意見照会をします。）

児童状況確認書の作成における留意点は、新規利用児童と同じです。

申請書における加配区分は、新規と異なり、施設長の意見を記載してください。そのほかの手続きは、新規利用児童と同様です。

3 被虐待児保育教育対象児童、及び医療的ケア対象児童の手続き（1号、2・3号共通）

（1）被虐待児保育教育対象児童

保護者及び施設長からの申請によらず、区福祉保健センターが対象児童について認定し、施設へ通知します。対象と思われる児童がいる場合は、区福祉保健センターへご相談ください。加配区分は、児童1人に対し1人の幼稚園教諭、保育士、または保育教諭とします。

（2）医療的ケア対象児童

医療的ケア対象児童に該当する場合、書類を施設所在区の福祉保健センターへ提出します。区福祉保健センター長は、「医療的ケアが必要な場合の保育士加配基準」（別表3）と照らし合わせ、届出の内容が適正と認めた場合に加配区分を決定します。医療的ケア対象児童については、あらかじめ配置されている看護師に加え、看護師を加配することとします。

【提出書類】

- ・医療的ケア依頼書（第6号様式）
- ・医療的ケア指示書（第7号様式）
- ・医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）（第8号様式）
- ・医療的ケア実施（変更）届（第9号様式）

4 障害児及び特別支援対象児童の保育・教育の実施にあたって

2・3号認定の新規利用児童で、すでに利用決定前に加配区分の連絡を受けた施設は、保育士等の確保や保育内容等の検討など、児童の受入に必要な体制等の準備をお願いします。

障害等支援が必要な子どもの保育については、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画に位置付け、支援のための計画を個別に作成し、保育の内容や子どもの様子を日誌などに記録してください。また、家族や区や療育センターなどの関係機関とも連携し、保育にあたってください。

【要綱・様式について】

こども青少年局ホームページよりダウンロードしてお使いください。

- 様式1～3：事業者説明会后、掲載します。
- 要綱、様式1～3以外：2月末ごろ掲載予定です。

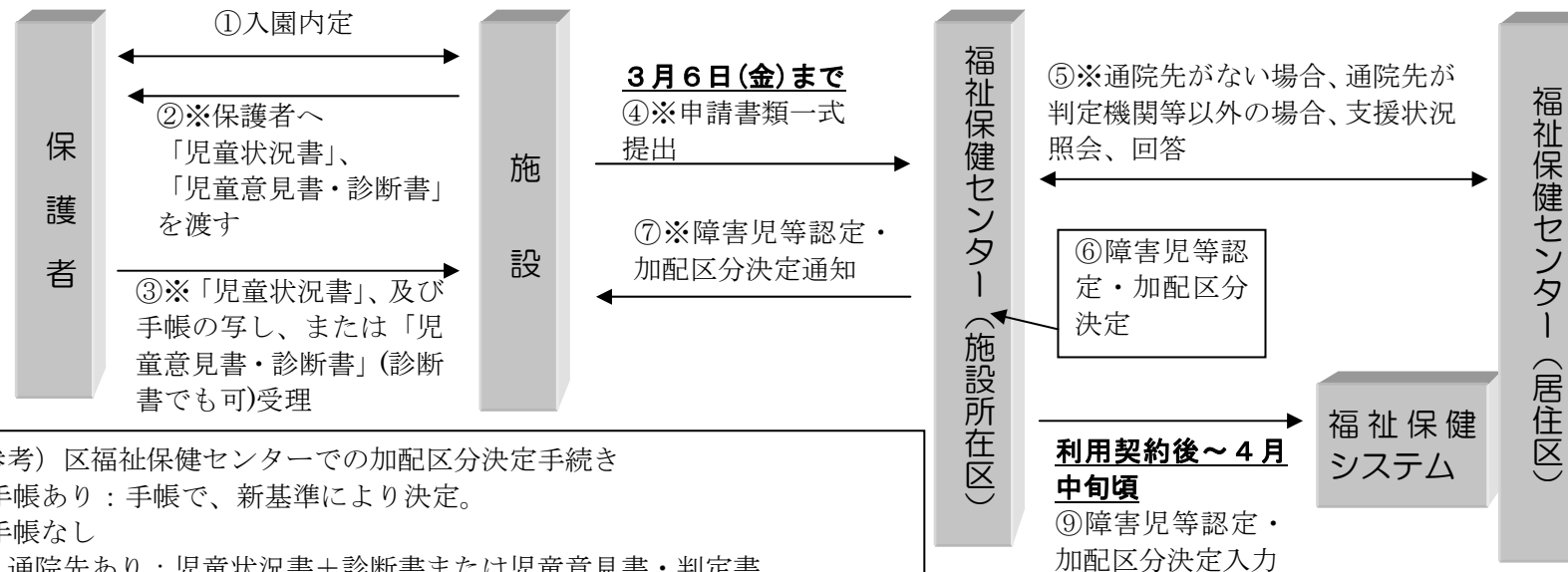
【ホームページURL】

こども青少年局トップ>子ども・子育て支援新制度>事業者の方へ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

給付幼稚園、認定こども園(1号認定) 障害児等保育教育対象児童申請の手続き

日付は、4月入園児及び前年度私立幼稚園特別支援教育費補助対象者のスケジュール。入園後申請の場合は随時受付。



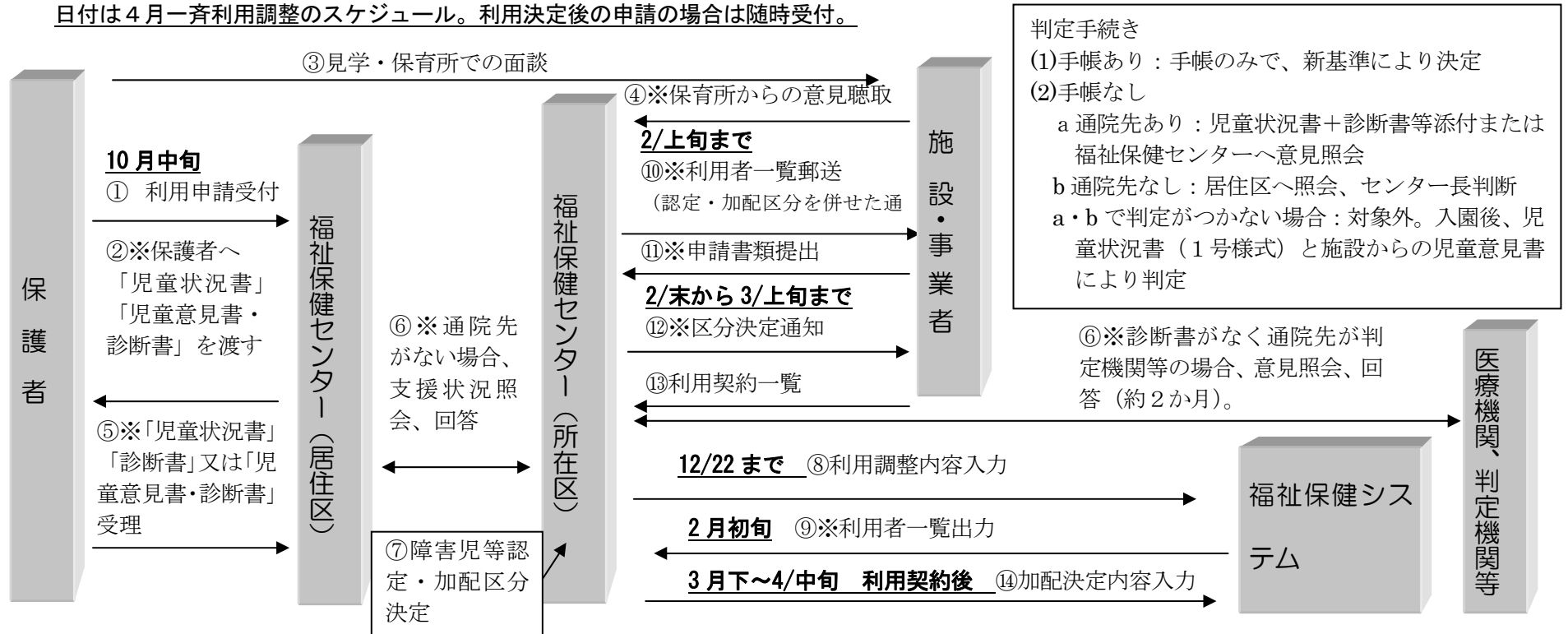
(参考) 区福祉保健センターでの加配区分決定手続き
 (1)手帳あり：手帳で、新基準により決定。
 (2)手帳なし
 a 通院先あり：児童状況書+診断書または児童意見書・判定書
 +児童状況確認書
 b 通院先なし：施設所在区から居住区へ、区の支援状況を照会。
 a・bで判定がつかない場合：対象外。入園後、判定機関へ通院した場合等、
 再度必要書類を提出し、②以降のフローで手続き。

- ②※：障害児及び特別支援対象児童に該当する場合、保護者に対して説明を行い、次の書類を渡します。
 - ・「児童状況書」(実施要綱 第1号様式<保護者用>)
 - ・手帳がなく、判定機関等で診断されているが、診断書がない場合、「児童意見書・診断書」(第3号様式<判定機関等用>)
- ③※：保護者から、次の書類を提出してもらいます。
 - ・手帳がある場合…手帳【注】(写)(身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神保健福祉手帳)、「児童状況書」。
 - ・手帳がない場合…「児童状況書」、判定機関等の診断書または「児童意見書・診断書」の原本または写し【注】。

【注】前年度、私立幼稚園特別支援教育費補助金の対象園児について申請する場合は、市へ提出した手帳・診断書の写しでも可。
- ④※：「申請書」(第10号様式-1)に③の資料、「児童状況確認書」(第2号様式<施設用>)を添付して提出します。「児童意見書・診断書」の提出が遅れる場合、または通院先がない場合には、先に「申請書」に「児童状況書」、「児童状況確認書」を添付して、区福祉保健センターへ提出します。
- ⑤※：手帳も通院先もなく、判定機関(居住区福祉保健センター含む)でも判定がでない場合は対象外になります。その後、判定機関へ通院した場合は、保護者は再度③の書類を施設へ提出、施設は②以降のフローで手続きを行います。

保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等（2・3号認定）障害児等保育教育対象児童申請の手続き

日付は4月一斉利用調整のスケジュール。利用決定後の申請の場合は随時受付。



②※：区役所から、利用申請時に該当する園児の保護者へ、次の書類を渡します。

- ・「児童状況書」（実施要綱 第1号様式＜保護者用＞）
- ・手帳はないが、療育センターや医療機関で診断され、診断書がない場合「児童意見書・意見書」（第3号様式＜判定機関等用＞）

④※：③の見学時の状況を「児童状況確認書」（第2号様式＜施設用＞）により施設から提出してもらいます。

⑤※：保護者から、次の書類を添付してもらいます。

- ・手帳がある場合…手帳（写）（身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神保健福祉手帳）
- ・手帳がない場合…児童状況書、医療機関の診断書（療育機関を含む）または「児童意見書・診断書」がある場合は原本または写し。

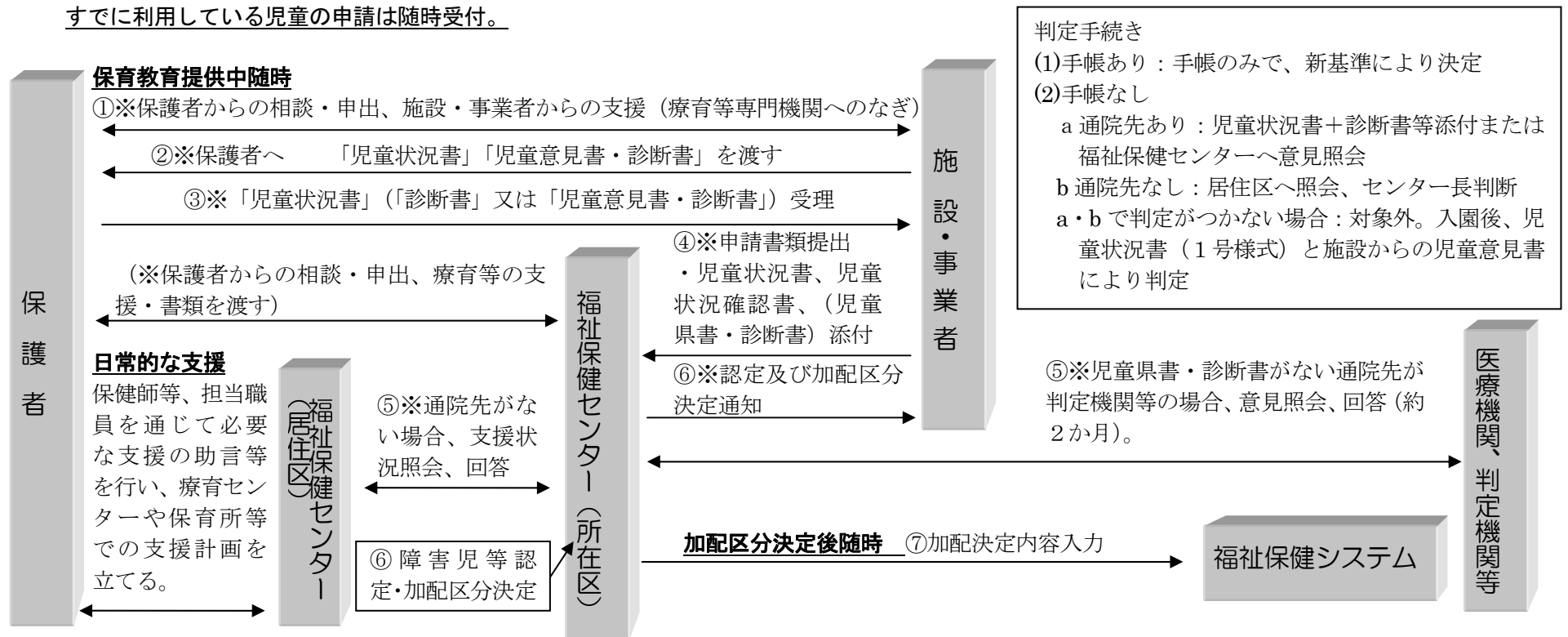
⑥※：手帳も通院先もなく、判定機関（居住区福祉保健センター含む）でも判定がでない場合は対象外になります。保護者へ保健師等、担当職員を通じて必要な支援の助言（親子教室、心理相談、療育機関等への通院等）を行い、その後、判定機関へ通院した場合は、再度⑤以降のフローで手続きを行います。

⑨⑩※：区は、利用者一覧に手書きで仮決定した対象児童認定及び加配区分を記載し、施設に送付します。

⑪⑫※：施設・事業者は、区が示した認定及び加配区分を基に、「申請書」（第10号様式）を区に提出し、それを受理した区は、「決定通知書」（第11号様式）を交付します。

保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等（2・3号認定）障害児等保育教育対象児童申請の手続き

すでに利用している児童の申請は随時受付。



- ①※：児童が利用する施設・事業者は、児童が特別な支援を必要とする児童の対象に該当する場合、保護者に対して説明を行い、支援や療育へのつなぎを行うとともに、次の書類を渡します。
- ・「児童状況書」（実施要綱 第1号様式＜保護者用＞）
 - ・手帳はないが、療育センターや医療機関で診断され、診断書がない場合「児童意見書・意見書」（第3号様式＜判定機関等用＞）
- ②※：保護者から、次の書類を添付してもらいます。
- ・手帳がある場合…手帳（写）（身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神保健福祉手帳）
 - ・手帳がない場合…児童状況書、医療機関の診断書（療育機関を含む）または「児童意見書・診断書」がある場合は原本または写し。
- ③④※：「児童意見書・診断書」の提出が困難な場合や、遅れる場合は、また通院先がない場合には、先に「申請書」（第10号様式）に「児童状況確認書」（第2号様式）、「児童状況書」（第1号様式）を添付して、区に提出します。
- ⑤※：施設・事業者からの申請で、「児童意見書・診断書」の提出がない場合は、区が判定機関等（居住区福祉保健センターも含む。）に意見照会を行います。
- ⑥※区は、受理した書類の内容を確認し、対象児童認定及び加配区分を認定決定し、「決定通知書」（第11号様式）を通知します。

(別表1)障害児に対する加配区分基準表 (案)

身体障害者手帳による加配基準表

※重複障害の場合は、重いほうの等級を適用する。
 ※手帳所持の加配は、療育機関の意見書省略。

	障害種別	加配区分		
		1 : 1	2 : 1	3 : 1
0・1・2歳児クラス	肢 体		1・2級	3・4・5・6・7級
	視 覚		1・2級	3・4・5・6級
	聴 覚			2・3・4級
	音声・言語			3・4級
	内 部			3・4級
3・4・5歳児クラス	肢 体	1・2級	3・4級	5・6・7級
	視 覚	1・2級	3・4級	5・6級
	聴 覚			2・3・4級
	音声・言語			3・4級
	内 部			3・4級

愛の手帳（療育手帳）による加配基準表

1 : 1	2 : 1	3 : 1
A	B1	B2

精神障害者保健福祉手帳による加配基準表

手帳所持	3 : 1
------	-------

(別表2) 障害児に対する加配区分基準表 (案)

保育士加配	手帳での判断でなく児童意見書(保育所、療育機関が記載)の内容でセンター長が判断する基準		
	②～③に該当 (児童3名に対して保育士・教諭1名加配)	④に該当 (児童2名に対して保育士・教諭1名加配)	⑤に該当 (児童1名に対して保育士・教諭1名加配)
障害	<input type="checkbox"/> ①特に問題なし <input type="checkbox"/> ②不器用だが小さい物も何とかつまめる。 <input type="checkbox"/> ②意欲があり、部分的な介助により健常児と一緒に活動できる <input type="checkbox"/> ③細かい作業はできないが、大きな物をつかむことができる	<input type="checkbox"/> ④つかんだり握ったりができない <input type="checkbox"/> ④細かい作業ができない ※ 2歳児未満は除く	<input type="checkbox"/> ⑤物をつかむことができない
	<input type="checkbox"/> ①特に問題なし <input type="checkbox"/> ②ぎこちないが自力歩行できる <input type="checkbox"/> ③一部介助で歩行できる	<input type="checkbox"/> ④室内では自力移動できる <input type="checkbox"/> ④段差や長距離歩行が難しい ※ 2歳児未満は除く	<input type="checkbox"/> ⑤自力で移動できず移動に全介助が必要 ※ 2歳児未満は除く
	<input type="checkbox"/> ①特に問題なし <input type="checkbox"/> ②呼びかけの反応が悪い <input type="checkbox"/> ②聞こえずらさがある <input type="checkbox"/> ③補聴器使用	<input type="checkbox"/> ④全く聞こえない	
	<input type="checkbox"/> ①特に問題なし <input type="checkbox"/> ②弱視または視野狭窄があるが、日常生活に特に支障はない <input type="checkbox"/> ③部分的な介助があれば健常児と一緒に活動できる	<input type="checkbox"/> ④戸外では全面的な介助が必要	<input type="checkbox"/> ⑤全盲か、全盲に近い状態で、生活全般において介助が必要
	<input type="checkbox"/> ②健康状態要チェックが常に必要 <input type="checkbox"/> ②激しい運動等の活動制限がある <input type="checkbox"/> ①てんかんの既往症がある	<input type="checkbox"/> ④活動内容により制限がある。要安静 <input type="checkbox"/> ④転倒させられない等、日常生活上の活動制限がある <input type="checkbox"/> ④週1回以上発作がある。注意して見守りが必要	<input type="checkbox"/> ⑤常時見守りを必要とする <input type="checkbox"/> ⑤発作が毎日あり、意識を失い転倒の危険性がある。常時見守りが必要
	<input type="checkbox"/> ③年齢相応の座位・首のすわりが不安定で一部見守りが必要 ※ 2歳未満児	<input type="checkbox"/> ④年齢相応の座位・首のすわりが不安定で常時見守りが必要 ※ 2歳未満児	
生活(2歳児以下を除く)	<input type="checkbox"/> ①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる <input type="checkbox"/> ②スプーンが手づかみで自分で食べる <input type="checkbox"/> ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる	<input type="checkbox"/> ④意欲はあるが、ほぼ全介助が必要である	<input type="checkbox"/> ⑤食事への意欲、関心がなく、自分で食べようとしていない
	<input type="checkbox"/> ①時間はかかるが自分で全部できる <input type="checkbox"/> ②見守り、または一部介助があれば自分でできる <input type="checkbox"/> ③自分でしようとする意欲があるがほぼ全介助	<input type="checkbox"/> ④意欲は見られず、全介助で着脱する	
	<input type="checkbox"/> ①自分で行きたいときにトイレに行き排泄する <input type="checkbox"/> ②予告するが失敗する時もある <input type="checkbox"/> ③予告せず、オムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる。	<input type="checkbox"/> ④オムツに排泄しても知らせない	
発達の状況	<input type="checkbox"/> ①相手の話を理解できる <input type="checkbox"/> ②簡単な日常の話を理解できる <input type="checkbox"/> ③言葉のかけ方あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる	<input type="checkbox"/> ④制止、禁止等の言葉は理解できる <input type="checkbox"/> ④行動の予測がつかず常に見守りが必要	<input type="checkbox"/> ⑤言葉の理解がなく、制止禁止等の指示が入らない <input type="checkbox"/> ⑤危険に対する認識がなく行動の予測がつかない
	<input type="checkbox"/> ①自分の思っていることを話せる <input type="checkbox"/> ②口ごもったりするが、何とか話せる <input type="checkbox"/> ③簡単な言葉で表現できる	<input type="checkbox"/> ④ほとんど言葉は出ないが身振り手振りで何とか表現できる ※ 2歳未満は除く	<input type="checkbox"/> ⑤話せず、身振り手振りで気持ちを伝えられない ※ 2歳未満は除く
	<input type="checkbox"/> ①友だちとの関係が作れる <input type="checkbox"/> ②友だちに関心を示し関わろうとする <input type="checkbox"/> ③友だちとは関わろうとしないが、大人との関係は作れる	<input type="checkbox"/> ④人への関心が薄く関わろうとしない	<input type="checkbox"/> ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない
	<input type="checkbox"/> ①健常児と一緒に年齢相応の遊びができる <input type="checkbox"/> ②部分的な介助があれば健常児と一緒に遊ぶ <input type="checkbox"/> ③大人と一緒に集団活動に参加する	<input type="checkbox"/> ④集団活動に関心を示さず、一人遊びが多い ※ 2歳児未満は除く	
備考	※ 下線が引いてある項目については、1項目該当すれば、それぞれ2:1または1:1で加配を適用する。 ※ 下線を引いていない項目については、2:1加配の場合は5つ以上、1:1加配の場合は2つ以上該当すればそれぞれその区分を適用する。		

障害児に対する加配区分基準表 (案)

加配区分表では判断がつきにくい場合に使用する発達面での基準

項目	行動	頻度と加配基準			行動への対応状況・特記事項	具体的内容
		②③3:1	④2:1	⑤1:1		
理解	禁止や静止が理解できるか。	<input type="checkbox"/> ①できる	<input type="checkbox"/> ④できたりできなかったりする	<input type="checkbox"/> ⑤できない		
表現	自分の思っていることを話せるか。	<input type="checkbox"/> ①話せる	<input type="checkbox"/> ④話せたり話せなかったりする	<input type="checkbox"/> ⑤話せない		・言葉によって、自分の気持ちが伝えられる。 ・クレーン動作や指さしなど、言語を伴わない独自の表現方法である場合、自分の気持ちを保育士に的確に伝えることができるのであれば、「話せる」に該当。保育士に伝えることができず、サポートが必要な場合は、「話せたり話せなかったりするもしくは話せない」に該当。
クラスの活動への参加	皆と一緒に行動できるか。場面の切り替えに支障があるか。	<input type="checkbox"/> ①何とかついていける	<input type="checkbox"/> ④絵カードなど、特別な工夫が必要	<input type="checkbox"/> ⑤手をつなぐなど特別な支援が必要		
多動	動きまわって落ち着かないか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ②週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・特定の物や人(対象が明確でない場合を含む。)に興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にすぐさわろうとする。 ・うろうろする。席に座ってられない。
他害	他者を傷つける行為があるか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ③週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・他者を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他者を傷つける行為がある。 ・物を壊したり、投げたりする。(例:壁を壊す、ガラスを割る、遊具を投げる) ・他者を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合を含む。
自傷	自らを叩いたり、傷つける行為があるか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ③週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・自らを叩いたり、傷つける行為。(例:頭を叩く、手を噛む、爪を剥ぐ) ・自分の体を傷つける行為をとるが、環境上の工夫があるため、傷ついてない場合も含む。
常同行為	反復的行動。特定の行為を反復する。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ②週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある		(対応状況・特記事項)	・特定の行為を反復する。(例:自分がぐるぐる回る、びよんびよん飛ぶ、手を洗い続ける) ・特定のものに興味を示す。 ・常同行為によって次の場面(日課等)に気持ちを切り替えることが難しい。もしくは時間がかかる。
とじこもり	自分の世界に閉じこもり、人との接触や関心がうすい。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ②週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある		(対応状況・特記事項)	・行動を促す他者からの働きかけがあっても動かない場合(例:他者に関心を示さず、他者や集団に参加せず一人遊びばかりする・特定の場所に動かずじっとしている)
情緒不安定	イライラや興奮があるか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ②週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニックや、情緒が不安定になる。不安、恐怖、焦燥等にかかられて衝動的な行動になる。
突発的行動	予想できない突発的な行動があるか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ③週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・関心が強い物や人(対象が明確でない場合も含む)を見つけたら突発的行動をしてしまう(例:突然走って行ってしまふ、高いところにあがる、他者のものを許可なく手にする)

※ 下線があれば2:1または1:1で加配

※ ②が2つ以上③が1つは3:1 ③が5つ以上 2:1 ④が2つ以上 2:1 ⑤が2つ以上 1:1

*1の常に傍らにいて介入が必要な場合は1:1

(別表3)

医療的ケアが必要な場合の保育士加配基準

ケアの内容	3:1加配	2:1加配	1:1加配	保育所の入所受入が困難な事由
【共通】	<ul style="list-style-type: none"> 生活面で介助が必要な場合がある 室外の活動の一部に制限がある 与薬等の対応が必要な場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 生活面で介助が必要な場合がある 室外及び室内の活動の一部に制限がある 日常的に与薬等の対応が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 生活面で全面的な介助が必要 室内外ともに活動制限が大きい 与薬等の対応が常時必要 	<p>【身体の状態等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主治医が保育所入所について適切であると認めていない (例)・病状が不安定で、症状の悪化が予想されるような基礎疾患や慢性的な感染症がある 日常のケアによって、容体が急変する可能性が高い 医療やケアに関連して、事故や感染が起こる可能性が高い など <p>【環境・状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅での医療ケアの経験が少ない
	健康管理に特段の注意が必要			
気管切開	<ul style="list-style-type: none"> 自己排たん可 在園時間中は吸引を要さない 	<ul style="list-style-type: none"> 自己排たん可能であるが、吸引が必要になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 自己排たん可能であるが、定期的にたんの吸引が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 自己排たん不可 たんの分泌が多く、頻回の吸引が必要 気管内に肉芽があり、易出血状態
経管栄養	<ul style="list-style-type: none"> 経管栄養児(経管栄養は看護師が行うが見守りが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 経口摂取可能であるが、食事の見守りや一部介助を要する 	<ul style="list-style-type: none"> 経口摂取可能であるが、全面介助を要する 	<ul style="list-style-type: none"> 腸ろう等で注入に長時間を要する 胃残により注入量を変更する必要がある
導尿	<ul style="list-style-type: none"> 膀胱直腸障害があり両便失禁がある 導尿の必要はない 	<ul style="list-style-type: none"> 膀胱直腸障害があり両便失禁がある 定時の導尿が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 膀胱直腸障害があり両便失禁がある 定時の導尿が必要 人工肛門のパウチ交換が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 神経因性膀胱等があり、尿失禁がない場合(腹部膨満等の観察を常に要する場合) 定時以外に臨時の導尿が必要
その他の状況	福祉保健センター長判断により決定			

* 障害を伴う場合、障害の加配基準と比較して、より重いほうの比率を適用する(加配人員は障害児と別枠の医療的ケア枠による)

児 童 状 況 書 (案)

※入園予定園名(1号認定のみ)

No.

児 童 名		記載年月日	平成	年	月	日
生年月日・歳	平成	年	月	日生	歳	か月
住 所	保護者との関係					

◇ 保育園等利用の参考にさせていただきますので、次の項目についてご記入ください。

I	健康状態	(1) 現在 通院加療対象の病気がありますか。 いいえ・はい
		病 名 通 院 先
		① : ⇒
		② : ⇒
		(2) これまでに入院したことがありますか。 いいえ・はい
		病 名 通 院 先 入 院 時 期
		① ⇒ ⇒
		② ⇒ ⇒
II	心身の状況	(1) 生活習慣
		食 事：①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる ②スプーンか手づかみで自分で食べる ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる ④意欲はあるがほぼ全介助が必要である ⑤食事への意欲関心がなく、自分で食べようとしない。
		着替え：①時間はかかるが自分で全部できる ②見守りまたは一部介助があれば自分でできる ③自分でしようとする意欲があるが、ほぼ全介助である。 ④意欲は見られず全介助で脱いだり着たりする
		排 泄：①自分で行きたいときにトイレに行き排泄する ②予告するが失敗する時もある ③予告せずオムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる ④オムツに排泄しても知らせない
(該当する項目に「○」をつけてください)		(2) 身体の様子
		上 肢：①特に問題はなし②不器用だが小さい物も何とかつまめる。②意欲があり部分的な介助により他児と一緒に活動できる。③細かい作業はできないが、大きな物をつかむことができる。 ④つかんだり、握ったりすることができない。④細かい作業ができない。⑤物をつかむことができない。
		下 肢：①特に問題はなし ②ぎこちないが、自力歩行できる ③一部介助で歩行できる ④室内では自力移動できる。④段差や長距離は介助が必要。 ⑤自力で移動することができず、移動は全介助が必要
		聴 覚：①特に問題なし②呼びかけの反応が悪い。②聞こえずらさがある。③補聴器使用 ④全く聞こえない
		視 覚：①特に問題なし ②弱視または視野狭窄があるが日常生活に特に支障はない ③部分的な介助があれば他児と一緒に活動できる ④屋外では全面的な介助が必要 ⑤全盲か、全盲に近い状態で生活全般において介助が必要
		補装具利用の有無：なし・あり ()
		内 部：①てんかんの既往症がある。②健康状態チェックが常に必要。 ②激しい運動等の活動制限がある。 ④活動内容により、制限がある。 ④転倒させられない等日常生活の活動制限がある
		全 体：(2歳児未満) ③年齢相応の座位、首のすわりが不安定で、一部見守りが必要。 ④年齢相応の座位、首のすわりが不安定で常時見守りが必要。

II 心身の状況 (該当する項目に「○」をつけてください)	(3) コミュニケーション・社会性について 理解：①相手の話を理解できる ②簡単な日常の話を理解できる ③言葉のかけ方、あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる ④静止、禁止等の指示を理解できる ④行動の予測がつかず、常に見守りが必要。 ⑤言葉の理解がなく、制止禁止等の指示が入らない ⑤危険に対する認識がなく行動の予測がつかず 表現：①自分の思っていることを話せる ②口ごもったりするが思っていることを何とか話せる ③簡単な言葉で自分の要求を表現する ④ほとんど言葉は出ないが身振り、手振りで何とか表現できる ⑤話せず、身振り、手振りでも気持ちを伝えられない 対人関係：①友達との関係が作れる ②友達に関心を示し関わろうとする ③友達とは関わろうとしないが大人との関係は作れる ④人への関心が薄く関わろうとしない ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない 遊び：①他児と一緒に年齢相応の遊びができる ②部分的な介助があれば他児と一緒に遊ぶ ③大人と一緒に集団活動に参加する ④集団活動に関心を示さずひとり遊びが多い 行動：①パニック、多動、こだわり等の問題行動は殆ど見られない。 【動き回って落ち着かない】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【他者を傷つける】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分を叩いたり傷つける】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【特定の行動を繰り返す】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分の世界に閉じこもる】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【不安定な行動】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【突発的な行動】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある			
	(4) 身体障害者手帳・療育手帳について (ありの場合は写しを提出してください) 身体障害者手帳：なし：あり (肢体/視覚/聴覚/内部/膀胱直腸) 療育手帳：なし：あり			
	(5) お子さんについて、現在気になることがあれば記入してください。			
	【運動】		【基本的な生活・食事・排泄・睡眠等】	
	【ことば】			
【あそび】				
【行動】				
III 施設や集団の利用	◇ 治療や訓練のための施設(療育センターや訓練会)区で行っている発達に関する相談・教室などを利用したことがありますか。 * 一度でも利用したことがあれば、施設名、利用期間を記入してください。 ⇒ 利用したことはない・現在利用している・かつて利用したことがある			
	施設・教室名	場 所	利用期間	内 容
	①			
	②			
③				

【保護者確認欄】

保育所等が横浜市における特別な支援を必要とする児童の保育・教育実施要綱に基づく申請を行うこと及びその申請にあたり福祉保健センター長が横浜市児童相談所などの判定機関等に児童の状況について意見を照会することを了解するとともに、利用施設(新規の場合は希望施設)への情報提供します。

保護者氏名(自署)

児 童 状 況 確 認 書 (案)

児童名	生年月日	平成	年	月	日生	歳
◇次の各項目について、該当する部分に「○」をつけてください。						
心 身 の 状 況	<p>(1) 生活習慣</p> <p>食 事：①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる ②スプーンか手づかみで自分で食べる ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる ④意欲はあるがほぼ全介助が必要である ⑤食事への意欲関心がなく、自分で食べようとしない。</p> <p>着替え：①時間はかかるが自分で全部できる ②見守りまたは一部介助があれば自分でできる ③自分でしようとする意欲があるが、ほぼ全介助である。 ④意欲は見られず全介助で脱いだり着たりする</p> <p>排 泄：①自分で行きたいときにトイレに行き排泄する ②予告するが失敗する時もある ③予告せずオムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる ④オムツに排泄しても知らせない</p> <p style="text-align: center;">[]</p>					
	<p>(2) 身体の様子</p> <p>上 肢：①特に問題はなし②不器用だが小さい物も何とかつまめる。 ②意欲があり部分的な介助により、他児と一緒に活動できる。 ③細かい作業はできないが、大きな物をつかむことができる。 ④つかんだり、握ったりすることができない。④細かい作業ができない。 ⑤物をつかむことができない。</p> <p>下 肢：①特に問題はなし ②ぎこちないが、自力歩行できる ③一部介助で歩行できる ④室内では自力移動できる。④段差や長距離は介助が必要。 ⑤自力で移動することができず、移動は全介助が必要</p> <p>聴 覚：①特に問題なし②呼びかけの反応が悪い。②聞こえずらさがある。③補聴器使用 ④全く聞かない</p> <p>視 覚：①特に問題なし ②弱視または視野狭窄があるが日常生活に特に支障はない ③部分的な介助があれば他児と一緒に活動できる ④屋外では全面的な介助が必要 ⑤全盲か、全盲に近い状態で生活全般において介助が必要</p> <p>内 部：①てんかんの既往症がある。 ②健康状態チェックが常に必要。 ②激しい運動等の活動制限がある。 ④活動内容により、制限がある。 ④転倒させられない等日常生活の活動制限がある</p> <p>全 体：(2歳児未満) ③年齢相応の座位、首のすわりが不安定で、一部見守りが必要。 ④年齢相応の座位、首のすわりが不安定で常時見守りが必要。</p>					

	<p>(3) コミュニケーション・社会性について</p> <p>理解：①相手の話を理解できる ②簡単な日常の話を理解できる ③言葉のかけ方、あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる ④制止、禁止等の指示を理解できる ④行動の予測がつかず、常に見守りが必要。 ⑤言葉の理解がなく、制止禁止等の指示が入らない ⑤危険に対する認識がなく行動の予測がつかない。</p> <p>表現：①自分の思っていることを話せる ②口ごもったりするが思っていることを何とか話せる ③簡単な言葉で自分の要求を表現する ④ほとんど言葉は出ないが身振り、手振りで何とか表現できる ⑤話せず、身振り、手振りでも気持ちを伝えられない</p> <p>対人関係：①友達との関係が作れる 友達に関心を示し関わろうとする ③友達とは関わろうとしないが大人との関係は作れる ④人への関心が薄く関わろうとしない ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない</p> <p>遊び：①他児と一緒に年齢相応の遊びができる ②部分的な介助があれば他児と一緒に遊ぶ ③大人と一緒に集団活動に参加する ④集団活動に関心を示さずひとり遊びが多い</p> <p>行動：①パニック、多動、こだわり等の問題行動は見られない。 【動き回って落ち着かない】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【他者を傷つける】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分を叩いたり傷つける】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【特定の行動を繰り返す】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分の世界に閉じこもる】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【不安定な行動】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【突発的な行動】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p>		
施設 記入欄	◇新規児童：見学時の様子 継続児童：施設内での様子		
	◇集団保育に対する所見 【3:1 2:1 1:1の加配が必要】		
施設名	施設長名		記載者

記載日 年 月 日

<施設用>

第2号様式-2

乳児

No.

児童状況確認書 (3歳未満児用)

児童名		生年月日	平成 年 月 日生	歳 か月
施設名		来園日	平成 年 月 日()	
			平成 年 月 日()	
身体 状 況	一般状態	良好・不良・不明 ()		
	体 格	身長(高い/普通/低い)・体重(肥満/普通/やせ)		
	【上肢・下肢・聴力・視力】			
	【その他】			
	補装具利用の有無:なし・あり ⇒ どのようなものですか ()			
生 活 習 慣	【食 事】			
	【排 泄】			
	【その他】			
発 達 の 状 況				
備 考	◇見学(保育)時の子どもの様子			
	◇集団保育にあたっての保育所等の意見			
記 載 者				

年 月 日

施設名 _____ 施設長名 _____

	<p>(3) コミュニケーション・社会性について</p> <p>理解：①相手の話を理解できる ②簡単な日常の話を理解できる ③言葉のかけ方、あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる ④制止、禁止等の指示を理解できる ④行動の予測がつかず、常に見守りが必要。 ⑤言葉の理解がなく、制止禁止等の指示が入らない ⑤危険に対する認識がなく行動の予測がつかない。</p> <p>表現：①自分の思っていることを話せる ②口ごもったりするが思っていることを何とか話せる ③簡単な言葉で自分の要求を表現する ④ほとんど言葉は出ないが身振り、手振りで何とか表現できる ⑤話せず、身振り、手振りでも気持ちを伝えられない</p> <p>対人関係：①友達との関係が作れる ②友達に関心を示し関わろうとする ③友達とは関わろうとしないが大人との関係は作れる ④人への関心が薄く関わろうとしない ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない</p> <p>遊び：①他児と一緒に年齢相応の遊びができる ②部分的な介助があれば他児と一緒に遊ぶ ③大人と一緒に集団活動に参加する ④集団活動に関心を示さずひとり遊びが多い</p> <p>行動：①パニック、多動、こだわり等の問題行動は見られない。 【動き回って落ち着かない】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【他者を傷つける】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分を叩いたり傷つける】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【特定の行動を繰り返す】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分の世界に閉じこもる】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【不安定な行動】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【突発的な行動】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p>
備考	<p>◇統合保育に参加する上で、留意点があれば記載してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>(注) 神奈川県「私立幼稚園特別支援教育費補助金」にこの様式で申請する場合、 医師による記載が必要であると聞いておりますのでご注意ください。</p> </div>
記載者	<p style="text-align: right;">印 職種：</p>

年 月 日

施設名 代表者

児 童 意 見 書 ・ 診 断 書 (案)

児童名		生年月日	平成	年	月	日生	歳
診断名 障害名			合併症				
◇次の各項目に必要事項を記入、該当するものに「○」をつけてください。判定できる範囲でご記入ください。							
症状や病状の内容および程度 (併せ有する障害および指導上配慮を必要とする行動などを記入してください。)							
医療または生活規制を必要とする期間 (E 病弱・虚弱の場合は必ず記入してください。)							
心 身 の 状 況	健康状態						
	加療疾病の有無	有	無	⇒病名	加療先		
	投薬状況						
	(1) 生活習慣 食 事：①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる ②スプーンか手づかみで自分で食べる ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる ④意欲はあるがほぼ全介助が必要である ⑤食事への意欲関心がなく、自分で食べようとしない。 着替え：①時間はかかるが自分で全部できる ②見守りまたは一部介助があれば自分でできる ③自分でしようとする意欲があるが、ほぼ全介助である。 ④意欲は見られず全介助で脱いだり着たりする 排 泄：①自分で行きたいときにトイレに行き排泄する ②予告するが失敗する時もある ③予告せずオムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる ④オムツに排泄しても知らせない []						
(2) 身体の様子 上 肢：①特に問題はなし②不器用だが小さい物も何とかつまめる。 ②意欲があり部分的な介助により、他児と一緒に活動できる。 ③細かい作業はできないが、大きな物をつかむことができる。 ④つかんだり、握ったりすることができない。④細かい作業ができない。 ⑤物をつかむことができない。 下 肢：①特に問題はなし ②ぎこちないが、自力歩行できる ③一部介助で歩行できる ④室内では自力移動できる。④段差や長距離は介助が必要。 ⑤自力で移動することができず、移動は全介助が必要 聴 覚：①特に問題なし②呼びかけの反応が悪い。②聞こえずらさがある。③補聴器使用 ④全く聞こえない 視 覚：①特に問題なし ②弱視または視野狭窄があるが日常生活に特に支障はない ③部分的な介助があれば他児と一緒に活動できる ④屋外では全面的な介助が必要 ⑤全盲か、全盲に近い状態で生活全般において介助が必要 内 部：①てんかんの既往症がある。 ②健康状態チェックが常に必要。 ②激しい運動等の活動制限がある。 ④活動内容により、制限がある。 ④転倒させられない等日常生活の活動制限がある 全 体：(2歳児未満) ③年齢相応の座位、首のすわりが不安定で、一部見守りが必要。 ④年齢相応の座位、首のすわりが不安定で常時見守りが必要。							

	<p>(3) コミュニケーション・社会性について</p> <p>理解：①相手の話を理解できる ②簡単な日常の話を理解できる ③言葉のかけ方、あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる ④制止、禁止等の指示を理解できる ④行動の予測がつかず、常に見守りが必要。 ⑤言葉の理解がなく、制止禁止等の指示が入らない ⑤危険に対する認識がなく行動の予測がつかない。</p> <p>表現：①自分の思っていることを話せる ②口ごもったりするが思っていることを何とか話せる ③簡単な言葉で自分の要求を表現する ④ほとんど言葉は出ないが身振り、手振りで何とか表現できる ⑤話せず、身振り、手振りでも気持ちを伝えられない</p> <p>対人関係：①友達との関係が作れる ②友達に関心を示し関わろうとする ③友達とは関わろうとしないが大人との関係は作れる ④人への関心が薄く関わろうとしない ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない</p> <p>遊び：①他児と一緒に年齢相応の遊びができる ②部分的な介助があれば他児と一緒に遊ぶ ③大人と一緒に集団活動に参加する ④集団活動に関心を示さずひとり遊びが多い</p> <p>行動：①パニック、多動、こだわり等の問題行動は見られない。 【動き回って落ち着かない】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【他者を傷つける】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分を叩いたり傷つける】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【特定の行動を繰り返す】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分の世界に閉じこもる】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【不安定な行動】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【突発的な行動】①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p>
備考	<p>◇統合保育に参加する上で、留意点があれば記載してください。</p>
記載者	<p style="text-align: right;">印 職種：</p>

施設名

年 月 日
代表者

第6号様式
 (保護者) → (保育所) → (看護師)
 保育所保管

施設・事業者長

家庭での医療的ケアの状況を
 保護者が保育所に伝える書類。
 具体的な留意点を記入してもらいま
 す。

医療的ケア依頼書

フリガナ

児童氏名 _____

内 容	実 施 内 容	留 意 事 項
服 薬	例) 食後に粉薬1包を少量の白湯で溶き、注射筒で注入する。	例) 容器や注射筒に薬が残らないよう、すすいで注入する。
注 入	例) 登園時 ソリタ水 150ml 昼食時 エンシュア 180ml 白湯 70ml	例) 座位で注入する。 注入速度は、〇滴/〇秒くらいが良い。
吸 引 鼻口腔	例) 口腔、鼻腔内にある鼻汁、痰などの分泌物を吸引する。	例) チューブを挿入している左の鼻は、チューブの下から入れると入りやすい。
吸引 鼻腔 中咽頭	例) 口腔内の吸引では取れない場合は、鼻腔から約〇cmを目安にカテーテルを挿入して吸引。	例) 吸引した分泌物の性状を観察して記入する。(量・色等)

上記のとおり、施設・事業での処置の実施について、依頼します。

※施設・事業の利用中、実施する医療ケアや児童の身体状況の変化等に関して、当該児童に関する医療機関及び行政機関間での情報提供について、同意します。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

第7号様式

(保護者) → (主治医) → (保護者) → (保育所) → (看護師)

_____施設・事業者長

医療的ケア指示書

次の園児について、貴園における医療的ケアの実施をお願いします。
看護師に対する指示事項は以下のとおりです。

園児氏名 _____

診 断 名	
現在の健康状態	

医療的ケアの内容	経管栄養 （水分を含む） <input type="checkbox"/> 鼻腔管留置による注入 <input type="checkbox"/> 胃・腸瘻による注入 <input type="checkbox"/> 注入速度目安（ CCを 分程度で） <input type="checkbox"/> その他（ ）	注入内容・留意点
	吸引 <input type="checkbox"/> 口腔・鼻腔内 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内 <input type="checkbox"/> 経鼻咽頭エアウェイ内 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	導尿 <input type="checkbox"/> 自己導尿の補助・援助 <input type="checkbox"/> 導尿（ ）時間毎 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	その他のケア	
*緊急時の対応		
プール・水遊び、遠足等保育園生活における留意事項		

平成 年 月 日

医療機関住所： _____

医療機関名 ： _____ 電話 ： _____

主治医氏名 ： _____ 印

第8号様式

(保護者)→(主治医)→(区役所)→(保育所)→(嘱託医)

横浜市長

医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）

児童氏名 _____

基本情報

主病名	
合併症	
経過	必要に応じて別紙添付してください。
所見等	
処方内容	必要に応じて別紙添付してください。

保育所等で必要な医療ケア

<input type="checkbox"/> 経管栄養 (<input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 胃瘻 <input type="checkbox"/> 腸瘻) 注入内容 :
<input type="checkbox"/> 吸引 (<input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 咽頭・喉頭部 <input type="checkbox"/> 経鼻気管内 <input type="checkbox"/> 経気管切開) 注意事項 :
<input type="checkbox"/> 導尿 (<input type="checkbox"/> 自己導尿の補助・援助 <input type="checkbox"/> 導尿 _____ 時間毎) 注意事項 :
<input type="checkbox"/> その他 ※痙攣時の対応はこの欄に記入してください。

保育所等での生活上の配慮事項

<input type="checkbox"/> 経口摂食・飲水 (最低水分量、食形態、増粘剤、姿勢等)
<input type="checkbox"/> 園外活動
<input type="checkbox"/> 行事参加 (プール等)

その他

--

平成 年 月 日

医療機関住所 : _____

医療機関名 : _____ 電話 : _____

主治医氏名 : _____ 印

担当部署名 : _____ (電話 : _____) 担当者名 : _____

留意事項(保護者の方へ) ・主治医に記入をしてもらってください。 ・看護職がいる園から希望をしてください。 ・場合によっては入所できないことがあります。

(区役所処理欄) 受領年月日 年 月 日

医療的ケア実施(変更)届

年 月 日

横浜市 福祉保健センター長

所在地

設置主体名

代表者職氏名

印

横浜市における特別な支援を必要とする児童の保育・教育実施要綱に基づく医療的ケア対象児童に対する医療的ケア対応看護職に係る職員雇用について次のとおり届け出ます。

施設名			
要件 (右欄の□にすべてチェックがあること)	<input type="checkbox"/> 医療的ケア対象児童が入所している。	<input type="checkbox"/> 当該職員は月40時間以上の勤務を契約している。	<input type="checkbox"/> 月120時間以上の勤務を契約している看護職がいる。

1 既に雇用している看護職等(横浜市向上支援費助成要綱 雇用状況表(第〇号様式)に記載されている職員と同じ)

職 種	職員氏名	勤務状況	
(常勤・非常勤)	(登録番号:)	勤務開始年月日	年 月 日
		所定労働時間	時間/日
		1か月あたりの勤務日数 (又は週の勤務日数×4)	日/月
		変更 ()・退職	

2 今回新たに雇用する職員

職 種	職員氏名	勤務状況	
看護師	(登録番号:)	勤務開始年月日 (医療的ケア補助としての)	年 月 日
		所定労働時間	時間/日
		1か月あたりの勤務日数 (又は週の勤務日数×4)	日/月
		変更 ()・退職	
保健師または助産師	(登録番号:)	勤務開始年月日 (医療的ケア補助としての)	年 月 日
		所定労働時間	時間/日
		1か月あたりの勤務日数 (又は週の勤務日数×4)	日/月
		変更 ()・退職	
准看護師	(登録番号:)	勤務開始年月日 (医療的ケア補助としての)	年 月 日
		所定労働時間	時間/日
		1か月あたりの勤務日数 (又は週の勤務日数×4)	日/月
		変更 ()・退職	

注1「職員氏名」欄に、その職種に係る資格の登録番号を記載すること(資格証の写しの添付でも可)。

注2 変更の場合は()内に変更内容を明記すること。

障害児等保育教育対象児童認定(変更)申請書

横浜市 福祉保健センター長

所在地

設置主体名

代表者職氏名

印

横浜市における特別な支援を必要とする児童の保育・教育実施要綱に基づく認定及び認定に係る加算費の支給等及び変更等について、児童状況書(第1号様式)、児童状況確認書(第2号様式または第2号様式の2)等必要書類を添えて申請します。

施設名				
支給認定区分	(フリガナ) 児童名	生年月日	区 分 (該当する区分に○)	添付書類
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1)※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1)※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1) ※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1) ※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1)※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()

※新たに施設・事業を利用児童で、区福祉保健センター長からの連絡があった児童については、区から示された加配区分に○をつける。

既に施設・事業を利用している児童については、児童状況確認書(第2号様式)に記載した、「集団保育に対する所見」欄に記載した加配区分に○をつける。

幼稚園・認定こども園に対する補助事業について

幼稚園・認定こども園に対し、給付費・向上支援費以外に以下の補助事業を実施します。

1 私立幼稚園等預かり保育事業補助

保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児（市内在住児）を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対し、開設準備費や運営費助成を行います。

(1) 補助単価・利用料（給付対象施設・3～5歳）

○経常費単価

種類	単価(案) (運営経費/1人当たり・月額)	
	補助単価	利用料
通常型(有資格者配置単価適用)	35,500円 [*] －利用料(本市上限額)	【応能負担】 0～9,000円の範囲で横浜市が示す金額を上限に施設が設定(料金表別添)
通常型	32,800円 [*] －利用料(本市上限額)	
平日型(有資格者配置単価適用)	31,100円 [*] －利用料(本市上限額)	
平日型	29,000円 [*] －利用料(本市上限額)	

※現行の補助単価+利用料上限額 (9,000円)

○その他の単価

種類	単価(案)			
開設準備費	500,000円上限 (1園あたり)			
移行準備費補助 ^{※1}	500,000円上限 (1園あたり)			
長期休業期間分	1,136円 (職員1人当たり/時間)			
特別支援分 ^{※2}	通常型		平日型	
	重度 (1:1)	162,500円	重度 (1:1)	135,500円
	中度 (2:1)	122,500円	中度 (2:1)	102,100円
	軽度 (3:1)	79,700円	軽度 (3:1)	66,500円
	特別支援	49,300円	特別支援	41,100円
	(園児1人当たり/月額)		(園児1人当たり/月額)	

※1 幼稚園型認定こども園への移行を目指す園に対する防災対策等の整備費助成
【例】備品(カーテン、敷物等)の防災化

※2 障害児等受入加算で判定した障害の程度に応じて補助

(2) 主な変更点

(ア)平成27年4月利用者分から、保育の必要性の認定基準の改正に合わせ、預かり保育園児認定基準を一部改正します。(平成26年10月30日事務連絡済)

<主な改正内容>

- ・育児休業取得者について「補助対象」とする場合を追加
(改正案 別表1、8部分、現行基準特例(2)部分)
- ・「祖父母の二次保育者としての取り扱い」を削除(現行基準特例(3)部分)

(イ) 保育所入所申込の取扱に準じて、雇用証明書の証明期間を変更します。

(現 行) 利用月前 4 か月の証明（新規就労等で実績がない場合は実績が出来次第、再提出）

(改正後) 原則利用月前 4 か月の証明。就労実績が 4 か月に満たない場合は、就労予定を含めて 4 か月分の証明でも可。

(ウ) 給付対象施設は、27 年 4 月分から給付費と合わせて請求・支払を行います。また、利用実態を正確に把握するため、保護者の就労時間等に応じた区分を、在園児名簿と請求明細作成ソフトに記載・入力していただきます。

<入力区分>

保育所の入所要件を満たしている場合は「64」、満たしていない場合は「48」

【例】 就労による利用の場合 ※両親が就労している場合はいずれか低い方で判定

① 1日4時間以上、月16日以上（4時間×16日＝64時間）→「64」

② 1日4時間以上、月12日以上（4時間×12日＝48時間）→「48」

2 新制度移行園に対する保護者負担軽減補助<新規>

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園において、移行により継続利用の園児の保育料が増えた場合に移行前の保育料との差額相当分を補助する経過措置を行い、保護者負担を軽減します。

(1) 対象者・期間

次の要件をすべて満たす幼稚園等の利用者が当該園を退園するまで（移行後最長3年間）

(ア) 新制度移行園を移行の前後で継続利用している。（移行時、移行後の転園は対象外）

(イ) 移行前年度に横浜市就園奨励補助金を受領し、補助対象年度も引き続き受給要件を満たしている。

(2) 補助内容

補助実施年度の就園奨励補助金額と比較して差額を交付

(ア) 新制度移行前の保育料が 25,200 円（1号最高階層）以上 29,200 円(月額)未満の場合

【本市補助】＝新制度利用料－{(現行保育料)－(就園奨励補助金による軽減分)}

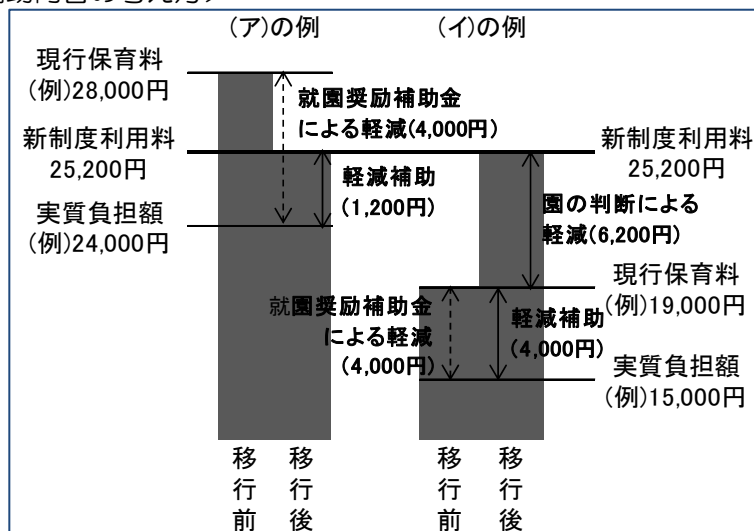
※図の例 1,200 円＝25,200 円－(28,000 円－4,000 円)

(イ) 新制度移行前の保育料が 25,200 円(月額)以下の場合

【本市補助】＝(現行保育料)－(就園奨励補助金による軽減後の実質負担額)

※図の例 4,000 円＝19,000 円－(15,000 円)

<補助内容の考え方>



(3) 補助額・補助方法

移行前の保育料と利用者の階層により異なりますが、一人あたり交付額(年額)1,200円(100円/月)～86,400円(7,200円/月)と見込まれます。

就園奨励補助金と同様、園に対し補助金を交付し園を通じて保護者に配布します。利用料切替(9月)、税修正申告等による階層変更の影響をできるだけ受けたくないよう11月頃に申請を受け付け、年度末の支払を予定しています。(就園奨励補助金の11月申込スケジュールと同等のイメージ)

◆補助額の試算

(ア) 子ども2人世帯で第1子が在園。市民税所得割額が77,101円～211,200円(就園奨励補助金E階層)

満3～5歳児 最低保育料 (月)a	就園奨励補助金 (年)b	実質保育料 (月) c=a-(b/12)	補助額(新制度に移行した場合の負担増額)(月) c-d			
			D6階層 15,000円 d	D7, D8階層 17,000円 d	D9-D11階層 18,800円 d	D12, D13階層 20,300円 d
22,000	E階層 107,200	13,100	1,900	3,900	5,700	7,200
23,000	E階層 107,200	14,100	900	3,200	5,200	6,200
24,000	E階層 107,200	15,100	-100	2,200	4,200	5,200
25,000	E階層 107,200	16,100	-1,100	1,200	3,200	4,200
26,000	E階層 107,200	17,100	-2,100	200	2,200	3,200
27,000	E階層 107,200	18,100	-3,100	-800	1,200	2,200
28,000	E階層 107,200	19,100	-4,100	-1,800	200	1,200
29,000	E階層 107,200	20,100	-5,100	-2,800	-800	200
30,000	E階層 107,200	21,100	-6,100	-3,800	-1,800	-800

(イ) 子ども2人世帯で第1子が在園。市民税所得割額が211,201円以上(就園奨励補助金F階層)

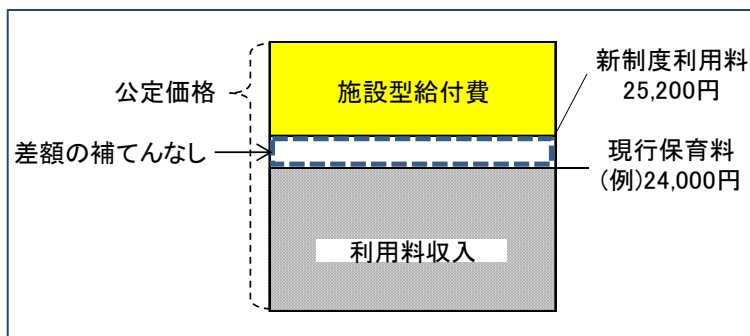
満3～5歳児 最低保育料 (月)a	就園奨励補助金 (年)b	実質保育料 (月) c=a-(b/12)	補助額(新制度に移行した場合の負担増額)(月) c-d			
			D14-D16階層 21,800円 d	D17-D20階層 23,000円 d	D21-D23階層 24,000円 d	D24-D27階層 25,200円 d
22,000	F階層 48,000	18,000	3,800	5,000 (4,000※)	6,000 (4,000※)	7,200 (4,000※)
23,000	F階層 48,000	19,000	2,800	4,000	5,000 (4,000※)	6,200 (4,000※)
24,000	F階層 48,000	20,000	1,800	3,000	4,000	5,200 (4,000※)
25,000	F階層 48,000	21,000	800	2,000	3,000	4,200 (4,000※)
26,000	F階層 48,000	22,000	-200	1,000	2,000	3,200
27,000	F階層 48,000	23,000	-1,200	0	1,000	2,200
28,000	F階層 48,000	24,000	-2,200	-1,000	0	1,200
29,000	F階層 48,000	25,000	-3,200	-2,000	-1,000	200
30,000	F階層 48,000	26,000	-4,200	-3,000	-2,000	-800

※最大補助額4,000円/月 (就園奨励補助金 F階層年間補助額 48,000円/12か月)

【参考】（※9月18日事業者説明会資料の再掲）

新制度利用料と新制度移行前の保育料に差額が生じた場合は、各園の判断により軽減を行うことが可能です。園が軽減を行い従来水準の利用料を設定した場合、給付費での差額補てんはありません。

＜園の判断により経過措置を実施した場合の公定価格と給付費の考え方＞



3 私立幼稚園等補助

幼稚園・認定こども園を対象に、施設や設備の整備、地域と一体となって行う事業、また、家庭教育を推進するための講座の開設等の経費の助成を行い教育環境の維持・向上を図ります。

- ・補助単価 1園平均 450千円
- ・防災備蓄補助 100千円（上限）※預かり保育新規実施園のみ

4 私立幼稚園等施設整備費補助

幼稚園・認定こども園の既設園舎の修繕費に助成し、良好な教育環境を維持します。

- ・修繕：200万円以上の修繕費に1/2以内（限度100万円）
- ※現行の補助単価（300万円以上の修繕費に1/3以内（限度150万円））から変更

5 私立幼稚園等特別支援教育費補助

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園については、障害児等受入加算の助成に変更します。（教育・保育施設向上支援費）

6 私立幼稚園就園奨励補助

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園に通う場合は、保護者の市民税額に応じた保育料を負担していただくため、就園奨励補助金は対象外になります。

＜お知らせ＞

私立幼稚園等預かり保育事業補助、私立幼稚園等一時預かり保育事業補助の詳細については、別途、事務説明会の開催を予定しています。（3月上旬から中旬の開催見込み）

平成27年度子ども・子育て支援新制度 利用者負担額仮設定（案）（月額）※一部抜粋

階層区分（市階層）		1号		幼稚園型一時預かり利用料※		1号保育料+預かり利用料		2号	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子 標準時間	第2子 標準時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,100	700	0	0	2,100	700	2,100	700
C	市民税均等割のみ	3,000	1,500	1,900	200	4,900	1,700	4,900	1,700
市民 税 課 税 世 帯	D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	6,300	2,200	100	0	6,400	2,200	6,400	2,200
	D2 10,001円以上～48,600円以下	7,500	2,700	100	0	7,600	2,700	7,600	2,700
	D3 48,601円以上～50,400円以下	9,400	3,300	100	0	9,500	3,300	9,500	3,300
	D4 50,401円以上～57,600円以下	10,900	3,900	100	0	11,000	3,900	11,000	3,900
	D5 57,601円以上～77,100円以下	12,600	4,500	200	0	12,800	4,500	12,800	4,500
	D6 77,101円以上～97,000円以下	15,000	5,500	600	0	15,600	5,500	15,600	5,500
	D7 97,001円以上～102,600円以下	17,000	6,700	2,500	100	19,500	6,800	19,500	6,800
	D8 102,601円以上～120,600円以下							21,500	7,500
	D9 120,601円以上～138,600円以下	18,800	8,100	4,700	100	23,500	8,200	23,500	8,200
	D10 138,601円以上～169,000円以下							24,800	8,700
	D11 169,001円以上～174,900円以下							25,800	9,000
	D12 174,901円以上～192,900円以下	20,300	9,300	6,500	100	26,800	9,400	26,800	9,400
	D13 192,901円以上～211,200円以下							27,500	12,400
	D14 211,201円以上～228,900円以下							28,300	12,700
	D15 228,901円以上～246,700円以下							29,300	13,200
	D16 246,701円以上～255,700円以下	23,000	11,500	8,800	2,800	31,800	14,300	30,400	13,700
	D17 255,701円以上～264,700円以下							31,800	14,300
	D18 264,701円以上～273,700円以下							33,000	18,200
	D19 273,701円以上～282,700円以下							33,900	18,600
	D20 282,701円以上～291,700円以下							35,000	19,300
	D21 291,701円以上～301,000円以下	24,000	12,000	9,000	7,800	33,000	19,800	36,200	19,900
	D22 301,001円以上～309,700円以下							37,400	20,600
	D23 309,701円以上～335,800円以下							38,600	21,200
	D24 335,801円以上～361,300円以下							39,800	21,900
	D25 361,301円以上～387,700円以下							40,900	22,500
	D26 387,701円以上～397,000円以下							42,500	23,400
	D27 397,001円以上							43,500	23,900

※新制度に移行した幼稚園、認定こども園のみ適用(上限額)

延長保育事業について

子ども・子育て支援新制度においては、2・3号認定児童が利用する給付対象施設・事業者において、支給・認定区分に応じた保育時間を超える延長保育を施設・事業者の自主事業として実施することができます。

1 保育時間の考え方

保育時間（8時間）… 保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、現行制度と同様8時間とする。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とする。

保育時間（11時間）… 保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で11時間とする。

開所時間 … 延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とする。

2 延長保育の考え方

各施設・事業者において、保育時間（8時間）と保育時間（11時間）を設定していただきます。

支給・認定区分によって延長保育となる時間帯が異なります。

「保育短時間」認定の方は、各施設・事業が定める保育時間（8時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

「保育標準時間」認定の方は、各施設・事業が定める保育時間（11時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

3 延長保育の実施にあたって

(1) 職員配置

11時間を超えて開所する保育所は、市基準の保育士配置及びその他補助金等の配置する保育士の他、延長保育に従事する保育士を1名以上配置することとします。

延長時間帯の対象児童の年齢及び人数に応じて市基準の保育士を配置することとします。

(2) 間食・夕食の提供

原則として、間食・夕食の提供は以下のとおりとします。

18時30分を超えて19時までの延長保育を必要とする児童には間食を提供します。

19時を超えて19時30分までの延長保育を必要とする児童には間食あるいは夕食を提供します。

19時30分を超えて延長保育を必要とする児童には夕食を提供します。

4 延長保育事業の実施・変更の届出

延長保育事業の実施届を所在区子ども家庭支援課に提出していただきます。様式は今後お示しします。

5 利用要件

延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。
利用する保護者は、事前に施設に申し込むこととします。

6 延長保育料の考え方

いずれの時間帯でも、延長保育料は月額 30 分あたり 1,700 円、10 日以内利用 30 分あたり 850 円をガイドライン（上限）とします。

従来の長時間保育時間帯（8 時間～11 時間）の保育を短時間認定の児童が利用する場合は、延長保育の扱いとなり、延長保育料の徴収対象となります。

第二子の延長保育料は、現行どおり 50%減免とします。

第三子の延長保育料は、現行は 90%減免ですが、保育料の第三子減免と合わせるため 100%減免（＝0 円）とします。

7 延長保育料のガイドライン（案）

別紙のとおりです。

8 延長保育事業の助成制度（基本的に単価は月額です）

市独自助成の向上支援費は、基本的に 11 時間までの保育に係る経費を助成するものです。

延長保育事業を実施する場合は、通常の保育から切れ目のない延長保育を実施するため、ローテーションのための保育士雇用経費や調理員雇用経費など必要な助成を行います。

（1）延長保育実施加算

11 時間を超えて開所している施設に対し、ローテーション保育士雇用費と施設管理費を助成します。

※従来の延長保育ローテーション保育士雇用費に施設管理費相当額を組み込みます。

※平日、土曜それぞれの開所時間に応じて助成します。

ア 支給条件

11 時間を超えて開所しており、市基準配置人数に加えて 1 名以上保育士を雇用していること

イ 単価（案）

平日

開所時間が 1 1 時間超 1 2 時間未満	2 1 2, 3 0 0 円
開所時間が 1 2 時間超 1 3 時間未満	3 2 8, 2 0 0 円
開所時間が 1 3 時間超 1 4 時間未満	4 6 9, 5 0 0 円
開所時間が 1 4 時間以上	5 8 5, 4 0 0 円

土曜

開所時間が 1 1 時間超 1 2 時間未満	4 0, 4 1 0 円
開所時間が 1 2 時間超 1 3 時間未満	6 2, 4 7 0 円
開所時間が 1 3 時間超 1 4 時間未満	8 9, 3 8 0 円
開所時間が 1 4 時間以上	1 1 1, 4 4 0 円

(2) 分園加算

平日に12時間以上開所している分園を持つ施設に助成します。

ア 支給条件

平日開所時間が12時間以上。

イ 単価(案)

604,000円

(3) 延長保育障害児等受入加算

児童が障害児等保育教育児童として決定し、かつ延長保育利用の登録している場合に1人当たりに対して助成します。

障害児だけでなく、被虐待児も対象とします。

ア 支給条件

区福祉保健センターによる対象児童の認定

日割りの利用登録者は対象外で、半月以上利用登録者を対象とします。

イ 単価(案)

障害児・被虐待児一人につき40,700円

(4) 延長保育従事職員雇用費

各児童の利用実績をもとに年齢区分・時間帯に応じた単価を加算します。

従来の「中間時点の平均利用児童数」から「15分単位の一人ひとりの利用実績に応じた加算」に変更します。

ア 支給条件

延長保育の利用実績があること

横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に利用料を設定し、第三子を除き利用料を徴収していること

イ 単価(案)

・延長Ⅰ(保育時間(11時間))×1 短時間認定児童のみ

・延長Ⅱ(5:00~22:00)×1.25

・延長Ⅲ(22:00~24:00)×1.5

・延長Ⅳ(24:00~5:00)×1.6

(延長保育1人あたり15分につき)

	延長Ⅰ	延長Ⅱ	延長Ⅲ	延長Ⅳ
年齢	助成単価			
0歳児	270円	340円	410円	430円
1歳児	200円	250円	300円	320円
2歳児	160円	200円	240円	260円
3歳児	50円	60円	80円	90円
4、5歳児	30円	40円	50円	60円

(5) 調理人雇用費

自園調理している施設に対して開所時間に応じて助成します。

臨時調理人雇用費から組み替え、委託の場合も助成対象とします。

ア 支給条件

自園調理していること

閉所時刻が 19 時以降であること

イ 単価 (案)

閉所時刻

①19 時以降 19 時 30 分まで 73,200 円

②19 時 30 分を超える 97,600 円

(6) 夜間保育所費

夜間保育所に対して助成します。

ア 支給条件

夜間保育所として認可を受けた施設であること

開所時間が 12 時間以上であること

イ 単価 (案)

229,500 円

(7) 延長保育 A B 階層減免費

延長保育において、利用した児童の保護者から間食代もしくは夕食代を徴収する際、保育料の階層が A 階層もしくは B 階層の場合には基準の代金の半額 (10 円未満の端数は切り捨て) を徴収し、その残り (10 円未満の端数は切り上げ) を助成します。ただし、基準となる間食代、夕食代についてはガイドラインの金額を上限とした実費とします。

日割りしている場合も対象です。

ア 支給条件

延長保育の利用実績があり、ガイドラインを上限とした実費徴収を行っていること

イ 単価 (案) 利用児童一人につき

間食代	1 月利用	1,250 円
	半月利用	630 円
夕食代	1 月利用	3,750 円
	半月利用	1,880 円

平成 27 年度 延長保育料ガイドライン（案）

平成 27 年 1 月 27 日

このガイドラインは平成 27 年度予算の議決を経て決定します。

1 延長保育料額（月額）

(1) 単価

基本単価	30 分あたり 1,700 円
10 日以内利用	30 分あたり 850 円

- ※ 30 分単位で算定します。
- ※ 延長保育の時間が 30 分に満たない場合は、30 分あたり金額から按分します。
例：延長保育の時間が 15 分→15 分あたり月額 850 円
- ※ ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業において、日割・時間割を設定することは可能です。
- ※従来 of 長時間保育時間帯（8 時間～11 時間）の保育を短時間認定の児童が利用する場合は、延長保育の扱いとなり、延長保育料の徴収対象となります。

(2) きょうだい児減免

第 2 子	50%減免
第 3 子	100%減免

- ※ 保育料と同じきょうだい区分を適用します。
- ※ 計算後、10 円未満の金額は切り捨てます。

(3) AB 階層減免

AB 階層	50%減免
-------	-------

- ※ 計算後、10 円未満の金額は切り捨てます。

2 延長保育 間食代・夕食代（月額）

	間食代		夕食代	
	1 月利用	10 日以内	1 月利用	10 日以内
A・B 階層	1,250 円	620 円	3,750 円	1,870 円
C・D 階層	2,500 円	1,250 円	7,500 円	3,750 円

- ※1 人あたりの実費を上限とします。

延長保育事業Q & A

1. 新制度になると長時間保育利用の届出はなくなるのか。

届け出は不要となります。

保育の必要量に応じ、区福祉保健センターが「標準時間認定」又は「短時間認定」を認定します。

2. 短時間認定の人の延長保育と、標準時間認定の人の延長保育は同じ料金か。

同じ料金です。30分あたり月額1,700円、30分あたり10日以内850円が上限になります。

3. 事前申し込みしていない人も使えるのか。

あらかじめ職員配置等の準備を行うことから、事前に申し込んでいただくよう市の利用案内で周知しています。

4. 短時間認定の児童が延長保育を使うのはどのような場合なのか。

非定型的な超過勤務、シフト変更等が考えられます。その場合も事前に申し込みが必要であると周知しています。

5. 育児休業中の人も延長保育料を支払えば、延長保育を利用できるのか。

延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。育休特例で入所中の方は、そもそも保育要件がなく、保育が必要とはいえません。

ただし育児休業中でも疾病や介護など他の要件がある方は、延長保育が必要と判断される場合があります。

6. 標準時間認定の人は、誰でも延長保育を利用できるのか。

延長保育の時間帯に保育を利用する要件があることが必要です。

7. 延長保育の利用可否は誰が判断するのか。

これまでどおり、施設・事業者の責任者の方が判断してください。

8. 早朝や夕方にかけて、8時間に満たないような働き方をしている保護者は短時間認定になり、延長保育料がかかるのか。

認定区分は、認定申請の際、保護者の方に短時間認定を希望するかを選択していただき、福祉保健センターが支給認定基準に照らし合わせ決定します。

そのため、その保護者の方が標準時間認定になるか短時間認定になるかは個別の事情によります。

その上で、短時間認定となり、施設が定める保育時間(8時間)を超える利用がある場合には、延長保育の対象となります。

9. 利用者が標準時間認定か短時間認定かはいつ分かるのか。

区福祉保健センターから書類等で連絡があります。(3月末の決定者一覧)

(地域型は契約時に各施設で認定証を確認できます。認可保育所は、説明会等で聞き取ってください。)

10. 標準時間認定と短時間認定の切り替えの手続きはどうするのか。

保護者の方に保育所所在区の福祉保健センターで変更の手続きをしていただきます。

11. 今まで1回(30分あたり)〇〇円という料金設定をしていたが、30分あたり月額1700円というガイドラインに従うと、値上げしなければいけないのか。

ガイドラインの金額を上限として、その範囲内で日割り等の対応をしていただくことは可能です。

たとえば、10日以内利用は30分あたり850円が上限になりますので、1回(30分あたり)300円という料金設定をし、事前に申し込んだ場合は、1回目300円、2回目300円、3回目は250円、4回目から10回目までは0円になります。

12. 開所時間が30分単位でない場合、延長保育料はどうなるのか。

30分に満たない場合は30分との割合から按分してください。

15分延長であれば、15分あたり月額850円となります。

13. 短時間認定の児童が保育時間(11時間)を超える延長保育を利用することはできるのか。

延長保育を利用する要件があれば、保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育を利用することができます。

雇用状況の変更等により、働く時間帯が変わった場合は、区福祉保健センターにて支給・認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

14. たとえば、保育標準時間認定(11時間)を受けていれば、どの時間帯であっても11時間以内の利用であれば、保育料の範囲で保育をうけられるのか。

保育標準時間認定であれば、施設が定めた保育時間(11時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

保育短時間認定であれば、施設が定めた保育時間(8時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

15. 閉所時刻以降、さらに遅れる保護者からの費用徴収は可能か。

閉所時刻以降の保育は、延長保育事業としての助成対象外です。そのような場合の利用料金の取扱いは各施設で定めてください。実費相当分として各施設で料金を設定し、事前に保護者に周知して理解を得ている場合は徴収可能です。

16. 間食・夕食は自宅で食べるという保護者からは、間食代・夕食代を提供しなくてもよいか。

児童の健康を考慮し、適宜間食(おやつ)・夕食を提供することが前提ですが、保護者と施設との間で合意の上、間食(おやつ)や夕食を提供しないことはできます。

17. 急な残業等により突然申込を受けたものの、食事の用意が対応できないときは食事を出さなくてもよいか。

その場合は、保護者に食事を出すことができない旨を事前に説明してください。

18. 産休明け児等で、午後7時を超えての利用をしているが、夕食を提供することが適当でなく、ミルクのみの提供等により対応している場合、7,500円を徴収してもよいか。

ガイドラインの上限は7,500円となっていますが、1人あたりの実費額がそれより少ない場合は実費額となります。

19. 利用料の滞納者に対して、利用の解除はできるのか。

世帯の状況や滞納の期間等、個々に判断すべき事情も多いので、区役所にご相談いただく事項ですが、最終的には利用の解除もやむを得ないと考えております。

20. 月途中で多子減免に変更があった場合、もしくはAB階層減免(階層)に変更があった場合はいつから適用変更になるのか。

翌月から適用変更になります。

一時的な預かり・保育事業について

27年4月から、新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つとして、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる「一時預かり事業」を実施します。

認定こども園においては、1号認定の在園児を対象にした「私立幼稚園等一時預かり保育事業補助事業」と、非在園児を対象とした「一時保育事業」の実施が可能となります。

1 私立幼稚園等一時預かり保育事業補助<新規事業>

新制度施行により都道府県だけでなく市町村による実施が可能になる一時預かり事業を新たに実施します。常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。

事業や補助金交付の申請は、こども青少年局子育て支援課へ行きます。

(1) 新制度における預かり保育の取扱い

原則、次のとおりですが必要に応じてもう一方の事業の選択が可能です。

- ・給付対象施設となる幼稚園・認定こども園→横浜市が行う一時預かり事業を実施
- ・私学助成を受ける幼稚園→神奈川県が行う私立幼稚園預かり保育推進費補助事業を実施

(2) 要件・補助単価等

対象園児	対象施設に通園する在園児(市内在住園児(1号認定))	
職員	職員数	認可保育所と同じ配置基準(3歳児 20:1、4歳以上児 30:1) ※常時2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は1人で可。担当職員は常勤、非常勤を問わない
	資格	保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者 (ただし、担当職員の半数以上は保育士又は幼稚園教諭)
設備・面積	認可保育所と同じ(2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98 m ² /人)	
届出	事業開始時に横浜市に事前の届出が必要(児童福祉法第34条の12)	
広域利用	利用者の居住市町村に補助申請(委託契約)を行う(施設型給付費と同様)	
単価(案)	① 基本分単価 ※長期休業期間を含む平日に実施する場合に適用 ・通常単価(年間延べ利用見込み人数が2,000人を超える施設) 400円/回 ・小規模施設単価(年間延べ利用見込み人数が2,000人以下の施設) (800千円÷年間延べ利用見込み人数)+ (800千円÷年間延べ利用見込み人数-400円)/回	
利用児童 1人1回 当たり単価	② 休日単価 800円/回 ※主に土曜日等の週休日に実施する場合に適用 ③ 長時間加算単価 100円/回 ※1日当たり4時間(休日は8時間)を超えて実施する場合①、②に加算	
利用料	横浜市でガイドライン等の設定を行うかどうかを現在検討中です	

※事業の詳細、様式等の提供に関して、別途説明会の開催を予定しています。

(3月上旬から中旬の開催見込み)

2 一時保育事業

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために乳幼児を保育します。

事業の届出や助成金の申請は、施設所在区の子ども家庭支援課へ行います。

(1) 27年度の主な変更点について

ア 様式の変更

主に、次の様式の変更を予定しています。

(ア)横浜市一時保育事業実施届（横浜市一時保育事業実施要綱 第1号様式）

(イ)横浜市一時保育事業利用状況報告書（横浜市一時保育事業助成要綱 第6号様式）

※新様式については、ホームページに掲載しますのでダウンロードしてご使用ください。

イ 助成単価の変更

次の助成単価の変更を予定しています。詳細は、予算案議決後にお示しいたします。

(ア)基本助成

(イ)利用児童加算助成

ウ その他

次の点は、従前のおりです。

(ア)届出先、助成金請求先等 ⇒ 各区こども家庭支援課

(イ)事業内容（非定型的保育、緊急保育、リフレッシュ保育）

(ウ)利用料等のガイドライン

(2) 一時保育事業と他の保育施設等との重複利用について

次ページに、対応表をお示しします（別表）。

(3) みなし寡婦（夫）控除について

別紙のおりです。

(4) 様式のダウンロードについて

様式等のダウンロードは、次のURLからお願いいたします。

一時保育の様式は、2月27日（金）に掲載予定です。

要綱・要領・様式について

平成27年度の「制度に関する要綱等」をホームページに掲載します。
紙媒体での配布はいたしません。

【ホームページURL】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/any.html>

別表

■一時的な預かり・保育事業と、他の保育施設等との重複利用について

○…利用できます ×…利用できません

児童が日常的に 利用している施設等	一時保育等	一時保育			乳幼児 一時預かり	私立 幼稚園等 一時預かり	小規模 余裕活用型	休日保育	24時間型 緊急一時 保育
		非定型	緊急	リフレッシュ					
保育所(他都市も含む)		×	×	×	○		×	○	○
保育所(一時保育)	非定型	※1○	○	○	○		○	○	○
	緊急	○	○	○	○		○	○	○
	リフレッシュ	○	○	○	○		○	○	○
家庭的保育		×	※2○	×	○		×	○	○
小規模保育		×	×	×	○		×	○	○
小規模保育(一時保育:自主事業)		○	○	○	○		○	○	○
小規模保育(一時保育)【余裕活用型】		○	○	○	○		○	○	○
事業所内保育【給付対象】		×	×	×	○		×	○	○
居宅訪問型保育(夜間)		※3○	※3○	※3○	○		×	○	○
横浜保育室		×	×	×	○		×	○	○
横浜保育室 (一時保育:自主事業)	非定型	○	○	○	○		○	○	○
	緊急	○	○	○	○		○	○	○
	リフレッシュ	○	○	○	○		○	○	○
認可外保育室		○	○	○	○		○	○	○
認可外保育室(一時保育:自主事業)		○	○	○	○		○	○	○
認可外保育室【乳幼児一時預かり】		○	○	○	○		○	○	○
親と子のつどいの広場 一時預かり		○	○	○	○		○	○	○
幼稚園【給付対象】		○	○	○	○	※4○	○	○	○
幼稚園【給付対象外】		○	○	○	○	※4○	○	○	○
認定こども園(在園児:保育所部分)		×	×	×	○		×	○	○
認定こども園(在園児:幼稚園部分)		○	○	○	○	※4○	○	○	○
認定こども園(一時保育)		※1○	○	○	○		○	○	○

※1…1人につき、週3日以内の利用又は月に120時間以内の利用になります。

※2…家庭的保育事業が休業する際に、代替保育の実施ができない場合のみ利用できます。

※3…別途利用条件があります。

※4…施設が私立幼稚園等一時預かり保育を実施している場合、その施設の在園児のみ利用できます。

平成27年 2月19日
こども青少年局保育運営課

一時保育事業等の寡婦控除のみなし適用について

保育料の「寡婦(寡夫)控除のみなし適用」については、平成27年4月からの適用開始に向けて、ご協力いただきありがとうございます。

一時保育事業等についても、対象の事業になっていますが、次のとおり取扱いをお願いします。

1 対象事業

一時保育事業、休日保育事業、24時間型緊急一時保育事業、病児・病後児保育事業

2 対象者

次の(1)(2)の事業の「寡婦控除のみなし適用」において、非課税に相当すると認められる者

- (1) 子ども・子育て支援新制度の給付対象施設・事業の保育料（保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等）、横浜保育室の保育料
- (2) 一時保育事業、休日保育事業、24時間型緊急一時保育事業、病児・病後児保育事業

3 各事業者における取扱い

2の対象者に対して市から申請者に送付した「寡婦控除のみなし適用通知書」において、備考欄に「非課税相当」とされている場合には、非課税証明書の提示があった場合の利用料と同様に扱ってください。

※様式類、注意事項等については、別途お示しします。

※「寡婦控除のみなし適用通知書」は、写しをとって原本を申込者に返却してください。

4 「寡婦控除のみなし適用」の流れ

- (1) 申請者は、市（区またはこども青少年局）に「みなし適用」の申請
- (2) 市（区・局）は、申請者に「みなし適用通知書」を送付
- (3) 申請者は、各事業者に「みなし適用通知書」を持って利用申込

給付事務・利用者負担について

- 1 「給付事務コールセンター」及び「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」について
- 2 実費徴収に伴う補足給付事業について
- 3 利用者負担(年少扶養控除、多子軽減等)について
- 4 新規利用、認定区分の変更に伴う利用料の扱い等について
- 5 給付(請求)事務に係るスケジュール概要
 - ① 審査結果通知送付先・振込先口座情報 提出のお願い
 - ② 請求明細データ送信用 ID/パスワード及び施設・事業所番号のお知らせ
 - ③ 請求明細作成ソフトへの(施設情報、児童情報、利用実績等)入力について
 - ④ 月例スケジュール

1 「給付事務コールセンター」及び 「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」について

- ◆ 子ども・子育て支援新制度の給付事務に関する問い合わせに対応する「給付事務コールセンター」と、横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストールや操作方法専門の「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」を開設いたしました。

<給付事務コールセンター>

子ども・子育て支援新制度に関する給付事務の問い合わせ

【045-664-2616】

(開設期間) 平成27年2月1日～

(受付時間)8:45～17:00 ※土日・祝日を除く

<請求明細作成ソフト ヘルプデスク>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

【045-453-5627】

(開設期間)平成27年2月1日～

(受付時間)9:00～17:00 ※土日・祝日を除く

2 実費徴収に係る補足給付事業について

◆「実費徴収に係る補足給付事業」は新制度施行に伴い新たに創設される事業です。

(地域子ども・子育て支援事業の1つ)

◆対象者は生活保護世帯です(＝利用者負担区分階層がA階層)

◆実費徴収の内容によって、2種類に分類されます。

①給食費(1号認定のみ)：基準額(1人あたり月額)4,500円

②教材費・行事費等(1、2、3号)：基準額(1人あたり月額)2,500円

1 補足給付の基本的な流れ

(1) 施設・事業者と利用者

施設・事業者は基準額分を軽減して利用者から実費徴収を行います。

例)給食費の実費徴収額が月額5,000円なら500円を利用者から徴収し、4,500円(基準額)を横浜市へ請求します(基準額を超える部分は本人負担)

・教材費が月額1,500円なら利用者からは徴収せず、1,500円を横浜市へ請求します。
(基準額に満たないため)

・教材費・行事費合計で月額4,000円なら1,500円を利用者から徴収し、2,500円(基準額)を横浜市へ請求します(基準額を超える部分は本人負担)

(2) 施設・事業者と横浜市

施設・事業者は軽減した金額について、毎月の給付費請求の際に横浜市へ請求します。

請求の具体的方法については、請求明細作成ソフト研修やマニュアル等でご確認ください。

2 その他詳細について

詳細については、国による事業詳細内容提示を受けて3月の説明会等でお知らせします。

3 補足給付についてのQ A

(1) 2号認定の主食代は補足給付の対象とはならないのか?

A. 2号認定の主食代は対象となりません(給食費は1号認定のみが対象です)

(2) 以前は「実費徴収額の半額」を補助する枠組みだったが「半額」という概念はなくなったのか?

A. 半額という概念はなくなり、基準額(上限額)が設定されました。

(3) 実費徴収額の報告、領収証等の提出等は?

A. なんらかの書類の提出は必要になると予想されますが、現時点では詳細は不明です。

3月初旬頃に国から提示される予定ですので3月の説明会等でお知らせします。

3 利用者負担について

年少扶養控除の経過措置について①

年少扶養控除とは・・・納税者に16歳未満の扶養親族がいる場合に適用される。平成22年の税制改正により廃止された。

<現行制度保育料>

算定基準：所得税
年少扶養控除等：再算定あり



<新制度>

算定基準：市民税
年少扶養控除等：再算定なし

○新制度においては、旧年少扶養控除等に係る再算定は行わない。

○新制度においては税額の算定基準が所得税→市民税となります(幼稚園就園奨励は現行でも市民税で算定)。国水準では、**配偶者控除1人・年少扶養控除2人(16歳未満の子ども2人の世帯)**をモデルとして設計がされており、本市も同様の考え方で設定しています。

※国の経過措置として「市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる取扱いによる所得階層認定を可能とする」となっています。

→横浜市においては年少扶養控除相当の子どもが3人以上いる継続利用者について、経過措置を実施します。

年少扶養控除の経過措置について②

<年少扶養控除経過措置概要>

■対象：原則として以下の要件を全て満たす方

- ①-認定(1号、2号、3号)を受けていること
- ②-26年度からの同一施設の継続利用者であること
- ③-年少扶養控除相当の子どもが3人以上いること

※きょうだいで上の子どもが継続利用、下の子どもが新規利用の場合、きょうだいで階層区分が異なる場合があります。

※平成27年度からの新規利用者については、経過措置対象とはなりません。

■期間：上記対象者が卒園するまでの間

多子軽減(きょうだい児減免)の考え方について

＜各認定区分のきょうだい児の数え方＞

○1号認定・・・小学校1年生から3年生又は以下の施設・事業に在籍しているお子さんの中で年齢の高い順に第1子第2子、第3子と数えます。

○2号認定・3号認定・・・以下の施設・事業に在籍しているお子さんの中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。

(施設・事業)

認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、横浜保育室、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、障害児通所支援

※3月下旬に施設・事業者様に送らせていただく予定の「契約締結者一覧」に利用者のきょうだい児区分も加味した利用料額が記載されております。

平成27年度子ども・子育て支援新制度 利用者負担額（案）※平成27年2月4日現在

階層区分		1号	
		第1子	第2子
A	生活保護世帯	0	0
B1	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0
B2	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,100	700
C	市民税均等割のみ	3,000	1,500
市民税課税世帯	D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	6,300	2,200
	D2 10,001円以上～48,600円以下	7,500	2,700
	D3 48,601円以上～50,400円以下	9,400	3,300
	D4 50,401円以上～57,600円以下	10,900	3,900
	D5 57,601円以上～77,100円以下	12,600	4,500
	D6 77,101円以上～97,000円以下	15,000	5,500
	D7 97,001円以上～102,600円以下	17,000	6,700
	D8 102,601円以上～120,600円以下	17,000	6,700
	D9 120,601円以上～138,600円以下	18,800	8,100
	D10 138,601円以上～169,000円以下	18,800	8,100
	D11 169,001円以上～174,900円以下	18,800	8,100
	D12 174,901円以上～192,900円以下	20,300	9,300
	D13 192,901円以上～211,200円以下	20,300	9,300
	D14 211,201円以上～228,900円以下	21,800	10,900
	D15 228,901円以上～246,700円以下	21,800	10,900
	D16 246,701円以上～255,700円以下	21,800	10,900
	D17 255,701円以上～264,700円以下	23,000	11,500
	D18 264,701円以上～273,700円以下	23,000	11,500
	D19 273,701円以上～282,700円以下	23,000	11,500
	D20 282,701円以上～291,700円以下	23,000	11,500
	D21 291,701円以上～301,000円以下	24,000	12,000
	D22 301,001円以上～309,700円以下	24,000	12,000
	D23 309,701円以上～335,800円以下	24,000	12,000
	D24 335,801円以上～361,300円以下	25,200	12,600
	D25 361,301円以上～387,700円以下	25,200	12,600
	D26 387,701円以上～397,000円以下	25,200	12,600
	D27 397,001円以上	25,200	12,600

2号			
第1子		第2子	
標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0
0	0	0	0
2,100	2,100	700	700
4,900	4,900	1,700	1,700
6,400	6,300	2,200	2,200
7,600	7,500	2,700	2,700
9,500	9,400	3,300	3,300
11,000	10,900	3,900	3,900
12,800	12,600	4,500	4,500
15,600	15,300	5,500	5,500
19,500	19,100	6,800	6,700
21,500	21,100	7,500	7,300
23,500	23,100	8,200	8,000
24,800	24,300	8,700	8,500
25,800	25,300	9,000	8,800
26,800	26,300	9,400	9,200
27,500	27,000	12,400	12,100
28,300	27,800	12,700	12,400
29,300	28,800	13,200	12,900
30,400	29,800	13,700	13,400
31,800	31,200	14,300	14,000
33,000	32,400	18,200	17,800
33,900	33,300	18,600	18,200
35,000	34,400	19,300	18,900
36,200	35,500	19,900	19,500
37,400	36,700	20,600	20,200
38,600	37,900	21,200	20,800
39,800	39,100	21,900	21,500
40,900	40,200	22,500	22,000
42,500	41,700	23,400	23,000
43,500	42,700	23,900	23,400

3号（認定こども園、保育所）				3号（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）			
第1子		第2子		第1子		第2子	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
3,200	3,100	1,100	1,000	2,800	2,700	1,100	1,000
6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600

利用料関連 QA

Q1	利用料の日割りはどのようになるのか？
A	<p>月の途中で利用開始又は利用を止めた方は、施設・事業ごとの在籍日数に応じた利用料になります。</p> <p><1号認定> その月の利用料＝利用料(月額)×在籍日数(日曜・祝日は除く・25日を超える場合は25日)÷25日</p> <p><2号・3号認定> その月の利用料＝利用料(月額)×在籍日数(日曜・祝日は除く・20日を超える場合は20日)÷20日</p> <p>※欠席については、日数に関わらず日割り計算はされません。</p>
Q2	幼稚園・認定こども園等の特定負担額については、日割りしてもよいのか？
	<p>特定負担額については、金額・徴収時期・徴収方法など施設・利用者間の同意の上に決定していただくものとなります。</p>
Q3	第2子・第3子の利用料の考え方は？
A	<p>多子軽減の取扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講じることとして います。</p> <p><1号認定> 小学校1年生から3年生又は以下の施設・事業に在籍しているお子さんの中で年齢の高い順に第1子、 第2子、第3子と数えます。</p> <p><2号・3号認定> 以下の施設・事業に在籍しているお子さんの中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。 (施設・事業) 認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問 型保育事業、横浜保育室、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、障害児通所支援</p> <p>※第3子の利用料は無料となります。</p>
Q4	「きょうだい児多子軽減届出書」の提出先はどこか？
A	<p>お住まいの区の区役所へ提出してください。</p> <p>※施設のご利用開始以降は施設等がある区へ提出してください。</p>
Q5	一度決定した利用料は、卒園するまで変わらないのか？
A	<p>利用料は認定内容と保護者の市民税額に応じて毎年決定しますので、変更となる場合があります。</p>
Q6	利用料は次いつ変更になるのか
A	<p>27年9月以降の利用料は27年度の市民税額を反映した利用料に変更になります。</p> <p>※認定区分が変更なければ、27年9月から28年8月まで同一料金となります。</p>
Q7	横浜市民が横浜市外の施設を利用する場合の利用料は
A	<p>横浜市が定めた利用料が適用されます。</p>
Q8	横浜市外の方が横浜市の施設を利用する場合の利用料は
A	<p>居住の市町村(例えば川崎市)が定めた利用料が適用されます。</p>
Q9	年度途中で誕生日を迎えた場合の利用料はどうなるのか
A	<p>利用料は、年度当初の実施年齢により決定するので、年度途中で誕生日を迎えても、年齢による変更 はありません。</p>
Q10	保育料の軽減等の制度はあるのか
A	<p>世帯の負担能力に著しい変動が生じ、利用料の支払いが困難となる等、一定の条件を満たす場合、利 用料が軽減される場合があります。(育児休業や自己都合退職・転職等は軽減の対象になりません)利用 者からお問い合わせがあった場合は、各区役所をご案内してください。</p>

4 新規利用、認定区分の変更に伴う利用料の扱い等について

1 新規利用

(1) 新規利用(入園)及び退園については、月途中での実施が可能であり、給付費・利用者負担ともに日割りとなります。

1号認定：その月の在園日数/20日

2・3号認定：その月の在園日数/25日

(実費徴収、特定負担額をどうするかは各施設・事業者の園則・契約内容等によります)

(2) 満3歳児クラスにおける取扱い

ア 満3歳児クラスがある認定こども園・幼稚園で満3歳となった子どもが新たに1号認定を申請する場合については、新規利用と同じ扱いです。

※各園の運用により利用開始を満3歳となった次の月初とすることも可能ですし、そうすれば利用料・給付費の日割り計算は必要ありません。

イ 満3歳児クラスの1号認定申請については、該当する園児の申請書を、利用を開始する前月の1日以降、利用開始日までにこども青少年局企画調整課へ提出してください(遅くても利用開始日までの申請が必要です。)

注意 市外居住の子どもについては、居住市町村にお問い合わせください。

注意 法律上、誕生日前日に年齢が加算されます。6月2日に3歳の誕生日を迎える子どもは、6月1日に法律上3歳になり、6月1日から1号認定を受け、利用することが可能です。

(3) 申請方法等

利用者は利用する園を通じて申請書等を提出します。

2 認定区分の変更

(1) 利用する施設・事業が変更ない場合での認定区分等の変更は毎月1日付け(変更事由発生日が2日以降であれば翌月1日)で行います。

⇒ 認定区分の変更等に伴う月途中の利用料の変更、給付費・委託費の変更は行いません。

※ 月途中で変更すると横浜市の請求の仕組上、給付費・委託費の支払ができません

(2) 具体的なパターン

ア 3号認定→1号認定(認定こども園)

3号認定の子どもが満3歳の誕生日を迎え、1号認定を申請するケース

イ 2号認定→1号認定(認定こども園)

退職等の理由で認定変更するケース

ウ 標準時間認定⇄短時間認定(認定こども園、保育所、地域型保育)

就労時間の変更等で認定変更するケース

(3) 申請方法等

利用者は必要に応じて各園と相談・調整した後、施設所在区へ申請書等を提出します。

(園は経由しません)

5 給付(請求)事務に係るスケジュール概要

	予定項目
2月	<p>(実施中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求明細作成ソフトインストール(訪問・送付) ・ 請求明細作成ソフト操作研修 <p>(下旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>審査結果通知送付先・振込先口座情報 提出依頼</u> . . . ① ○ <u>請求明細データ送信用ID/パスワード及び施設・事業所番号のお知らせ</u> . . . ②
3月	<p>(1日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>請求明細作成ソフト事前入力(施設情報、児童情報等)</u> . . . ③ <p>(下旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・事業者向け説明会
4月	<p>(1日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求明細作成ソフト入力(利用実績) <p>(下旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求明細データ送信 ・ 請求明細データの事前仮審査
5月以降	<p><u>【月例スケジュール 参照】</u> . . . ④</p>

公定価格、
独自助成の
加算等に関
する書類の
準備
(職員情報
ほか)

- ① 審査結果通知送付先・振込先口座情報の提出について
- ② 請求明細データ送信用ID/パスワード及び施設・事業所番号のお知らせ

2月下旬に送付いたします!!

○ 審査結果通知書の送付先

給付対象施設・事業者からお送りいただいた、請求明細データの審査結果と請求書のひな型を、横浜市からお送りしますので、**送付先(請求書を発行・押印できる、法人本部等)をお知らせください。**

○ 振込先口座の情報

給付費は、運営法人もしくは施設・事業所の代表者名義の口座へ振り込みます。他名義の口座へ振り込む場合には、委任が必要となりますので、事前に**毎月の給付費の振込先口座をお知らせください。**

※ ご利用の金融機関によって、振込に係る日数が異なりますので、ご注意ください。

⇒ 3月末までに返信をお願いします。

○ 請求明細データ送信用ID/パスワード

○ 施設・事業所番号

請求明細データをお送りいただく際に必須となる、施設・事業所固有の情報を送付いたします。

※ 施設・事業所ごとに異なる、固有の番号です。

⇒ 郵送でお知らせします。

③ 請求明細作成ソフト事前入力

3月1日から入力できます。

○ 施設情報

・基本情報

(施設・事業所番号、名称、住所、開所時間、利用定員 等)

・公定価格、独自助成等の加算情報に関する項目

・データ送信情報

○ 児童情報

・基本情報

(認定証番号、氏名、保護者氏名、住所、生年月日、認定区分 等)

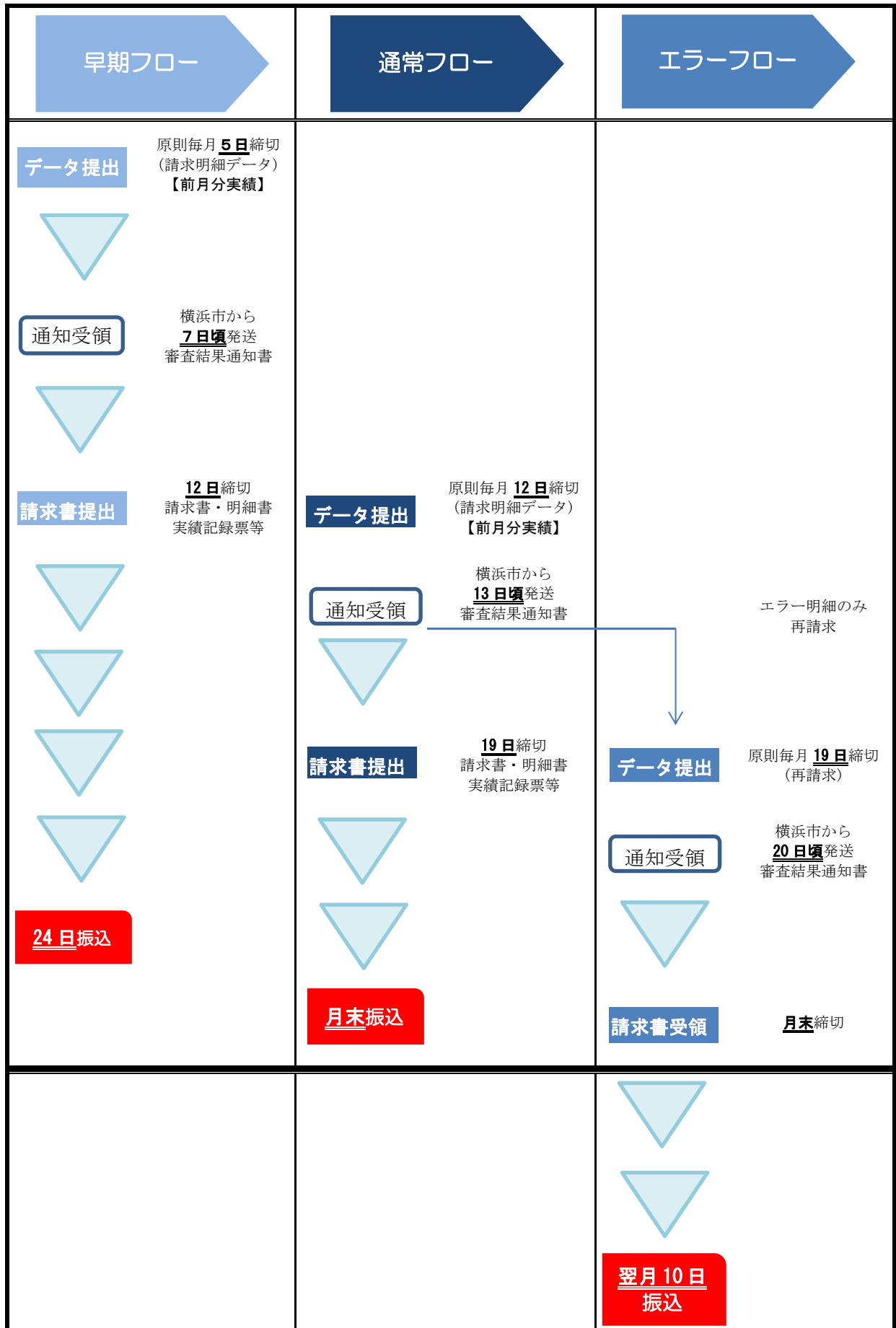
○ 職員情報

・処遇等改善加算の加算率算定対象となる職員の情報

⇒ 事前に入力しておくことを推奨いたします。

公定価格、独自助成の加算等に関する書類の準備(職員情報ほか)についての詳細は、別途お知らせいたします。

給付費請求 月間スケジュール イメージ



※ 締切日は、5月・9月・年末年始など、休日が多い月は前倒しになります。

スケジュール例 平成 27 年 4 月分(5 月請求)【請求受付から支払まで】

平成27年	早期フロー	通常フロー	エラーフロー
5月1日(金)			
5月2日(土)			
5月3日(日)			
5月4日(月)			
5月5日(火)	データ提出		
5月6日(水)			
5月7日(木)	(横浜市から審査結果通知 発送)		
5月8日(金)			
5月9日(土)			
5月10日(日)			
5月11日(月)			
5月12日(火)	請求書提出	データ提出	
5月13日(水)		(横浜市から審査結果通知 発送)	
5月14日(木)			
5月15日(金)			
5月16日(土)			
5月17日(日)			
5月18日(月)			
5月19日(火)		請求書提出	データ提出
5月20日(水)			(横浜市から審査結果通知 発送)
5月21日(木)			
5月22日(金)	振込		
5月23日(土)			
5月24日(日)			
5月25日(月)			
5月26日(火)			
5月27日(水)			
5月28日(木)			
5月29日(金)		振込	請求書提出
5月30日(土)			
5月31日(日)			
6月1日(月)			
6月2日(火)			
6月3日(水)			
6月4日(木)			
6月5日(金)	データ提出		
6月6日(土)			
6月7日(日)			
6月8日(月)	(横浜市から審査結果通知 発送)		
6月9日(火)			
6月10日(水)			振込

認定事務について

1 新制度における認定手続きについて

(1) 認定について

- ・新制度においては、施設・事業を利用するにあたって、支給認定区分を証した“認定証”が必要となります。(利用者からの申請に基づき、市が発行。)

<1号>

- ・平成 27 年 4 月から利用を希望する市内在住の方に対する“認定証”(1号)は、税書類などの確認が必要な場合を除き、発行済みです。
※発行に関するお問い合わせは、保護者の居住区のこども家庭支援課にご連絡ください。
- ・今後、新たに 1 号認定申請書の提出があった場合は、認定申請書の「受理欄」の右下に、利用開始日(満3歳の場合は給付対象としての利用開始日)及び園長の署名(押印でも可)をご記載の上、提出してください。提出先は、以下のとおりです。

【27年3月31日までに認定申請書を提出する場合】

こども青少年局企画調整課新制度準備担当

【27年4月1日以降に認定申請書を提出する場合】

施設の所在する区の区役所こども家庭支援課

<2・3号>

- ・現在保育所等を利用している児童の認定証(2号・3号)は、3月の下旬頃に、保護者宛に発送する予定です。
※現在保育所等を利用している児童については、新規児童のような、利用者の一覧はありません。
平成 27 年 3 月下旬に、平成 27 年 4 月以降利用する方全員の「契約締結者一覧」(利用料を記載)を送付する予定です。

(2) 契約者一覧の提出について

【1号認定児童及び一次利用調整による2号・3号内定児童について】

- ・利用調整の結果として「施設・事業利用調整結果一覧(2号・3号)」を、1号認定者一覧として「施設・事業利用者一覧(1号)」を送付いたしました。
- ・契約状況に応じ修正を加えたものを、「契約者一覧」として 27 年 2 月 18 日(水)までにこども青少年局企画調整課新制度準備担当にご提出いただくようお願いしております。可能な限り、期限までに全ての利用者について契約を

結んでいただくようお願いしておりますが、契約が完了できていない場合は、以下のようにご対応ください。

ア 利用者との契約が完了していない場合であっても、利用が見込まれる園児については、一覧から削除しないでください。明らかに利用しないことがわかった園児についてのみ線を引いて削除したものを、その時点での契約者一覧として27年2月18日（水）までにご提出ください。（控えを園で保管しておいていただくようお願いいたします。）

イ 2月18日（水）までに提出した一覧から変更が生じた場合は、保管しておいた控えに赤字で記入の上、3月6日（金）までに施設が所在する区の区役所こども家庭支援課へご提出ください。
（変更がなかった場合は、提出不要です。）

ウ 3月7日（土）以降、お送りいただいた契約者一覧に万が一変更が生じた場合は、速やかに施設が所在する区の区役所こども家庭支援課へご連絡ください。

【二次利用調整による2号・3号内定児童について】

- ・二次利用調整の結果として、「施設・事業利用調整結果一覧（2号・3号）」を、3月上旬に発送します。
- ・契約状況に応じ修正を加えたものを、「契約者一覧」として27年3月13日までに施設が所在する区の区役所こども家庭支援課にご提出いただくようお願いいたします。
- ・可能な限り、期限までに全ての利用者について契約を結んでいただくようお願いしておりますが、契約が完了できていない場合は、以下のようにご対応ください。

ア 明らかに利用しないことがわかった園児についてのみ線を引いて削除したものを、その時点での契約者一覧として期限までにご提出ください。（控えを保管しておいていただくようお願いいたします。）

イ 提出期限以降、提出した一覧から変更が生じた場合は、速やかに保管しておいた控えに赤字で記入の上、施設・事業が所在する区の区役所こども家庭支援課へご提出ください。

（3）平成27年4月利用（新規）に関する日程について

<1号>

- ①2月18日までに…「契約者一覧」を施設・事業から横浜市へ提出
- ②3月下旬…施設・事業者へ「契約締結者一覧」(利用料記載)を発送、保護者へ利用料通知書発送

<2号・3号>

- ①～2月上旬…施設・事業に施設・事業利用調整結果一覧の発送、保護者へ一次利用調整結果通知/保留通知の発送(一次)
- ②施設・事業者と保護者との間で契約締結
 - ・施設・事業利用調整結果一覧を確認の上、利用契約を結んでください。
 - ・利用しない児童がいましたら、施設・事業利用調整結果一覧を削除し「契約者一覧」を作成してください。
- ③2月18日までに…「契約者一覧」を施設・事業から横浜市へ提出(一次)
- ④～2月10日…申請締切(二次)
- ⑤～3月上旬…施設・事業に施設・事業利用調整結果一覧の発送、保護者へ二次利用調整結果通知/保留通知の発送(二次)
 - ※さらに3月末まで調整を継続し、それでもなお、保留となった場合は5月の利用調整へ
- ⑥施設・事業者と保護者との間で契約締結
 - ・施設・事業利用調整結果一覧を確認の上、利用契約を結んでください。
 - ・利用しない児童がいましたら、施設・事業利用調整結果一覧を削除し「契約者一覧」を作成してください。
- ⑦3月13日までに…「契約者一覧」を施設・事業から施設・事業が所在する区の区役所こども家庭支援課へ提出(二次)
- ⑧3月下旬…施設・事業者へ「契約締結者一覧」(利用料記載)を発送、保護者へ利用料通知書発送

(4) 継続利用者との利用契約について(2号・3号)

- ・新制度においては、既に施設・事業を継続して利用しており、平成27年4月以降も利用する利用者とも利用契約を締結していただく必要があります。
- ・4月以降継続して利用される方に対しては、随時契約を締結してください。(一覧等を提出していただく必要はありません。)

※併せて、重要事項についても説明をし、同意書をもらうなどして同意を得てください。

2 現況確認について（2号・3号）

①現況確認概要

- 2・3号認定保護者は、毎年、認定有効期間内において、保育の必要性の事由の状況を確認するために、証明する書類を市町村に届け出なければなりません。
- 市町村民税の賦課決定時期が6月となるため、直近の所得の状況を反映させる観点から、9月1日に利用料が切り替わります。
- 横浜市では、これまで、1～3月で現況の審査をしていましたが、平成27年度からは、利用料の切り替えに合わせ、6～8月頃に4月1日現在の現況の審査を行います。4月中旬頃に現況の届出及び拳証証明書の提出をお願いする書類を発送する予定です。
- 保育の必要性の認定に係る事由に該当するかどうかを確認しますので、例えば、就労であれば「雇用証明書」など、事由に応じた証明書の提出を改めてお願いすることになります。（平成27年4月からの利用者も含みます。）

②現況確認に関する日程について（予定）

- ①4月中旬…園を通じて現況届出書を配布
- ②5月下旬…現況届提出締切（保護者→園）
- ③6月上旬…現況届提出締切（園→施設・事業所在区役所）
- ④8月中下旬…認定変更決定通知書、変更契約締結者一覧を各施設・事業所在区より発送
- ⑤9月1日…利用料切り替え

特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備について

◆本件については、今後国等から補足説明がなされることも考えられますが、現時点で可能な範囲でご説明させていただきます。



- 給付対象施設の設置者（＝「特定教育・保育提供者」＝全ての確認（みなし確認を含む）対象施設・事業者がこれに該当します。）は、業務管理体制を整備し、市町村長等に届ける旨が、子ども・子育て支援法（第55条）に規定されています。
- 事業者ごとに体制を整備していただく必要があります。（事業所ごとではありません。）
- 体制整備及び必要な届け出について、ご準備いただきますようお願いいたします。

1 業務管理体制の整備の内容

子ども・子育て支援法施行規則（第42条）により、以下の通り定められています。

業務管理体制の整備内容	③業務執行の状況の監査の定期的な実施	—	—	必要
	②業務が法令に適合することを確保するための規定の整備	—	必要	必要
	①法令遵守責任者（※1）の選任	必要	必要	必要
当該事業者が確認を受けている施設または事業所の数（※2）		1以上20未満	20以上100未満	100以上

※1 法令遵守責任者とは、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者のことです。

※2 例えば、「保育所と小規模保育事業」のように、異なる施設・事業も通算します。

2 届け出先

子ども・子育て支援法施行規則（第43条）により、以下の通り定められています。

特定教育・保育提供者の区分	届け出先
その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む）が一の市町村の区域【＝横浜市内のみ】に所在する特定教育・保育提供者	市町村長 【横浜市長です】
その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者	内閣総理大臣
上記以外の特定教育・保育提供者	都道府県知事

3 横浜市への届け出方法

届け出方法（届出書や窓口等）については、準備が整い次第、新制度のホーム・ページ（下欄参照）等にてご案内いたします。

《参考》横浜市長以外が届け出先の場合の、具体的な窓口や届出書の様式については、現在のところ本市に情報は入っていません。



■ ホームページで新制度に関する情報をご案内しています(随時更新)ので、ご覧ください。

横浜市 新制度 事業者の皆さまへ

検索

